

第1グループ（公募により指定管理者を選定した施設）

1 第1グループとした公の施設

本報告書において第1グループとして分類した公の施設は、公募により指定管理者を選定した施設である。第1グループは公募によって指定管理者を選定するという意味において典型的な指定管理施設であり、福井県における指定管理者制度の状況を分析するため、本年度の中心的な監査対象として位置づけられるものである。総論において述べられている外部監査の意見はこの第1グループへの監査手続がベースとなっている。

第1グループに分類する公の施設は、次のとおりである。

	施設の名称	所管課	指定管理者名	指定期間	施設区分
1	福井県民ホール	総務部・財産事務管理課	アイリス・マイント・アント・サウンドライフグループ	5年	文教施設
2	福井県越前三国オートキャンプ場	安全環境部・自然環境課	坂井市シルバー人材センター・休暇村協会グループ	5年	基盤施設
3	福井県ふるさと海浜公園	安全環境部・自然環境課	(株)おおい	5年	基盤施設
4	福井県社会福祉センター	健康福祉部・地域福祉課	(社福)福井県社会福祉協議会	5年	社会福祉施設
5	ふくい健康の森	健康福祉部・地域福祉課	(財)福井県健康管理協会	5年	レクリエーション・スポーツ施設
6	福井県児童科学館（エンゼルランドふくい）	健康福祉部・子ども家庭課	(福)ふくい福祉事業団	5年	文教施設
7	福井県立すこやかシルバー病院	健康福祉部・長寿福祉課	(財)認知症高齢者医療介護教育センター	5年	社会福祉施設
8	越前陶芸公園	産業労働部・地域産業技術振興課	ADKグループ	5年	産業振興施設
9	福井県産業振興施設（サンドーム福井）	産業労働部・地域産業技術振興課	(財)福井県産業会館	5年	産業振興施設
10	福井県中小企業産業大学校	産業労働部・労働政策課	(公財)ふくい産業支援センター	5年	産業振興施設
11	福井県産業情報センター	産業労働部・産業政策課	(公財)ふくい産業支援センター	5年	産業振興施設
12	テクノポート福井総合公園	産業労働部・公営企業経営課	(財)福井県企業公社	5年	基盤施設
13	福井県国際交流会館	観光営業部・観光振興課	(財)福井県国際交流協会	5年	文教施設
14	福井県立音楽堂（ハーモニーホールふくい）	観光営業部・文化振興課	(財)福井県文化振興事業団	5年	文教施設
15	小浜漁港指定管理施設	農林水産部・水産課	(株)イワタ	5年	基盤施設
16	福井駅西口地下駐車場	土木部・道路保全課	福井駅前商店街振興組合	3年	基盤設備
17	和田港若狭和田マリーナ	土木部・港湾空港課	若狭高浜漁業協同組合	5年	基盤設備

18	福井港九頭竜川ボートパーク	土木部・港湾空港課	㈱九頭竜川マリーナ	5年	基盤設備
19	福井県営住宅および共同施設（町屋団地ほか4団地）	土木部・建築住宅課	(一社)福井県不動産のれん会	5年	基盤設備
20	福井県営住宅および共同施設（社団地ほか5団地）	土木部・建築住宅課	アイリス・辻広組グループ	5年	基盤設備
21	福井県立馬術競技場	教育庁・スポーツ保健課	(学)金井学園	5年	レクリエーション・スポーツ施設
22	福井県立ライフル射撃場	教育庁・スポーツ保健課	福井県ライフル射撃協会	5年	レクリエーション・スポーツ施設
23	福井県立アーチェリーセンター・クライミングセンター	教育庁・スポーツ保健課	福井県アーチェリー・クライミング振興協議会	5年	レクリエーション・スポーツ施設

2 監査報告書の構成について

第1グループ各論の基本構成は次のとおりである。福井県の指定管理施設には様々なものがあり、23施設の中には、施設の利用度分析があまり意味を持たないものや指定管理者制度導入前のコストと比較できないものなどもあるが、第1グループの23施設に関しては、手続の網羅性を優先的に考え、いずれも全く同じ監査項目を設定して監査に臨んだ。

[第1グループの各論の基本構成]

1	指定管理施設の状況
	(1) 施設の概要
	(2) 指定管理者の状況
	(3) 指定管理業務の収支の状況
	(4) 自主事業の実施状況と収支
2	監査結果および監査人の意見
	(1) 施設の利用度について
	(2) コストは下がっているか
	(3) 指定管理料の算定は適切か
	(4) インセンティブについて
	(5) 利用料金收受業務の内部統制について
	(6) 指定管理者の選定手続について
	(7) 外部評価委員制度について
	(8) 施設の状況
	(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

1 福井県県民ホール

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	財産・事務管理課
施設の所在地	福井市手寄1丁目4-1 アオッサ8階
設置年月・根拠条例等	平成19年4月 福井県県民ホールの設置および管理に関する条例
設置目的	県民相互間の交流の場を提供することにより地域の文化および産業の振興を図るため設置する。
施設の内容	舞台 398.37㎡ 客席フロア 381.51㎡ 対応形式 プロセニウム、オープンステージ、平土間、コンベンションスクール 客席数 通常 535席（最大 570席）プロセニウム形式 付属施設 リハーサル室、楽屋4部屋（和室1、洋室3）、シャワー室、ホワイエ、ロビー、キッズルーム
利用料金	施設利用料 ホール1コマ 19,500円～等
利用時間・休館日	午前9時から午後10時まで 休館日 12月30日～1月3日
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模ホール ・福井市中心部（JR福井駅東）に立地し、交通アクセスに優れている。 ・使用用途に応じたホール形式の変更が可能である。

[県民ホールが入っているアオッサ]



[県民ホールの入口]



県民ホールは、福井駅東口のアオッサ8階にある。写真右はアオッサの8階であるが、写真の右隅に見えるのがエスカレーターで県民ホールの入口はすぐそばになる。県民ホールは「福井駅の改札口からほとんど歩かない距離にある」という点で集客施設としての立地は極めて良い。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	アイリス・マインドアンドサウンドライフグループ
制度導入年月日	平成19年4月1日

指定管理期間	H22. 4. 1~H27. 3. 31 (5年間)
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可および利用料金に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 ・地域の文化および産業の振興に関する情報の収集・提供および業務の企画・実施 ・上記業務に付随する業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	オープン当初から指定管理者制度を導入

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)	58,200	62,772	63,486	53,924	50,599
指定管理料	36,425	41,493	41,493	28,000	28,000
利用料収入	21,775	21,279	21,993	25,924	22,552
その他収入	—	—	—	—	47
支出 (B)	46,392	49,790	48,478	50,058	48,114
人件費	37,208	35,717	35,852	33,748	32,169
物件費	9,184	14,073	12,626	16,310	15,945
収支差額 (A-B)	11,808	12,982	15,008	3,866	2,485

(4) 自主事業の実施状況と収支

① 自主事業の内容

- ・ 公開ラジオ放送の実施
- ・ 子どもミュージカル、ファッションショー等、催事の開催
- ・ 司会者等の人の手配サービス、舞台美術等の制作サービスの実施

② 自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	4,747	5,124	4,960	4,812	6,441
(うち指定事業からの繰入)	2,547	541	2,159	2,268	1,892
(うち収益事業からの繰入)	—	—	—	—	—
支出	4,747	5,124	4,960	4,812	6,441
(うち指定事業への繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業への繰入)	—	—	—	—	—

2 監査結果および監査人の意見

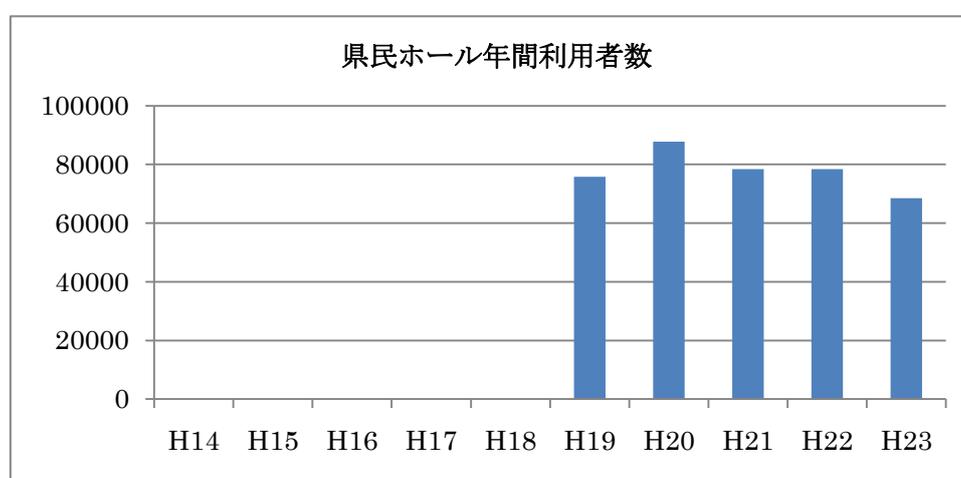
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

県民ホールの最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者(人)	—	—	—	—	—	75,840	87,750	78,363	78,347	68,545
施設利用率(%)	—	—	—	—	—	67.6	70.3	65.8	74.4	74.8

※利用者数は、ホールのみの数値である。



県民ホールは、施設が設置された平成 19 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。施設利用率は平成 22 年度、平成 23 年度に高水準となったものの、年間利用者数は平成 23 年度に減少している。これは東日本大震災のため大規模集客が見込める全国大会が減少したためであり、一時的なものと思われる。県民ホールについては、指定管理者制度導入前と導入後との比較はできないが、施設利用率は現在ほぼマックスという状況である。

② 利用者数の把握方法

利用者数は催事を行った主催者に確認するという方法により把握されている。外部監査としては、実績の測定方法について正確性ありと判断しており、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの方法は、広報活動の充実や地道な営業活動（ホールセール）、サービスの充実によるリピート率のアップであり、平成 23 年度の事業報

告書に記載されている利用率アップの方法としては全国大会の誘致などがあげられている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は年間利用者数が 57,000 人、稼働率が 70.9%であるので、これを平成 23 年度の実績に当てはめると、達成率は年間利用者数が 120%、稼働率が 105%となる。平成 23 年度の年度目標は前年度の実績をもとに定められたものである。

[外部監査人による分析と意見]

① 県民ホールの利用状況について

県民ホールの稼働率は近隣の施設と比較して高い。これは福井駅のすぐ横という立地の良さもあるが、指定管理者の地道な営業努力もその大きな要因と考えるべきであろう。また県民ホールの利用形態をみると最近の傾向としてパーティーが多い。これはアオッサ 3 階の業者を利用したケータリングサービスが可能という、立地を生かした県民ホール特有のサービスが要因となっているものであるが、これについては「県民の方がホールの使い方を判ってきた」と前向きに捉えるべきであろう。前述したように県民ホールはその設置と同時に指定管理者制度を導入しているので、指定管理者制度導入前の状況と直接比較することはできないが、県民ホールの高い稼働率を指定管理者の地道な営業活動やサービスの質の高さの結果と見るならば、県民ホールについて指定管理者制度導入の効果性は高かったと推測できる。

② 指定管理者の目標設定について

平成 23 年度の年度目標のうち年間利用者については、やや低いといわざるを得ない。指定管理者が実力を大きく下回る目標を設定している場合には、所管課は目標の修正を求めべきである。

(2) コストは下がっているか

福井県県民ホールは、平成 19 年度から指定管理者制度が導入されているが、現在の施設はアオッサ内に平成 19 年度に新設されたものであり、旧県民ホールとは規模や立地が異なるため両者をコストの面から比較することは有用ではない。そのため福井県県民ホールについてはコストが下がっているかについて分析を省略する。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県県民ホールの現在の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計

額が協定書に定められており、原則固定で 140,000 千円となっている。平成 19 年度当初および平成 22 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 19 年度当初の指定管理料上限額設定根拠によると、ホールの稼働率を 50%として収見込みを算定していた。これは旧県民ホールの稼働率が 50%であったことを参考にしたものである。なお実際には平成 19 年度以降 60%を上回る稼働率があった。

平成 22 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、収入金額については最近 3 年間の実績の平均値を見込み額とし、人件費については業務に応じた標準人件費を見込み額とし、その他経費については、光熱水費、燃料費を除き毎年 5%を削減するとの前提で見込み額を算定している。当該算定方法は合理性があり妥当である。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、平成 19 年度から平成 21 年度については大幅な収支差額（利益）が計上されている。これは当初の 3 年間の指定管理期間での指定管理料が 119,411 千円と現在の水準に比べ多額であったためである。その理由は、指定管理料の上限額設定の前提として施設利用率を 50%と見込んでいたが、実際には 60%を大きく超えていたためである。

[外部監査人の意見]

平成 19 年度の当初の指定管理料の上限額の設定は結果として若干甘かったと言える。老朽化した旧県民ホールの施設稼働率を参考とすべきではなく、設置からの経過年数や立地条件、規模などが同等である他の施設の稼働率を参考とすべきであった。なお県内にそのような施設がなければ県外の施設を参考としても良かったと言える。新設のホールで都市部にあるような施設と同等の数値を目標とするなど、挑戦的な目標数値を立てることも可能であったはずである。

新設ということもあり当初の指定管理期間を 3 年として、実績を見てから指定管理期間を 5 年間に延ばし、指定管理料の上限額も低く抑えている点については高く評価できる。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、請求書に基づき入金処理がなされており未収金額の管理も実施されていた。また月次では入金のタイミングでの収益計上となっていたが、決算時に未収計上がされており、収益計上時期について適切に処理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、基本的に専属人員のみの計上であった。しかし人件費のうち共同企業体の構成団体であるマインド社の計上分(13,900 千円)は同社よりの技術者派遣に基づく人件費見合い分として同社へ直接支払われており、消費税等の算定上は課税経費として扱われていた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり、委託金額 100 千円以上のもは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のもは入札により契約しており問題無かった。その他の費用について、按分による計上などはなく問題は無かった。なお一部に共同企業体の構成企業であるマインド、アイリス双方から購入しているものが含まれていた。

[外部監査人の意見]

共同企業体の構成団体から物品を購入すること自体は問題ではない。しかし見積合わせを要する場合などに公平性を保てないのは明らかである。共同企業体の構成団体との取引の際には「他に同様の技術を有する会社がない」、「明らかに価格が有利である」など、特命随意契約としても良い理由が必要であると考える。実際に行われていた取引では、価格の有利性や取引の特殊性などにより特命随意契約として良い理由が存在しており、問題は無かった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されており、帳簿は適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県県民ホールでは 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、利益インセンティブよりも指定管理を受けることそのものをインセンティブとして認識していた。このインセンティブは指定管理者として公の施設を管理運営するという誇りとなり、組織の意識を変えることに有効に機能していると考えられる。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県民ホールでは前述のとおり、利用料金収入は請求書に基づき入金処理を実施しており、請求書発行の網羅性と正確性、請求金額の回収管理が内部統制の構築上重要となる。請求書の作成はシステムにより実施しており、発行された請求書について作成者以外が検証している。また、入金確認業務は請求書発行担当者とは別の担当者が実施しており、未収管理についても適切に実施されていた。利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。利用者目線で様々な気づきを得る機会であり当制度は有効であるとの意見であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

平成19年4月の設置で施設全体がまだ新しいこともあり、大きな不具合は見当たらない。また小規模な修繕については、指定管理者の速やかな対応で、利用者には不便はかけていな

いと推測する。ただし音響設備については今後「経年劣化」の懸念がある。福井県の施設に関しては「故障が発生してから初めて修繕の検討を行う」傾向があるが集客施設でそれはいけない。ましてや福井県を代表するホールである。コストのこともあるから安直にはいけないが、所管課と指定管理者は「利用者に迷惑をかけない」ことを大前提に検討を重ねなければならない。

[音響設備]



[階段の蓄電テープ]



写真左は音響設備。経年劣化により故障の懸念がある。写真右は階段に取り付けられた蓄電テープ。利用者の「暗くて危ない」という声に対応したものであるが、コストはほとんどかけず、速やかに問題をクリアしている。細かい点であるがこういう所が指定管理者制度の優れたところ。

備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認したが、備品シールが添付されていないものがあつた。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。指定管理者所有の備品についてはきちんとシールが付されている。

[備品シールの貼付がない備品]



[指定管理者所有の備品]



②県民ホール指定管理者の姿勢

外部監査としては、成果が上がっている施設のノウハウや手法で、他の施設、特に苦戦している指定管理施設や直営施設に応用できるものはないかを調査することも往査の目的の一つと考えている。県民ホールの業績は上述のように順調であるが、外部監査として印象に残ったのは、指定管理者が特に重要視するものが「受付の態度」、特に「もう一度ど利用していただきたいということがにじみ出るような対応」、「お客様との綿密な事前打ち合わせ」、それによって「でき得る限りお客様の要望に応える」ということ、「そしてそれを可能にする体制の構築」であるという点である。ノウハウや手法というよりもこれは「姿勢」であるが、これが結果に直結するという意見には外部監査はもちろん賛成である。所管課が指定管理者を見る場合にも、直営施設の改革にも、ポイントは管理者の「姿勢」と考えるべきである。さらに外部監査としては、この「姿勢」がノーコストで構築できるという点を強調しておきたい。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・県民ホールの利用状況 ・県民ホールの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・経費の収支の状況 ・その他県民ホールの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・県民ホールの利用状況 ・県民ホールの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他県民ホールの管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実度

事業報告書は上記必要的記載事項を網羅するだけでなく、6ページにわたる運營業務計画と状況・分析が充実している。細分化された改善テーマに応じた具体的な実施内容とそれに対する整合性の検証、更なる改善に向けた分析が詳細に述べられており、判りやすい。また、アンケートの結果および分析が11ページ、利用者満足度・利用率の向上PDCAサイクルシート（部門ごとに1ページずつ5ページ）付されており、福井県としては利用度が高い。総論で述べたように、判りやすい業務報告書は審査する側の手間を減じる効果もある。他の施設に応用すべきである。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。県民ホールは福井県庁と位置的に近いこともあり実際には所管課が現場で指定管理者と打ち合わせをすることも多いが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

2 福井県越前三国オートキャンプ場

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	安全環境部自然環境課
施設の所在地	坂井市三国町崎、安島
設置年月・根拠条例等	平成9年7月
設置目的	ふるさとの美しい自然環境の中で豊かな自然と触れ合うことのできる場を県民に提供し、もって県民のゆとりある生活の実現に寄与することを目的とする。
施設の内容	管理棟：1棟 オートキャンプサイト：50区画 野鳥観察小屋：木造平屋×3棟 休憩所：鉄筋コンクリート造平屋×1棟 みくに自然学習センター：木造平屋×1棟 その他園路、広場
利用料金	オートキャンプサイト：1区画1泊につき9,000円 シャワー：1回につき100円
利用時間・休館日	1月1日から12月31日まで みくに自然学習センターは原則として午前9時から午後5時まで
施設の特徴	休暇村越前三国に隣接している。

[オートキャンプサイト]

[ビジターセンター]



写真左は1台分のオートキャンプサイト。写真中央部に車を駐車して利用する。AC電源、水道、炉がそれぞれのサイトについている。写真右はビジターセンター（管理棟）である。週末等、利用者が多い時は開いているが、平日等の利用者が少ない時はオートキャンプ場の受付も休暇村ホテルで行うので、閉まっている（写真中央の入口には「しめきり」の張り紙がある）。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	坂井市シルバー人材センター・休暇村協会グループ
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23. 4. 1~H28. 3. 31
指定管理者が行う業務	・施設または設備の利用許可、利用許可の取消し、利用の制限その他の利

	用に関する業務 ・利用料金の徴収、還付、免除その他の利用料金に関する業務 ・オートキャンプ場の維持管理に関する業務 ・オートキャンプその他の野外レクリエーション活動に関する情報の提供 ・その他知事が必要と認める業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理委託 ②管理者 オートキャンプ場は財団法人休暇村協会 展望広場は三国町

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	11,577	11,993	13,729	16,080	16,876
指定管理料	0	0	0	0	0
利用料収入	9,833	9,537	10,834	11,900	12,567
その他収入	1,744	2,457	2,895	4,180	4,309
支出(B)	11,563	11,982	13,702	15,988	16,921
人件費	5,610	5,722	6,267	7,141	6,628
物件費	5,593	6,260	7,435	8,847	10,293
収支差額(A-B)	14	11	27	92	△45

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

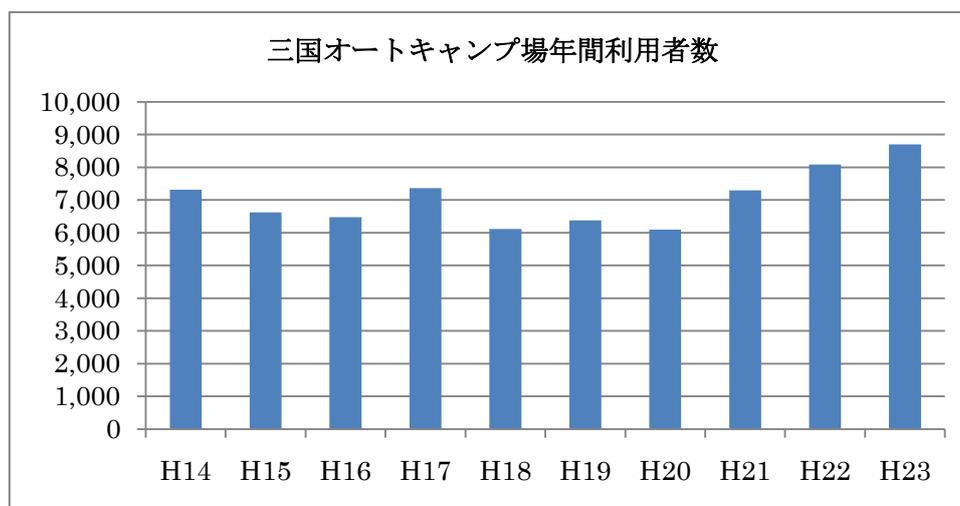
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

三国オートキャンプ場の最近10年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	7,312	6,619	6,475	7,362	6,117	6,381	6,097	7,289	8,087	8,701



三国オートキャンプ場は平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後の平均年間利用者数は7,112人で、指定管理者制度導入前4年間の平均6,942人よりも多くなっているが、平成21年度からの上昇は特に急で、3年間平均の8,025人は指定管理者制度導入前の116%、平成23年度だけだと指定管理者制度導入前の125%相当になる。所管課である自然環境課はこれを平成21年度から開始した企画である「手ぶらでキャンプ」が効いていると分析している。

② 利用者数の把握方法

利用者数は施設利用の申込者数であるので正確性ありと判断できる。外部監査では往査時に平成23年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

越前三国オートキャンプ場は、隣接する越前三国休暇村と一体の施設と考えて良いだろう。したがって越前三国オートキャンプ場の利用率向上策の基本は、休暇村と一体となった営業・企画・広報活動である。

[休暇村越前三国の案内板]



写真は休暇村越前三国の案内板であるが、向かって左側には休暇村ホテルが、向かって右側にはオートキャンプ場が示されている。

④年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

数値目標としてはサイト稼働数を設定している。平成 23 年度の目標は 1,800 組であり、これに対する実績は 2,200 組であるので目標達成率は 122.2%となる。平成 23 年度の目標は平成 22 年度の実績をベースに決定されているわけであるが、外部監査としては総論で述べたとおり、結果として達成率が高すぎるような甘い目標値については問題があると考えている。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度上昇の分析

前述したように、越前三国オートキャンプ場の年間利用者数は平成 21 年度から急激な上昇を続けている。平成 20 年度までは慣れたキャンパーが利用の中心であったが「手ぶらでキャンプ」等の企画により初心者呼び込み、これに丁寧な対応をすることによってリピーター化していくという良い流れとなっている。総論でも述べたとおり「新規のお客さんと呼ぶ」と「リピーター化してもらおう」ということは、利用度アップのカギだ。一般事業者である指定管理者は当然留意しているであろうが、この点は指定管理者制度を導入できない公の施設にも利用度のアップという点では応用可能なアプローチである。

②三国オートキャンプ場の位置付けと福井県の所管課

三国オートキャンプ場は本質的にはレジャー・観光施設である。また現在の指定管理者

が休暇村とセットでの売り込みを行っている限りは、レジャー・観光的要素はさらに増しているといえる。これを自然環境の保護を活動の主目的とする自然環境課が所管するというのは、少なくとも民間の発想では有り得ない。みくに自然学習センターや野鳥観察小屋、ふれあい水辺など自然環境課が所管した方が良いような施設も敷地内にはあるが、指定管理者のパートナーとしては観光関連の部署がより妥当であろう。このまま自然環境課が所管するとしても観光関連部署の係りは必要である。地元坂井市と連携して福井県北部の観光戦略に当該施設を積極的に組み込むべきである。

(2) コストは下がっているか

福井県越前三国オートキャンプ場は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。指定管理者制度においては、指定管理料は無償であり、利用料等の収入は指定管理者に帰属するとともに、利益(営業利益)の 2 分の 1 を負担金として県が徴収する内容となっている。一方、管理委託契約では委託料は無償であり、利用料等の収入は受託者に帰属する内容となっていた。指定管理者制度移行によって利益が出た場合のみではあるが県に負担金が入る内容となっており、制度としては県の負担するコストは下がっていると言って良い。但し実際には負担金が納付されたことはなく管理委託契約時と県が負担するコストは変わっていない。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県越前三国オートキャンプ場の指定管理期間は 5 年間であるが、利用料金にてコストを補えるとの判断から指定管理料は発生していない。これは収入が支出を上回ることを前提としているためであり、利益の 1/2(利益が 100 千円を超える場合のみ)を還付金として県に納付することとなっている。平成 18 年度当初および平成 23 年度の還付金の設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されているものと言える。

[外部監査人の意見]

還付金の設定に利益連動部分を取り入れたことは、インセティブと県の利益両方を考えた理論的には非常に合理的な方法であると言えるが、利益の 50%とはあまりに高すぎる。利益の 50%を県に負担金をして納めた後の利益からさらに法人税等を負担すると考えると実際に手元に残るのは最初の利益の 30%程度となり、インセンティブ上問題がある。以下の点から外部監査人は還付金の利益連動には反対である。

まず、利益金額が正しいことについて確認できていないし、確認することが困難である。確かに県は所管課のモニタリングや監査委員事務局の監査により指定管理者の事業報告や

事業内容を確認しているが、あくまで指定管理者制度の運用上必要なチェックを実施しているものであり、利益が正しいか否かについての検証が実施できているとは言えない。これは、そのようなチェックの実施には非常に高い事務的コストが必要であり、優先順位として低くなるためである。指定管理者制度の運用において利益の妥当性についての監査（いわゆる会計監査）を追加で実施することはコストや人的資源から考えて合理的ではない。

次に、利益の妥当性を検証するためには会計基準が統一されていなければならないが、指定管理者制度において従うべき会計基準は示されていない。そのため個々の会計処理が合理的であるかどうかについて判断することは可能であるが、指定管理者同士で比較した場合に異なる会計処理を実施していることが考えられる。上場企業など公認会計士の監査が制度化されている企業であれば「一般に公正妥当な会計処理の基準」に従うように制度化されており、さまざまな会計基準や実務指針に則って会計処理を実施しているため、企業間の公平性は保たれている。しかし、指定管理者の担い手は地元の中小企業や財団・社団法人であり、これらの団体全てに統一した会計基準を適用することは困難であり、公平な会計基準を設定することは困難であろう。

還付金額の設定においては、原則として固定金額のみとすることの方が制度として公平性・安定性が高く、指定管理者へのインセンティブも高まるというのが外部監査人の考えである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、毎年若干の利益を計上しており、収入金額は増加傾向にあるものの利益額が 100 千円を超えたことはない。導入当初の指定管理料は必要ないとの判断については妥当であったと考えられるが、利益額が 100 千円以上の場合に負担金を徴収する点については実際には機能していない。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県越前三国オートキャンプ場ではキャンプ場の管理人室ともいえるビジターセンターでの予約に基づく施設使用料収入と、ビジターセンターとフロント両方での物品の販売などの収入に分かれる。前者についてはビジターセンターの担当者が予約時に作成された受付カードに基づいて現金にて利用料金を徴収していた。後者についてはビジターセンターとフロントそれぞれの担当者が現金にて徴収するとともにビジターセンターでは受付カードに追加記入し、フロントでは指定管理者が運営する休暇村の入金管理簿上に入金を記入することとなっていた。最終的に受付カードおよび休暇村の入金管

理簿をもとに福井県越前三国オートキャンプ場の一日分の売上金を合計で休暇村の管理システムに入力するとともに、現金を1週間に一度銀行に入金していた。休暇村の管理システムをもとに休暇村の会計を管理する部署にて会計システムへ転記されており、売上の計上は適切に実施されていた。なお3月末日は冬期間のためキャンプ場の利用が無いため、期末日をまたいで連泊することによる売上計上の問題は発生していない。

費用については按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費については休暇村との兼務従事者の人件費総額の按分による計上であった。按分は指定管理者が毎月の実際の従事状況から推計した従事割合に基づき算定されており、適切に按分されていた。

水道光熱費のうち電気代についてキャンプ場独自の使用量メーターが壊れているため按分により計上されていた。按分割合はキャンプ場独自の使用量メーターが機能していた頃の過去の実績に基づき算定されており、適切に按分されていた。

また、賃借料のうち予約システムの使用料については、按分により計上されていた。按分割合は休暇村の総部屋数時キャンプ場の総サイト数に基づき算定されており、適切に按分されていた。

[外部監査人の意見]

電気代については、過去の実績により按分されているが、個別の使用量メーターに基づく按分の方がより合理的である。使用料メーターの修繕金額が相当程度高くなるため簡単には修繕できないことは理解できるものの、時期を定めていずれは修繕すべきであろう。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成23年度の会計帳簿を入手した。その結果、会計帳簿上経理は区分されていなかった。指定管理者は以下のようにして収支報告を作成していた。

まず、指定管理業務のみにかかる支出については、指定管理者の構成団体である休暇村の会計帳簿より指定管理業務にかかる費用を手作業にて抽出し、それを集計して指定管理業務にかかる支出としていた。次に休暇村との按分による経費については、経費合計金額を指定管理者の構成団体である休暇村の会計帳簿より集計し、それぞれ按分率を乗じたものを指定管理業務にかかる支出としていた。

[外部監査人の意見]

指定管理業務にかかる経理の区分は基本協定書第38条に定められており、福井県越前三国オートキャンプ場では当該経理の区分を実施しておらず協定書違反であると言える。総勘定元帳から手で集計して県への報告資料とすると、事後的な検証が非常に困難になる。

県として事後的な検証が容易となるように合理的な判断および対応が求められる。

[外部監査人の意見]

通信費のうち毎月 2,047 円発生している分については、重複して指定管理業務にかかる経費として抽出集計されていた。そのため当該金額の 12 か月分である 24,564 円が指定管理業務にかかる経費が過大に計上されていた。なお、当該事実が現在の指定管理料(負担金)に直接影響することは無かったものの、次回以降の指定管理料(負担金)の上限額設定に影響することも考えられるため十分注意する必要がある。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県越前三国オートキャンプ場では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は、当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

前述したように、還付金の設定が利益の 50%という高い水準であるので、利益インセンティブについては、それほど働いていないような印象を受ける。しかしながら福井県越前三国キャンプ場は国民休暇村と隣接しており、これらは一体の施設と言っても良い。指定管理者としては、ここから発生する本業との相乗効果が強いインセンティブとなっている。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県越前三国キャンプ場では、前述のとおり利用料金収入についてビジターセンターとフロントでの現金収入に基づき入金処理がなされており、それぞれ受付カードもしくは休暇村の入金管理簿にて入金管理されている。受付カードに関しては連番が付されており網羅性が確認できるようになっていたが、実際には受付カードの網羅性を確認する手続は実施されてい無かった。利用料収入は休暇村の他の収入を合算してシステムにより集計されており、綴られている受付カードに記載された利用料金収入については内部統制上の問題は無かった。

[外部監査人の意見]

受付カードに連番が付されていることは、さすがに宿泊施設を運営することを主たる業務としている指定管理者であり評価できる。連番を付すことの意味はシステム管理されていないキャンプ場の利用料金の網羅性についての内部統制を有効に機能させるためである。例えば連番管理されていない場合、受付カードを利用料金とともに一部抜かれた場合に受付カードをもとにした利用料金の検証ができなくなる。連番を利用することにより初めて受付カードをもとにした利用料金の網羅性が検証できることとなる。せっかくの連番も活用されなければ意味がない。是非活用すべきである。

[外部監査人の意見]

福井県越前三国オートキャンプ場では利益の一部を負担金として徴収する協定内容となっている。そのため収益(=利用料金)の網羅性は非常に重要な検証対象である。にも関わらず県から利用料金の網羅性確保のための指導は実施されていない。それは県は予算執行を主業務とするため、収益に対する感覚が今一步つかめていないためであろう。今後は利用料金のある指定管理業務について、網羅性確保のための県としての指導提言を実施していく必要がある。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。利用者目線で様々なアドバイスを得る機会であり、当制度は有効であるとの意見である。具体的なアドバイスを見ても有用なものが多く、制度は有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①修繕が必要な設備について

施設の利用に支障を生じるわけではないが、修繕が必要とみられる設備が散見された。

電力の小メーターは本来、休暇村ホテルの電気代とオートキャンプ場の電気代を区分して把握するためのものであるが現在故障中である。電気代については理論値により按分計算がなされているが（按分計算の妥当性は別途述べる）コストの正確な把握に貢献すべき設備であるから、なるべく早く修繕すべきである。また各サイトの近くには電灯が立っているが、割れているものもある。「特注で時間がかかる」のは理解するが、これもできるだけ早く修繕すべきである。

[電気メーター]



[サイトに立つ電灯]



②備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認したが、備品シールが添付されていないものがあつた。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。

③敷地内にある「自然環境にふれあうため」の場所

オートキャンプ場の敷地内には「自然環境にふれあうため」の場所もあるが、どの程度「自然のままにしておくのか」指定管理者や所管課の感性が問われる所であり、慎重に検討すべきである。「自然のまま」と「ほったらかし」は紙一重である。「自然のまま」を守りつつ、利用者に「ほったらかし」と思われぬようにしなくてはならない。写真左が野鳥観察小屋、写真右がふれあい水辺である。写真ではよく判らないかもしれないが、写真左の草が生えている所は池である。例えばここについては「池らしい姿に戻すか、生態系を守るため、そのままにするか」指定管理者も所管課も迷っているようであるが、外部監査としては「ちょっと見た目は良くないが、自然のままが良いのではないか。ただし、置いてあるテーブルやイス、表示板などはこぎれいにしておいた方がよい」という考えである。

[野鳥観察小屋]



[ふれあい水辺]



④みくに自然学習センター

指定管理の対象となっている施設の中で自然環境課本来の業務に近いものは、上記、野鳥観察小屋、ふれあい水辺の他に、みくに自然学習センターがある。みくに自然学習センターは三国オートキャンプ場が隣接する海浜自然公園の端に位置するが、海浜自然公園の敷地が非常に広いので指定管理者が常駐する事務所からかなり遠い（車で3分ぐらい）。したがって現在、管理は指定管理者から坂井市へ再委託する形で坂井市が行っている。ここで外部監査が問題視するのは、福井県がこのみくに自然学習センターを含めた形で指定管理者の募集を行っていることである。みくに自然学習センターの立地やその性格を考慮すれば、三国オートキャンプ場としての指定管理施設群から外すべきであった。

[みくに自然学習センターの外観]



[みくに自然学習センター内部]



みくに自然学習センター内部は奇麗に整頓されており管理の良さを感じるが、一部故障中の設備もあった。

⑤越前三国オートキャンプ場の受付戦略

「利用度を向上させること」、「リピーターを増加させること」に対して、サービスの質が重要なのは言うまでもないが、ここでは「受付業務」ということで検討してみる。受付業務の質は大切である。外部監査が他の公の施設に比べて「ここは有利」と見るのは、ホテルの受付と同一の職員がオートキャンプ場の受付業務を行っている点である。「公の施設であるが受付業務はホテル並み」というサービス水準は、当然、結果に影響していると思われる。直営の施設であっても受付業務を行う職員については、よくよく考えて配置しなければいけない。施設として成果を求めるのであれば、受付業務を「誰がやっても良い業務」と考えることは絶対ダメである。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・オートキャンプ場の利用状況 ・オートキャンプ場の利用料金の収入の実績および免除の実績 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他オートキャンプ場の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・オートキャンプ場の利用状況 ・オートキャンプ場の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他オートキャンプ場の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じその内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の内容

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅しているが、天候に左右されることへの対策などにつき、さらに具体的な内容を示せたら良かったのではないかと。基本協定書に規定さ

れている「具体的」の解釈については、指定管理者によってかなり幅があり、福井県としてはある程度揃えておく必要がある。アンケートの選択肢に「普通」という項目が無いのは外部評価委員のアドバイスによるものである。「普通という意見にはあまり意味がない」という外部評価委員のアドバイスは合理的であり他の施設でも応用可能である。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が主であるが、現地へは年度末の外部評価委員会には必ず行っている。所管課は外部評価委員会の前倒しを検討しているが、外部監査としては賛成である。なるべく繁忙期直後が良い。

3 福井県ふるさと海浜公園

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	安全環境部自然環境課
施設の所在地	福井県大飯郡おおい町大島
設置年月・根拠条例等	設置年月：平成5年7月
設置目的	根拠条例等：「福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例」(平成5年福井県条例第1号) および同条例施行規則
施設の内容	ふるさとの美しい自然環境のもとでの野外活動およびレクリエーション活動の場を県民に提供し、もって県民のゆとりある生活の実現に寄与することを目的とする
利用料金	主な利用料金 ログハウス：14,000円、ケビン：7,000円、オートキャンプサイト：4,500円、一般キャンプサイト：1,500円、日帰りキャンプ：1,000円
利用時間・休館日	オープン期間：毎年3月第3土曜日～12月第2日曜日
施設の特徴	オートキャンプサイト：80区画 ログハウス：木造2階建×10棟 ケビン：木造平屋×14棟

[福井県ふるさと海浜公園の管理棟]

[福井県ふるさと海浜公園のケビン]



福井県の施設としては「福井県ふるさと海浜公園」という名称であるが一般的には「赤礁崎オートキャンプ場」である。上記のとおり、オートキャンプサイトだけでも80区画、それに加えてログハウスが10棟とケビンが14棟ある。これらが海岸線に沿って配置されているので敷地はかなり横長である。隣接しているおおい町の施設「あかぐり苑地」もほぼ同規模の敷地面積であるので、これを含めた自然公園としては相当の規模となる。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	株式会社おおい
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23. 4. 1～H28. 3. 31
指定管理者が行う業務	・施設、設備の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利

	用に関する業務 ・利用料金の徴収、還付、免除その他利用料金に関する業務 ・ふるさと海浜公園の維持管理に関する業務 ・オートキャンプその他の野外レクリエーションに関する情報の提供 ・その他知事が必要と認める業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理委託制度 ②管理者 財団法人大飯ふるさと振興公社

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	49,080	49,927	55,824	57,677	61,256
指定管理料	—	—	—	—	—
利用料収入	41,453	42,116	46,151	46,999	45,123
その他収入	7,627	7,811	9,673	10,678	16,133
支出(B)	49,119	49,971	56,043	57,901	61,877
人件費	28,893	26,616	27,968	28,454	28,263
物件費	20,226	23,355	28,075	29,447	33,614
収支差額(A-B)	△39	△44	△219	△224	△621

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

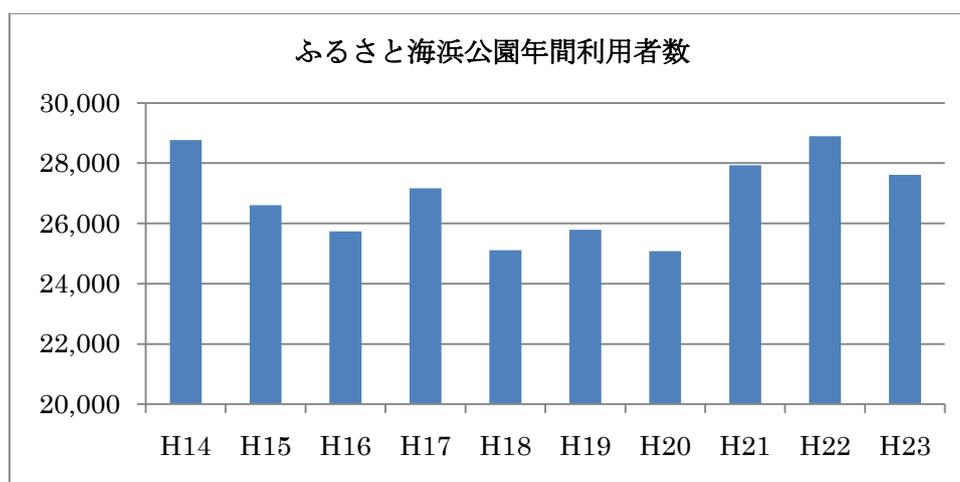
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

ふるさと海浜公園の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者	28,769	26,600	25,737	27,171	25,107	25,791	25,081	27,924	28,892	27,609



ふるさと海浜公園は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後の平均年間利用者数は 26,734 人で、指定管理者制度導入前 4 年間の平均 27,069 人よりやや少ない。これは指定管理者制度導入後の 3 年間、一般キャンプ、日帰りキャンプを中心に年間利用者数が伸び悩んだためであるが、それ以降は指定管理者の細かな対応が功を奏し年間利用者数は回復してきている。

また年間利用者数の推移としては、上記表のとおりであるが、施設利用料で見ると下記表のとおり実績は上昇傾向を続けている。これは一般キャンプ、日帰りキャンプといった単価の低い利用者が減少し、ログハウス、ケビンといった単価の高い利用者が増加していることを示している。

[参考・施設利用料推移]

単位 千円

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
施設利用料	41,756	40,194	39,192	41,116	39,191	40,213	40,930	44,939	45,683	43,888

施設利用料で見ると指定管理者制度導入後の平均 42,474 千円は指定管理者制度導入前の平均 40,564 千円の 105%に相当する。

② 利用者数の把握方法

ふるさと海浜公園はオートキャンプ場（赤礁崎オートキャンプ場）であり、利用者数は施設の申込数として正確に把握されている。外部監査では往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

現在の指定管理者は隣接するあかぐり苑地も管理しており、これらを一体として利用率を上げていくことが応募資料で述べられている。平成 23 年度の事業報告書にはアーリーチェックインやレイトチェックアウトなど具体的な利用率向上策が示されている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は施設利用人数が 25,816 人、使用料収入が 44,725 千円であるので、達成率は施設利用人数が 107%、使用料収入が 98%である。年度目標は過年度の実績をベースに各年度 5%ずつ上がっていくというものである。

[外部監査人による分析と意見]

①年間利用者数と施設利用料収入

指定管理者制度は指定管理者に利益というインセンティブを与え、指定管理者がそれを目指すことによって行政の目的である利用率の向上とコストダウンを図るという図式が基本である。ただし場合によっては、指定管理者と行政とで異なった方向性をとらざるを得ない局面もありうる。単価の低い（もしくは無料の）利用者に対する対応がそれである。福井県にとっては単価が高くても低くても、無料であっても施設の利用者であることには変わりがないし、その全部を増やしたいわけであるが、指定管理者としては単価が低い利用者が少なくなり、単価が高い利用者が増加した結果、利用者の全体数が減ったとしても収入がアップしていれば利益は増大することになる。

ふるさと海浜公園の利用者層は、単価の低い利用者から単価の高い利用者へとシフトしてきている。所管課の分析では「やはり、実際に来てみると、少し料金が高くても、ログハウスやケビンは魅力的なので」ということであり、指定管理者も意識的に単価の高い利用者だけを伸ばそうとしているわけではないが、こういった点は所管課が指定管理者を指導する時に留意すべき点の一つとなる。

②施設の性質と指定管理者制度

オートキャンプ場であるので年間での実績は 7 月、8 月の状況に左右される。ある一定期間に経営力を集中しなければならないという点では、行政機関の特色である固定的な組織体制よりも民間企業の持つ柔軟性が効果を発揮する所であろう。季節性のある施設についての指定管理者制度導入はこの点で合理性が有ると言って良い。

③ふるさと海浜公園の位置づけと所管課

前述した三国オートキャンプ場と同様、ふるさと海浜公園も本質的にはレジャー・観光施設である。これを自然環境の保護を活動の主目的とする自然環境課が所管するというのは、世間の常識とはやや異なる。また後述するように、ふるさと海浜公園＝赤礁崎オートキャンプ場は過去に「オートキャンプ場ランキング西日本二位」の評価を受けている。「世間の好評価」という経営資源を福井県のためにうまく使うとしたら、観光関連の部署が所管するのが合目的ではないか。

(2) コストは下がっているか

福井県ふるさと海浜公園は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。指定管理者制度においては指定管理料は無償であり、利用料等の収入は指定管理者に帰属するとともに、利益(営業利益)の 2 分の 1 を負担金として県が徴収する内容となっている。一方、管理委託契約では委託料は無償であり利用料等の収入は受託者に帰属する内容となっていた。指定管理者制度移行によって利益が出た場合のみではあるが県に負担金が入る内容となっており、制度としては県の負担するコストは下がっていると言って良い。但し実際には負担金が納付されたことはなく管理委託契約時と県が負担するコストは変わっていない。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県ふるさと海浜公園の指定管理期間は 5 年間であるが、利用料金にてコストを補えるとの判断から指定管理料は発生していない。これは収入が支出を上回ることを前提としているためであり、利益の 1/2(利益が 100 千円を超える場合のみ)を還付金として県に納付することとなっている。平成 18 年度当初および平成 23 年度の還付金の設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されているものと言える。

[外部監査人の意見]

還付金の設定に利益連動部分を取り入れたことは、インセンティブと県の利益両方を考えた理論的には非常に合理的な方法とも言えるが、利益の 50%とはあまりに高すぎる。利益の 50%を県に負担金をして納めた後の利益からさらに法人税等を負担すると考えると実際に手元に残るのは最初の利益の 30%程度となりインセンティブ上問題がある。以下の点から外部監査人は還付金の利益連動には反対である。

まず利益金額が正しいことについて、確認できていないし、確認することが困難である。

確かに県は所管課のモニタリングや監査委員事務局の監査により指定管理者の事業報告や事業内容を確認しているが、あくまで指定管理者制度の運用上必要なチェックを実施しているものであり、利益が正しいか否かについての検証が実施できているとは言えない。これは、そのようなチェックの実施には非常に高い事務的コストが必要であり、優先順位として低くなるためである。指定管理者制度の運用において利益の妥当性についての監査（いわゆる会計監査）を追加で実施することはコストや人的資源から考えて合理的ではない。

次に、利益の妥当性を検証するためには会計基準が統一されていなければならないが、指定管理者制度において従うべき会計基準は示されていない。そのため個々の会計処理が合理的であるかどうかについて判断することは可能であるが、指定管理者同士で比較した場合に異なる会計処理を実施していることが考えられる。上場企業など公認会計士の監査が制度化されている企業であれば「一般に公正妥当な会計処理の基準」に従うように制度化されており、さまざまな会計基準や実務指針に則って会計処理を実施しているため、企業間の公平性は保たれている。しかし、指定管理者の担い手は地元の中小企業や財団・社団法人であり、これらの団体全てに統一した会計基準を適用することは困難であることから、公平な会計基準を設定することは困難であろう。

還付金額の設定においては、原則として固定金額のみとすることの方が制度として公平性・安定性が高く指定管理者へのインセンティブも高まるというのが外部監査人の考えである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、毎年若干の赤字が続いているが、収入金額は増加傾向にあるため今後の黒字化は十分可能であると考えられる。導入当初の指定管理料は必要ないとの判断については妥当であったと考えられる。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金については、宿泊予約状況を予約管理システムにて管理しており、電話等の予約時から当該システムへ入力管理していた。利用料金の算定も当該システムを利用して計算されており、利用料金は予約管理システムからの出力帳票をもとに窓口にて利用当日に現金で徴収していた。徴収された現金は担当者によって予約管理システムから出力される日報と照合された後、銀行口座に入金されていた。毎月、銀行口座への入金金額と予約管理システムから出力される月報を管理者が照合しており、システムに依拠した内部統制が構築運用されていた。

予約管理システムへの入力については修正等の履歴が残るようになっており、システムの改ざんによる不正の防止が図られていた。また同システムからの出力帳票には連番が付されており、帳票の網羅性を確保できるようになっていた。

会計データへの入力については、予約管理システムからの月報をもとに1カ月分をまとめて入力していた。全て現金での売上であり入金時点での売上計上としており、収益計上時期について適切に処理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、全て専属人員の人件費であり按分による計上は無かった。指定管理者は指定管理業務以外に様々な業務を実施しているが、指定管理業務にかかる人員を特定しており、組織図においてもそのことが確認できた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり、委託金額 100 千円以上のもは2社以上の見積合わせにより実施契約となっており問題無かった。

また、その他の費用について按分による計上などはなく問題は無かった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されており、帳簿は適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県ふるさと海浜公園では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

福井県越前三国キャンプ場と同様、還付金の設定が利益の 50%という高い水準であるので、利益インセンティブについてはそれほど機能していない。ただしこれも福井県越前三国キャンプ場のケースと同様、隣接するあかぐり苑と実質的に一体の施設であることが指

定管理者のインセンティブとなる。単純な利益インセンティブよりもこれはかなり強力である。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県ふるさと海浜公園では前述のとおり利用料金収入は全て現金による収入であり、徴収すべき金額の網羅性と現金収入の実在性の確認が内部統制の構築上重要となる。指定管理者は予約管理システムを利用してキャンプサイトの利用状況の管理とともに利用料金の算定も行っており、内部統制上の問題はない。また、現金の収受についても事後的に上席者が預金口座への入金と予約管理システムから出力される月報を照合しており、内部統制上の問題はない。また予約管理システムについても、利用者が改ざん出来ないように修正履歴が残るように工夫されている。以上より、利用料金収受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にはアヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてアヒアリングを実施した。利用者目線で様々なアドバイスを得る機会であり、当制度は有効であるとの意見である。制度は有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

当該施設は平成5年7月の設置で、15年以上を経過した施設である。施設の主たる建物であるログハウスやケビンについては、遠くからでは判りにくいが、かなり劣化している。コスト面を考慮すればそう簡単にはいかないことであるが「これは集客施設であり、お客さんが相当な距離をかけて来てくれている」ということを前提とすれば、「利用者に迷惑をかけない」という視点は重要であろう。

[ケビンの破損状況]



[売店の天井]



写真左はケビンの一部であるが、積み上げられた丸太部分が腐っている。写真右は管理棟に併設してある売店の天井で、雨漏りがしている。

備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、備品シールが添付されていないものがあった。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。指定管理者所有の備品については、きちんとシールが付されている。

[備品シールの貼付がない備品]



[指定管理者所有の備品]



②福井県ふるさと海浜公園の価値と施設の名称

「福井県ふるさと海浜公園」といわれても、県民のほとんどはそれがどういうものかわからないだろう。これはパンフレットに記載されているとおり「赤礁崎オートキャンプ場」という名称を使用した方がよい。実際に当該施設の看板には「福井県ふるさと海浜公園」ではなくて「赤礁崎オートキャンプ場」となっている。公の施設の名称に対しての外部監査の見解は総論にて記したとおりである。

また赤礁崎オートキャンプ場は、西日本オートキャンプ場ランキング 2 位になったことがあり、アンケートにも「ランキング 2 位だから来ました」、「さすがランキング 2 位だ」などの回答が目立つ。福井県はこのことをもっと重視し利用できるだけ利用した方が良い。「ランキング 2 位の評価」は重大な経営資源である。発信力という意味では指定管理者単独、あるいは指定管理者+おおい町よりも福井県が加わった方が一回りも二回りも大きくなるわけであるから、積極的に乗っかるべきである。この点も当該施設の所管課について観光関係の部署が合理的と考える理由の一つである。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・海浜公園の利用状況 ・海浜公園の利用料金の収入の実績および免除の実績 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他海浜公園の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・海浜公園の利用状況 ・海浜公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他海浜公園の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じその内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の内容

事業報告書は上記必要的記載事項を網羅している。管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的な内容については丁寧で具体的な記載となっているが、予定どおりにいか無かった月（例えば 7 月）に関する分析をもう少し加えた方が良いであろう。アンケートの内容も利用者目線の良いものと感じた。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が主であるが、現地へは年次報告時、修繕の予算要求前、年度末の外部評価委員会の際には必ず行っている。平成 24 年度においては、外部評価委員会を繁忙期直後の 9 月～10 月に実施することを予定しているが、外部監査としては「所管として施設稼働の実態をより正確に把握する意味で」賛成である。

4 福井県社会福祉センター

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	地域福祉課
施設の所在地	福井県福井市光陽2-3-22
設置年月・根拠条例等	昭和55年12月
設置目的	高齢者、身体障害者ならびに母子家庭の母および児童ならびに寡婦の利用に供し、または社会福祉に関する事務に従事する者の研修を行うことにより、社会福祉の向上を総合的かつ計画的に促進することを目的に設置する。
施設の内容	敷地面積 4883.10 m ² 建築面積 2142.51 m ² 延床面積 7659.12 m ² 鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階 駐車場収容数34台
利用料金	大会議室 全日 7,200円 他
利用時間・休館日	9～17時まで。ただし有料施設にあつては9～21時(22時まで延長可)まで。 休館日は土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)。ただし有料施設については休館日でも利用することができる。
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各種福祉団体が入居し、高齢者、身体障害者、母子世帯等の各種相談、福祉向上のための便宜を図っている。 ・開設当初からバリアフリー化が図られ、各会場やトイレ等は車椅子での使用を前提に造られている。 ・災害発生時に福井市の二次避難所に指定されており、避難者の受入が可能となっている。 ・昭和55年開設から30年以上経過しており老朽化が見られる。

[福井県社会福祉センター外観]



[福井県社会福祉センターのエントランス]



福井県社会福祉センターの建物は昭和55年に建設されている。建物もかなり古いですが、問題は建設当時には想定しなかった駐車スペースの不足であった。駐車スペースについては後述するように平成24年度に改善が図られている。写真右はエントランスの状況であるが写真中央の掲示画面はかなり判りやすい。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	社会福祉法人福井県社会福祉協議会
--------	------------------

制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日（5年間）
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として県社会福祉センターの管理運営 ・高齢者、身体障害者、母子寡婦等の相談業務 ・社会福祉従事者を対象とした研修の実施 ・その他、自主事業の提案
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ①管理委託 ②社会福祉法人福井県社会福祉協議会

（３）指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入（A）	58,272	58,580	59,405	62,728	62,354
指定管理料	49,743	50,506	50,368	50,368	50,368
利用料収入	4,575	4,127	5,245	6,016	4,891
研修参加費収入	165	157	191	1,474	1,305
入居団体共益費収入	3,535	3,779	3,472	3,643	3,956
預金利子収入	12	9	2	2	1
前年度繰越	241	0	126	1,223	1,831
支出（B）	58,272	58,453	58,181	60,896	60,828
人件費	27,333	28,087	28,112	29,448	24,742
物件費	29,334	28,322	28,412	30,248	33,162
退職積立金支出	1,604	1,623	1,656	1,199	1,501
その他支出	0	420	0	0	1,421
収支差額（A－B）	0	126	1,223	1,831	1,526

（４）自主事業の実施状況と収支

①指定管理者（県社協）の独自事業

- ア 県社協の専門性を活かしたもの
福祉サービス第三者評価事業
- イ 福祉人材育成を目的としたもの
講習会等開催事業（介護支援専門員受験準備講習、教員免許介護体験事業等）
研修会等開催事業（生涯研修、専門課題別研修等）
- ウ 災害対応、支援を目的としたもの
地域福祉救援活動事業
- エ 財政基盤強化を目的としたもの
領布会開催事業

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	17,859	14,760	18,139	19,546	18,208
（うち指定事業からの繰入）	0	0	0	0	0
（うち収益事業からの繰入）	0	0	0	0	0

支出	10,659	6,706	8,142	9,090	9,649
(うち指定事業への繰入)	0	0	0	0	0
(うち収益事業への繰入)	0	0	0	0	0

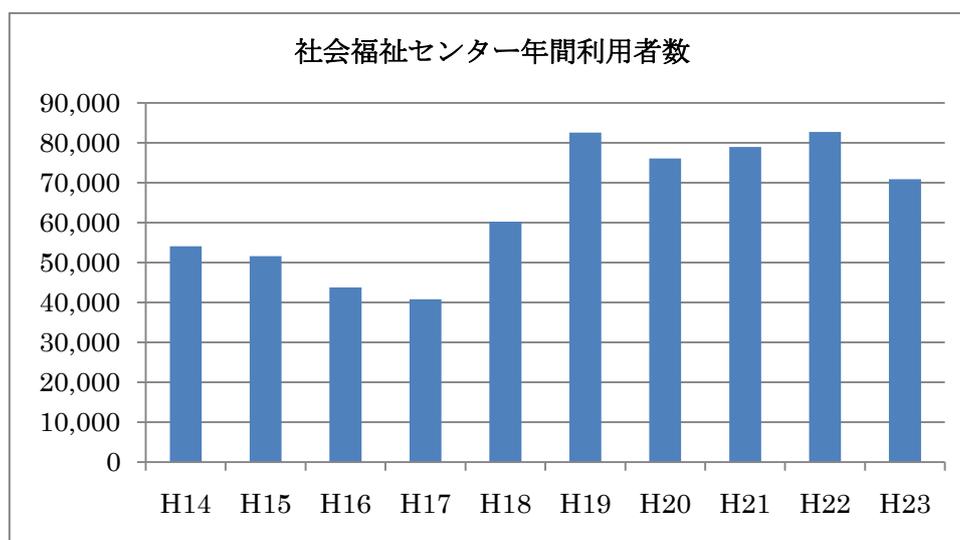
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

社会福祉センターの最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	54,058	51,545	43,702	40,746	60,216	82,487	76,038	78,916	82,720	70,835



福井県社会福祉センターは平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後、利用者数は大幅に伸びており、指定管理者制度導入後の平均 75,202 人は指定管理者制度導入前の 4 年間の平均 47,512 人に対し 158%と大きく上回っている。特に指定管理者制度導入直前の平成 17 年度と制度導入一年後の平成 19 年度では、2 年しか違っていないのに 2 倍以上の利用者数となっている。平成 23 年度に年間利用者数が減少しているのは、施設を頻繁に利用していた高齢者団体が解散したためであり、指定管理者としては「新規の顧客を開拓する」としている。

② 利用者数の把握方法

利用者数は申込書類により把握されている。外部監査としては実績の測定結果について正確性ありと判断している。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの方法は、サービスの向上や利用しやすさ、相談業務の充実などである。平成 23 年度の事業報告書に記載されている利用率アップの方法には、駐車場の確保などかなり具体的なことが示されている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は施設利用人数が 76,400 人であるため、この達成率は 92.7%であった（ただし、使用料収入の年度目標は達成率 117.5%）。年度目標については平成 20 年度以前の過去 3 年間の実績をベースに毎期 1%ずつ伸ばしていくという方法で決定されている。

[外部監査人による分析と意見]

① 社会福祉センターの利用状況について

社会福祉センターの指定管理者制度導入前の管理運営形態は管理委託制度であり、管理者は福井県社会福祉協議会である。したがって施設を管理する団体については指定管理者制度導入前と導入後とでは変わっていない。それにも関わらず年間利用者数は大幅な増加を示している。その要因は後述する児童科学館のケースと同様「意識の変化」であろう。当該施設においては「意識の変化」が県民サービスの向上をもたらしている。外部委員の中の利用者代表は、「充実してきた。ありがたい。」「サービスは向上している」とはっきり発言しているが、実際そのとおりであろう。管理委託制度と管理者が変わっていない場合でも指定管理者制度の導入に効果性があるケースの代表例といって良いであろう。加えて「意識の変化」にコストはかからないという点も外部監査人としては強調しておきたい。

② 目標設定の方法について

社会福祉センターの年度目標設定は、上記のとおり「過去 3 年間の実績をベースに 1%ずつ伸ばす」であり、それに従い平成 21 年度以降は 75,000 人、75,700 人、76,400 人という数値目標となった。外部監査としては結果的に妥当なものであったと判断している。しかし、同じ方式をとった平成 18 年度から平成 20 年度の目標は、それぞれ 47,477 人、47,951 人、48,430 人と、実績に比して結果的に極端に少ない。これは問題である。外部監査としては「指定管理者と指定管理施設のポテンシャルを引き出すため、所管課による適正（具体的に言えば、目一杯努力して少し足りないぐらい）な目標設定は不可欠」という立場をとる。所管課は平成 18 年度の実績を見て、平成 19 年度からの数値目標を上方修正すべきであった。

(2) コストは下がっているか

福井県社会福祉センターは平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年

度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県社会福祉センターのコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	55,751	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	5,490	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	50,261	
指定管理料 1 年分(E)	49,839	平成 18 年度指定管理協定書 3 年間で 149,517 千円の 3 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	△422	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 422 千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県社会福祉センターの指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 251,840 千円となっている。平成 18 年度当初および平成 21 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠によると、以前からの管理委託契約と同様の内容でのコストを見込むとともに管理委託受託者である福井県社会福祉協議会からの提案に基づき算定されており合理的に算定されていた。

平成 21 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定しており、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、毎年若干の利益を計上している。結果として指定管理料は妥当であったと考えられる。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料収入について、社会福祉センターの貸館による利用料金と入居団体からの共益負担金の 2 種類がある。前者は窓口での現金払いによる収入であり、後者は年間一括振込による収入である。窓口での収入については、原則として利用日の属する月内に入金されており、未収となるケースはないとのことである。また年間一括振込については 3 月に当該年度分を入金することとなっており、未収計上が必要となるものはない。利用料収入は入金に基づき適切に計上されていることが確認できた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、按分による計上はなく指定管理業務に携わるとした専属人員 5 名分の人件費を計上している。実際には当該人員以外も指定管理業務に携わっているが按分等は実施していないとのことである。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより 1,000 千円以上のものは入札により相手先を選定しており問題無かった。

なお、平成 23 年度において人件費が減少するとともに委託費が増加しているのは、母子相談業務を実施していた人員を直接雇用ではなく母子寡婦福祉連合会へ委託したためである。母子相談業務は母子寡婦福祉連合会へ人員を派遣して実施されていた業務であり、直接雇用管理となったことは望ましい。

その他の費用について按分等による計上はないが、法人運営事業繰入金支出が計上されている。

[外部監査人の意見]

法人運営事業繰入金支出は会計区分間の振替によるものであり費用ではないため、収支報告書上は支出として計上すべきではない。当該金額を考慮すると平成 23 年度の利益は 2,687 千円となる。なお、これによる指定管理料などへの影響はない。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されており、帳簿は適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県社会福祉センターでは 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることにする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることにする。

(4) インセンティブについて

指定管理者である福井県社会福祉協議会は、従来より福井県社会福祉センターを起点に事業を行ってきており、指定管理者自身が当該施設内に事務所を置いている。指定管理者にとって当該施設は、その存在意義を発揮するための場であり、指定管理者としてのインセンティブは、生存インセンティブとして存在している。繰り返し述べるように、この生存インセンティブは、単なる利益インセンティブよりも強い力を持つ。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県社会福祉センターでは、前述のとおり、利用料金の收受は窓口での現金によるものと年間一括振込によるものとに分かれる。窓口での収入の場合には申込書への利用料金の記載と入金額の一致を確認するとともに、銀行への入金確認用に利用者ごとの利用料金一覧表を作成して合計金額を確認している。年間一括請求については、入居団体共益費として請求金額を算定するとともに、請求資料に入金日を入力することによりもれなく入金されたことを確認している。以上より、下記を除き利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

[外部監査人の意見]

利用料収入にかかる検証は実施されているものの、土日のローテーション時の検証担当者が明確に定められていない。利用料収入など不正等のリスクがある業務については業務の担当者を明確に定め、責任と権限を明確にすべきである。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を

確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。外部評価委員の中には利用者代表が入っているが、当該施設にとって利用者の声は非常に有用なものとなっている。また、逆に利用者代表からの「良くなっている」という評価は指定管理者の士気をあげている。制度は有効に機能している。

(8) 施設の状況

①修繕すべき設備等について

福井県社会福祉センターの建物は昭和 55 年の設置であり、福井県の施設の中でもかなり老朽化している部類に入る。したがって、通路や階段のクロスをはじめ体育館の雨漏りや娯楽室の壁など、修繕の必要がある場所が多い。「少し汚れていた方が落ち着く」など、こういった状況をセンターの良い面と捉えてくれる利用者に対しては、それはそれで「ありがたい」と思うべきであるが、安全面に懸念があるものに関してはなるべく早い対応が必要であろう。安全面という意味では、最も重大なのが消防関係の設備である。地下にある消化ポンベの設備は設置後 30 年以上経過しているもので、できるだけ早期に取り換え等の処置が必要であった（平成 24 年度中に対応予定）。

[地下にある消化ポンベ]



写真の地下にある消化ポンベは、設置後 30 年以上経過している設備。

②使用していない部屋、機械室等の状況

福井県社会福祉センターの建物は 4 階建てで部屋数はかなりあるが、全ての部屋が有効利用されているわけではない。例えば 4 階の音楽研修室は、もともと保育園の先生が、音楽の研修を行う所であったが現在は物置になっている。こういった場所については、指定

管理者と所管課が協力して、より有効な利用方法を模索すべきである。また、機械室等に使用できない備品が多数置いてある。施設を有効利用するためには、要らない物は捨てなければならない。これも、指定管理者と所管課が協力して行うべきことである。

[4階の音楽研修室]



[地下の機械室]



4階の音楽研修室はセンターの中ではかなり良い部屋。地下の機械室だけでなく、不要となった備品はいろいろな所に置いてある。

③備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認したが、福井県の備品シールが添付されていない。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず福井県所定のを貼付することが必要である。また実際に使用している備品でも、古いものが多い。値段がそれほどかからないものであれば取り換えを検討しても良いのではないか。

[調理訓練室の丸椅子]



[滑車重錘運動器]



調理訓練室の丸椅子は使用できる状態であり実際に使用しているが、かなり古い。滑車重錘運動器は使用不能につき地下に置いてある。

④駐車場の整備について

前年度の外部監査では、隣接している総合福祉相談所が監査対象であったが、その時も利用者の利便性として駐車場の問題が議論のもととなった。福井県社会福祉センター、総合福祉相談所ともに昭和50年代の設立であり、ここまでの車社会は想定でき無かったのはやむを得ないが、実際問題として路上駐車は困るし高齢者の方が数多く利用するのに駐車スペースが狭いというのもトラブルのもとである。

平成 24 年度に入り、福井県は総合福祉相談所の敷地の一部を所管替えして福井県社会福祉センターの東駐車場として整備した。写真のとおり舗装もなく駐車スペースを紐で仕切ただけの簡易なものであるが、利用者の便益、路上駐車対策の両方に効果は絶大である。

[往査日（平日）の東駐車場の状況]



(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・社会福祉センターの利用状況 ・社会福祉センターの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他社会福祉センターの管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉センターの利用状況 ・社会福祉センターの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他社会福祉センターの管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じその内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告の充実について

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅しているものの管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的な内容についての報告内容がかなり薄い。福井県の指定管理者制度導入の方針や協定書第 30 条の趣旨から言えば、目標達成のために取り組む具体的な内容についての報告の充実は業務の質を向上するうえでどうしても必要である。指定管理者である（社）福井県福祉協議会は民間企業ではないので、そういった報告書の作成に不慣れな面があると外部監査人は推測するが、施設の重要性を考えるとこのままでは物足りない。所管課は、他の指定管理者報告書の優れた面を分析し、センターの指定管理者により充実した報告書の作成を指導すべきである。報告書の充実が業務の充実に繋がっていくというのが外部監査人の考えである。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。福祉の団体が施設に多く入居しているので行き来は頻繁であるが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

5 ふくい健康の森

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	地域福祉課
施設の所在地	福井市 真栗町 47-48
設置年月・根拠条例等	<p>【設置年月】</p> <p>(県民健康センター) 平成6年7月1日</p> <p>(けんこうスポーツセンター) 平成7年9月1日</p> <p>(温水プール) 平成9年11月1日</p> <p>(健康スポーツ公園) 平成7年6月1日</p> <p>(生きがい交流センター) 平成11年3月15日</p> <p>【根拠条例】福井県指定管理者制度基本条例(平成18年福井県条例第3号)第5条</p>
設置目的	体力づくりに関する指導および講座を開催するとともに、体力づくりその他健康の増進に必要な施設および設備を提供し、もって健康で生きがいのある県民生活の確保に資する。
施設の内容	<p>【県民健康センター】</p> <p>延床面積 地下 592.19 m²</p> <p>1階 4,058.43 m²</p> <p>2階 2,655.95 m²</p> <p>・研修室…148.1 m²</p> <p>・会議室…78.5 m²</p> <p>・オリエンテーション教室…77.3 m² 等</p> <p>【けんこうスポーツセンター】</p> <p>床面積 1階 3,589.08 m²</p> <p>2階 3,069.57 m²</p> <p>渡廊下 212.75 m²</p> <p>・トレーニングジム…316.33 m²</p> <p>・エアロビクススタジオ…214.60 m²</p> <p>その他 男女浴室、会議室 等</p> <p>【温水プール】</p> <p>床面積 2601.71 m²</p> <p>渡廊下 121.39 m²</p> <p>・25mプール…水深1.1m～1.3m 6コース</p> <p>・幼児用プール…水深0.5mと0.8m</p> <p>その他 流水プール、ウォータースライダー 等</p> <p>【健康スポーツ公園】</p> <p>面積 約21ha</p> <p>・400mトラック…4コース</p> <p>・テニスコート…8面</p> <p>・ゲートボール場…8面</p> <p>その他、多目的運動広場、中央広場 等</p> <p>【生きがい交流センター】</p> <p>延床面積 3,984.7 m²</p> <p>・交流ホール…600.6 m²</p> <p>・いきいき工房…100.1 m²</p> <p>・情報・相談室…70.5 m²</p> <p>・受付カウンター…21.2 m² 等</p>

利用料金	【県民健康センター】 (単位=円)			
		研修室 (2階)	会議室 (2階)	オリエンテーション教室 (2階)
	午前	4,500	2,500	2,400
	午後	6,100	3,200	3,200
	全日	10,600	5,700	5,600
	【けんこうスポーツセンター】			
	けんこうスポーツセンターおよび温水プール (共通)			
	当日 利用券	大人	600	20人以上の団体の 場合 ・大人(1人) 480 円 ・中学生以下(1人) 200 円
		中学生以下	240	
		高齢者 (65歳以上)	480	
障害者大人		300		
障害者小人		120		
小学生未満の幼児		無料		
けんこうスポーツセンター				
エアロビクススタジオ	1時間	620		
運動フロア	全面1時間	1,700	自由使用の場合無料	
	半面1時間	850		
健康スポーツ公園				
テニスコート	1面1時間	210		
多目的運動広場	全面1時間	620	自由利用の場合無料	
	半面1時間	310		
400mトラック	全面1時間	820	自由利用の場合無料	
ゲートボール場	1面1時間	210	65歳以上の高齢者は2割引 (170円)	
【生きがい交流センター】				
温泉入料				
当日券	大人 (65歳未満)	600	小人区分の中学生は 入場税(100円)が別途必要	
	高齢者 (65歳以上)	480		
	小人 (3歳～中学生以下)	240		
	障害者および介護者 (大人)	480		
	障害者 (3歳～中学生以下)	200		
施設利用料金				
1階 研修施設 (収容人数等)	利用時間	1時間	全日	
交流ホール (300名)	9:00～21:00	6,000	60,000	

	いきいき工房（36名）	（12時間）	1,000	10,000
	ふれあい研修室A（30名）		600	6,000
	ふれあい研修室B（30名）		600	6,000
	2階 温泉施設（収容人員等）	利用時間	1時間	全日
	くつろぎの間（40畳）A	10:00～21:00	600	6,400
	くつろぎの間（30畳）B	（11時間）	400	4,700
	教養娯楽室（10畳）		300	3,400
利用時間・休館日	<p>【県民健康センター】 開館時間 午前8時30分～午後5時 休館日 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） *ただし第2土曜日および第4日曜日は開館 （直後の月曜日に振替休日）</p> <p>【けんこうスポーツセンター】 開館時間（平日）午前9時～午後9時 （日・祝日）午前9時～午後6時 休館日 月曜日（祝日の場合、その翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） *ただし7月1日～8月31日までは休館日なし</p> <p>【温水プール】 開館時間（平日）午前10時～午後8時30分 （日・祝日）午前10時～午後5時30分 *ただし7月1日～8月31日までの日祝日は、 午前9時30分～午後5時30分 休館日 月曜日（祝日の場合、その翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） *ただし7月1日～8月31日までは休館日なし</p> <p>【健康スポーツ公園】 開園時間 午前9時～午後6時 休園日 月曜日（祝日の場合、その翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） *冬季期間は、積雪等の状況に応じて閉鎖 *コートハウスおよびパーベキュー広場は12月1日～2 月末日まで閉鎖 *ただし7月1日～8月31日までは休園日なし</p> <p>【生きがい交流センター】 開館時間 午前9時～午後9時 休館日 月曜日（祝日の場合、その翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） *ただし1月4日～2月末日までは休館日なし （平成22年度以降は利用状況を検討の上実施）</p> <p>*温泉施設(2階) 利用時間：午前10時～午後8時30分 （入館時間：午前10時～午後8時）</p>			
施設の特徴	<p>・子どもからお年寄りまで、一人ひとりが目的、ペースに合わせた運動を楽しめ、楽しみながらさまざまな活動を通じて、自然の中で健康づくりや生きがいづくりを行うことができる総合拠点となっている。</p> <p>【県民健康センター】 ひとりひとりの健康・体力度を総合的に診断、健康増進プログラム（運動・</p>			

栄養・休養)を提供し、調和のとれた積極的な健康づくりを支援する。

【けんこうスポーツセンター】

健康づくりのための運動実践の場として、各施設では健康・体力づくりのためのいろいろな運動が行えるほか、子供からお年寄りまでが楽しく利用することができる施設となっている。

【生きがい交流センター】

森のなかの温泉で心と体を安らげ、さまざまな施設で人とふれあうことにより、新たな生きがいを生み出し、健康で健やかな日々をサポートする。

[県民健康センターの外観]



[生きがい交流センターの外観]



写真左は県民健康センターである。県民の一般的な認識としては「人間ドックをしてくれる所」という位置づけである。写真右は生きがい交流センターである。正面の表示に記されているように温泉施設である。往査日は平日であったが、大勢のお年寄りが利用されていた。

[けんこうスポーツセンターの外観]



[健康スポーツ公園]



写真左はけんこうスポーツセンターである。一階には人気施設である温水プールとジム、二階には屋内トラック(200m)がある。写真右はけんこうスポーツセンター入口から健康スポーツ公園のトラックを見下ろした所である。健康スポーツ公園には、テニスコートやゲートボール場、400mトラックがある。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	財団法人 福井県健康管理協会
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日（5年間）
指定管理者が行う業務	<p>ア 県民健康センター</p> <p>(ア) 健康の増進および運動障害回復訓練に関する指導、相談および講座の開催</p> <p>(イ) 健康診査</p> <p>(ウ) 健康に関する情報の提供</p> <p>(エ) 健康の増進に関する会議、研修等を行うために必要な施設の提供</p> <p>(オ) 健康の森の業務に付随する医療の提供</p> <p>(カ) その他健康の増進に関する業務</p> <p>イ けんこうスポーツセンター、温水プールおよび健康スポーツ公園</p> <p>(ア) 体力づくりに関する指導および講座の開催</p> <p>(イ) 体力づくりその他健康の増進に必要な施設および設備の提供</p> <p>(ウ) その他体力づくりに関する業務</p> <p>ウ 生きがい交流センター</p> <p>(ア) 生きがいづくりに関する講座の開催</p> <p>(イ) 生きがいづくりに必要な施設および設備の提供</p> <p>(ウ) その他生きがいづくりに関する業務</p>
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<p>①管理委託</p> <p>②財団法人 福井県健康管理協会</p>

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入計 (A)	644,690	697,904	670,950	669,071	661,606
指定管理料	368,055	379,964	395,921	397,830	399,886
受託事業収入	3,585	43,904	0	0	0
利用料収入	268,412	269,226	270,680	266,439	257,025
負担金収入	2,956	3,061	2,922	2,996	3,049
その他収入	1,681	1,747	1,426	1,806	1,646
支出計 (B)	643,516	697,651	651,994	661,475	656,347
人件費	167,855	171,667	160,064	162,661	167,175
物件費	444,979	498,572	451,258	470,063	461,330
水道光熱費	82,273	82,165	79,934	84,669	84,379
委託料	212,257	254,099	208,012	210,162	206,276
その他	150,448	162,308	163,310	175,231	170,673
本社経費	30,680	27,411	40,672	28,750	27,841
収支差額 (A-B)	1,174	252	18,955	7,595	5,258

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

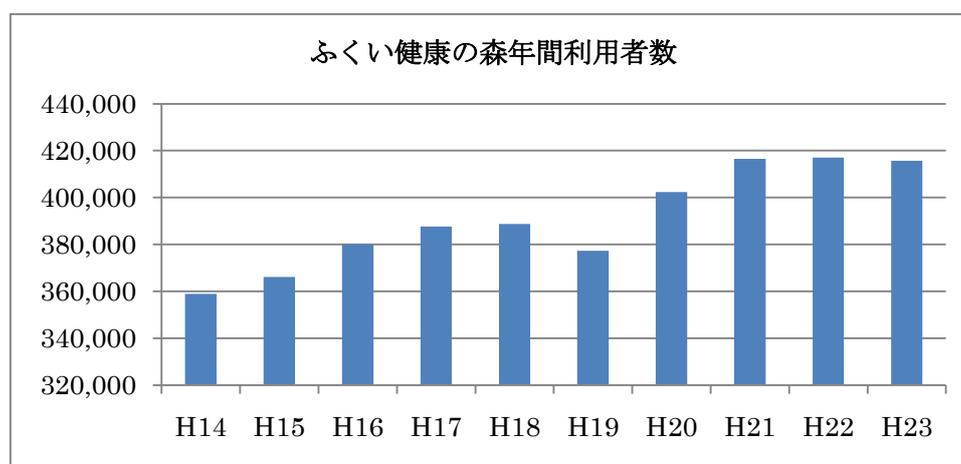
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

①利用者数の推移

ふくい健康の森の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	358,900	366,103	380,056	387,605	388,694	377,333	402,364	416,581	417,029	415,659



ふくい健康の森は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後、利用者数はやや増加しており、指定管理者制度導入後の平均 402,943 人は、指定管理者制度導入前の 4 年間の平均 373,166 人に対し 108%である。平成 23 年度における利用者の伸び悩みについては、外部評価委員会でも問題視されているが、割引制度導入によるリピーター確保策や差別化努力などもなかなか実績に繋がっていかないのが現状である。

②利用者数の把握方法

利用者数は、申込資料等により把握されている。外部監査としては、実績の測定結果について正確性ありと判断している。外部監査では往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い集計が適正にされていることを確認した。

③利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの方法は、主に P R 活動の強化であり、平成 23 年度で行われている利用率アップの方法は割引やその他のキャンペーンである。

④年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

ふくい健康の森は、県民健康センター、けんこうスポーツセンター、生きがい交流センターそれぞれに年度目標を設定しており、施設全体としての年度目標はその合計である。平成 23 年度の年度目標と達成率は以下のとおりである。

区 分	項 目	計 画	実 績	達成率
県民健康センター	利用人数（人）	9,700	9,917	102.2%
	収入（円）	134,537,000	128,817,767	95.7%
けんこうスポーツセンター	利用人数（人）	225,200	226,246	100.5%
	収入（円）	73,227,000	67,540,338	92.2%
生きがい交流センター	利用人数（人）	174,700	179,496	102.7%
	収入（円）	69,458,000	60,667,130	87.3%
合 計	利用人数（人）	409,600	415,659	101.5%
	収入（円）	277,222,000	257,025,235	92.7%

平成 23 年度の数値目標については、平成 19 年度を基準として設定されている。県民健康センターについては微増、けんこうスポーツセンターについては 1.1%増、生きがい交流センターについては 2.1%増が目標値である。

[外部監査人による分析と意見]

①ふくい健康の森の利用実績について

利用者数の伸びについては、他の指定管理者制度導入施設に比べてやや物足りないが、利用者数が指定管理者制度導入前よりも平均して増加していることは、ふくい健康の森がもともと人気施設であったことを考慮すれば評価すべきである。

平成 23 年度の状況として特に注目すべきは、上記表に示したように 3 つの施設全てについて利用者数では目標を上回ったものの、収入では目標を下回った点である。これはいわゆる「客単価が下がっている」状況であり、大きく見れば県内経済全体からくる影響であり、世間一般で同様な現象が生じているのは事実である。

ここで問題となるのは利用者数と収入とどちらにより力点を置いて考えるかである。通常は利用者が増えれば収入も増えるので、この 2 つは本来的には表裏一体であるが、具体的な対策を打つにあたっては、相反する方向性となることもありうる。指定管理者が「経営」という側面を重視して臨めば収入アップを目指すのが当然であるし、また、そういう事業者でなければ指定管理者制度の趣旨を全うすることはできない。

しかしながら、福井県としては逆の立場のはずである。それは、「測定不能な経済効果」が存在するためである。ふくい健康の森の利用者が増えれば、健康増進→医療費およびそれに付帯する行政コストの削減という流れで、福井県に経済効果をもたらす。この点は無視できない。収入が下がっても利用者増である。

そういった意味で「割引券や無料券で利用者数を伸ばす」という、ここ最近のふくい健康の森の対策を外部監査人としては是とするが、所管課は定量的なデータに基づき合理的な判断を指定管理者に示すことが今後の課題である。

②指定管理の対象とすべき施設の範囲

ふくい健康の森としては、県民健康センター、けんこうスポーツセンター、生きがい交流センターの3つの施設をセットとして指定管理施設としているが、その機能はそれぞれ異なる。3つの施設の業務については前述したとおりであるが、特に県民健康センターについては、医療に関する専門的能力を要求されている点では他の2つの施設と大きく異なる。こういった形式の施設群について全部まとめて指定管理とするか、一つ一つに分けて指定管理とするかについての外部監査の見解は総論にて述べたとおりであるが、それぞれのメリット、デメリットを一度検討する必要はある。

(2) コストは下がっているか

ふくい健康の森は平成18年度から指定管理者制度に移行しており、平成17年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため平成17年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と平成18年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。なお、指定管理者導入前後で2名県の職員配置が減少しており当該影響も考慮する。

[ふくい健康の森のコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	688,268	平成17年度実績
歳入金額(B)	282,688	平成17年度実績
人件費(C)	19,316	2名減少分
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	424,896	
指定管理料1年分(E)	371,096	平成18年度指定管理協定書 3年間で1,113,290千円の3分の1
コスト比較結果(E)-(D)	△53,800	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは53,800千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。コストの削減は主として県の職員の減少、委託契約の一括発注によるものである。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

ふくい健康の森の指定管理期間は5年間であるが、指定管理料は5年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で2,012,000千円となっている。平成18年度当初および平

成 21 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており合理的に算定されていた。

平成 21 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、平成 19 年、平成 20 年度は若干の利益計上となっているが、平成 21 年度以降は利益額が増加している。これは主として、人件費の減少によるものである。結果として指定管理料は妥当であったと考えられる。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、ふくい健康の森は、県民健康センター、けんこうスポーツセンター、生きがい交流センターの 3 つの施設があり、それぞれ利用料金収入の徴収方法が異なる。

県民健康センターについては、健康診断（人間ドック）による受診収入が主な収入となっている。健康診断については、協会けんぽもしくは企業からの申し込みをもとに実施される。当該申し込みをもとに担当者が管理システムへ各種情報を入力しており、請求金額は検査項目をもとにシステムにより自動的に算定され請求書が作成される。システムの算定した請求金額に基づき会計処理を実施しており、収入金額の間違いや期間帰属の誤りはなく適切に会計処理されていることが確認できた。

けんこうスポーツセンターについては、トレーニングジムや温水プールなどの施設利用料収入が主な収入となっている。施設の利用について、利用者は券売機で利用チケットを購入することとなっている。会計上は当該券売機からの収入報告に基づき収入金額を計上しており、収入金額の間違いや期間帰属の誤りはなく適切に会計処理されていることが確認できた。

生きがい交流センターについては、温泉施設の利用料収入が主な収入となっている。健康スポーツセンターと同様に券売機を利用した利用料金の徴収を行っている。生きがい交流センターについても、会計上、当該券売機からの収入報告に基づき収入金額を計上しており、収入金額の間違いや期間帰属の誤りはなく適切に会計処理されていることが確認できた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費については、全て指定管理業務の専属人件費であり、按分による計上は無かった。しかし当該専属人件費の対象となっている人員であっても、実際には指定管理業務以外の業務を実施していたり、逆に専属人件費の対象外の人員であっても指定管理業務を実施していた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また、委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり、委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により実施契約となっており問題無かった。なお、実際には例外的に認められている特命随意契約による契約があったが、随意契約となる理由書に問題は無かった。

その他の費用のうち、27,841 千円について、本社経費として按分により計上されていた。そのうち 10,338 千円については人件費の按分による計上であった。按分率は兼務している事業数による比率を使っており、具体的には按分対象者全員が 2 事業を兼務していたため、2 分の 1 を指定管理業務にかかる人件費としていた。

[外部監査人の意見]

人件費について、人員ごとに専属人件費とするかしないかを判断して按分することは、実態を反映していない可能性があり問題である。本来は、人員ごとに業務量から算定された何らかの按分率に基づき指定管理業務の費用として処理すべきである。指定管理業務の費用の対象となっている人員が他の業務を実施したり、逆に指定管理業務の費用の対象となっていない人員が指定管理業務を実施したりすると指定管理業務にかかる正確なコストを把握することができなくなり、指定管理者制度が適切か否かの判断を誤ったり、妥当な指定管理料の算定ができなくなる可能性がある。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されており、帳簿は適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

ふくい健康の森では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、

指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

指定管理者である福井県健康管理協会は、ふくい健康の森の開設当初から当該施設の運営を行ってきた団体であり、福井県健康管理協会とふくい健康の森の事業とは簡単には切り離せない面がある。「結果が思わしくなければ、5年後は指定管理者になれないかもしれない」という前提は、指定管理者にとって強いインセンティブとなっている。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

利用料金收受業務の内部統制については、県民健康センターとけんこうスポーツセンター・生きがい交流センターの2つに分けられる。

県民健康センターにおいては、管理システムによる利用料金の算定および請求書の作成が行われているため、当該管理システムへの入力チェックが重要となる。健康診断の受診者は管理システムから出力された検査項目一覧に基づき検査を受けることとなっている。各検査担当者は自分の担当の検査が終了したことを当該一覧へ記入しており、実際に実施した検査項目（＝請求すべき検査項目）が明確となる。検査終了後、担当者は実際に実施した検査項目を確認し、管理システムへの入力データの確認を実施している。そのため、入力誤り等はこの時点でチェックされている。また、請求金額通り入金されているかについて、銀行への入金により確認している。

けんこうスポーツセンター・生きがい交流センターについては、既述のとおり券売機を利用しており、担当者は毎日受付業務終了後に当該券売機からの収入報告と券売機の現金残高を照合している。現金の集計作業は2名以上で実施している。集計された現金は一旦金庫へ保管され、翌週初めに1週間分をまとめて銀行へ入金している。

以上より、利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。外部評価委員からは、かなり厳しい意見もあるが、指定管理者側は、それらの意見を重く受け止めている。制度は有効に機能していると判断した。

(8) 施設の状況

① 計画的な修繕が必要である設備について

ふくい健康の森の施設群については、県民健康センターが平成 6 年、けんこうスポーツセンターが平成 7 年、生きがい交流センターが平成 11 年の設置であるから、いずれも設置後 15 年前後となる。この報告書の繰り返し述べているように、建設後 15 年目は建物付属設備の耐用年数が終了するポイントであるので、所管課は計画的な修繕の準備が必要である。

② 備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、備品シールが貼付されていないものがあった。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。

また、施設内には使用不能となった備品が多数保管されている。これらについては、正規の手続きに従って早期に廃棄処分をすべきである。

[備品シールが貼付されていない備品]



[使用不能となった備品]



③ 機械室等の状況

機械室等に備品や消耗品を置いてあるケースがあるが、これは良くない。できるだけ早

期に是正すべきである。

[機械室等においてある使用不能備品]



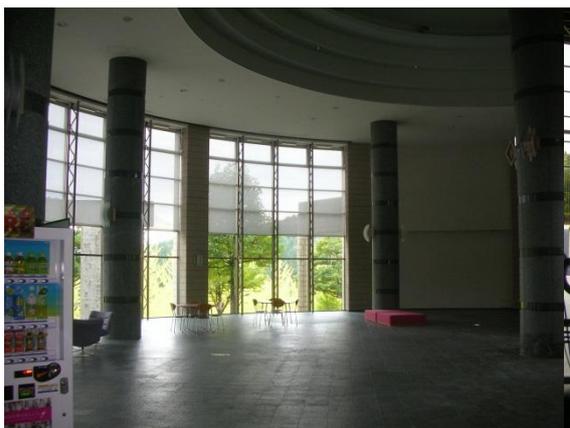
[消耗品が機械室等においてあるケース]



④ふくい健康の森の遊休スペース

ふくい健康の森の施設群である県民健康センター、けんこうスポーツセンター、生きがい交流センターのうち、けんこうスポーツセンター、生きがい交流センターについては遊休部分がほとんどないが、県民健康センターについては現在、遊休スペースがかなりある。まず、エントランスホールは単独で大きな面積となっているが、長期間空きスペースとなっている。また、運動指導室についても単独で大きな面積となっているが、体力測定時に利用されているものの利用度は低い状況である。

[県民健康センターのエントランス]



[県民健康センター運動指導室]



県民健康センターの正式なエントランスは、けんこうスポーツセンター側にあるが、駐車場に隣接していないため、利用者は少ない。利用者が主に入館するのは、逆側の入口である。正式なエントランスの利用が少ないので、それに続くエントランスホールを通過する人も少ない。写真右は運動指導室である。運動器具がいくつかあるが、これらは現在使用されていない。

県民健康センターの 2 階には、かつては使用されていたが、現在は使用されていない部屋がいくつかあり、これらはいずれも物置となっている。また、空きスペースではなく設備であるが、1 階には使用されていない医療器具もある。

[県民健康センター2階の一室]

[使用されていない医療器具]



これら遊休スペースや遊休設備については、コストをかけてまで「有効活用」ということは考えるべきではないが、福井県全体を見渡せば、何かアイデアは有るかもしれない。指定管理者と所管課だけでなく広く意見を募ったらどうか。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・健康の森の利用状況 ・健康の森の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他健康の森の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の森の利用状況 ・健康の森の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他健康の森の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査の意見]

①事業報告書の工夫について

ふくい健康の森の事業報告書は全部で 98 ページと指定管理者の事業報告書としては最もボリュームがある。この中には A3 ページもかなり含まれているので、A4 ページ換算では 100 ページを超えている。特に利用者アンケート調査については、58 ページにわたって調査結果と指定管理者の分析が詳細に記載されている（ただし、アンケートそれぞれでみると、統計をとるには回答数が少なすぎるという難点がある）。

できるだけ多くの情報を公開すべきという外部監査人の立場からは、ふくい健康の森の事業報告書を有用と考えているが、「報告書の利用のしやすさ」という点ではやや不満が残る。少し読みにくいというのが、率直な感想である。

事業報告書全体として読みにくくなっている要因は、細かいデータが先に来てしまっている点が多い。利用人数、収入の総括（1 ページ分）を先頭に置き、事業評価について（3 ページ分）を次に置いた合計 4 ページ分をとりあえず読んでもらい、残りの細かいデータは後に付けるのが良いであろう。些細なことかもしれないが、こういった配慮こそサービス業として必要である。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。連絡は密にとりあっているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

6 福井県児童科学館

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	子ども家庭課														
施設の所在地	福井県坂井市春江町東太郎丸3-1														
設置年月 根拠条例等	平成11年6月 福井県児童科学館の設置および管理に関する条例														
設置目的	児童に遊びを体験させてその健康を増進し、および情操を育むとともに、児童に科学に関する知識を提供して科学に対する関心および理解を深め、もって児童の健全な育成を図るため設置する。														
施設の内容	<p>鉄筋コンクリート造 地上2階 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階)</p> <p>(1) プレイエリア プレイザウルス、ものしりコーナー (476㎡) サイエンス・ラボ (72㎡) コンピュータールーム (73㎡) クラフトルーム (86㎡) コミュニティールーム (128㎡)</p> <p>(2) 展示エリア 宇宙と科学・なぜ時ゾーン ㄱ 自然のしくみ・たんけんゾーン (2, 327㎡) 人のくふう・はっけんゾーン ㄱ 空中回廊 (470㎡)</p> <p>(3) センターエリア スペースシアター (250席、車いす用12席、413㎡) ファンタジーエッグ (273㎡)</p> <p>(4) その他の施設 管理エリア、屋外公園 (芝生広場、大型遊具、単体遊具) レストラン、売店、別館「太陽と風の砦」 駐車場 (普通車360台、大型車10台)</p>														
利用料金	<p>《利用料金表》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一般</th> <th>小中高生</th> <th>幼児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペースシアター (プラネタリウム・全天周映画)</td> <td>500円 (400円)</td> <td>250円 (200円)</td> <td>100円 (80円)</td> </tr> <tr> <td>展示エリア</td> <td>100円 (80円)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※幼児とは、3歳以上で就学前児童 ※ () は、20名以上の団体料金、※70歳以上の方は展示エリア無料</p>			区 分	一般	小中高生	幼児	スペースシアター (プラネタリウム・全天周映画)	500円 (400円)	250円 (200円)	100円 (80円)	展示エリア	100円 (80円)	—	—
区 分	一般	小中高生	幼児												
スペースシアター (プラネタリウム・全天周映画)	500円 (400円)	250円 (200円)	100円 (80円)												
展示エリア	100円 (80円)	—	—												
利用時間	午前9:30～午後5:00 午前9:30～午後6:00 (7月21日から8月31日まで)														
休館日	月曜日 (休日を除く) 休日の翌日 (土・日・休日を除く) 年末年始 (12月28日から1月2日まで) ※春夏冬休み・ゴールデンウィークは休まず開館														
施設の特徴	○県立の大型児童館で、「あそび館」「科学館」「文化館」といろいろ														

	<p>ろな機能を持った複合型大型施設である。</p> <p>○名誉館長は、地元・旧春江町にゆかりのある宇宙飛行士の毛利衛さんである。</p> <p>○北陸最大級の直径23メートルのドームスクリーンでプラネタリウムを楽しむことができる。</p> <p>○屋外の芝生広場には、大人気の大型遊具「こどもの雲」「こどもの村」があり子ども達で賑わっている。</p>
--	---

[児童科学館の外観]

[屋外の芝生広場]



写真左は、児童科学館を入口駐車場付近から見た所。写真右は、児童科学館の展望エリアから芝生広場を見た所。写真奥に見えるのが上述大型遊具の「こどもの村」と「こどもの雲」である。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	社会福祉法人 ふくい福祉事業団
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H21. 4. 1~H26. 3. 31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童科学館」の維持管理業務 ・児童健全育成事業、科学普及事業との実施 ・その他広報業務等管理運営に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<p>①管理形態：管理委託制度</p> <p>②管理者：社会福祉法人 福井県福祉事業団</p>

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	346,564	344,710	343,473	345,416	348,593
指定管理料	328,710	326,972	328,172	328,172	328,172
利用料収入	17,777	15,383	13,972	16,027	19,225
その他収入	77	2,355	1,329	1,217	1,196
支出(B)	346,567	344,727	343,037	344,945	348,565
人件費	90,671	91,241	87,415	90,721	89,170
物件費	255,896	253,486	255,622	254,224	259,395

収支差額（A－B）	△3	△17	436	471	28
-----------	----	-----	-----	-----	----

（５）自主事業の実施状況と収支

該当なし

[児童科学館の正面]



[児童科学館の内部]



写真左は、児童科学館を正面から見た所。中央に入口があり入口を入ると写真右のような状態となっている。

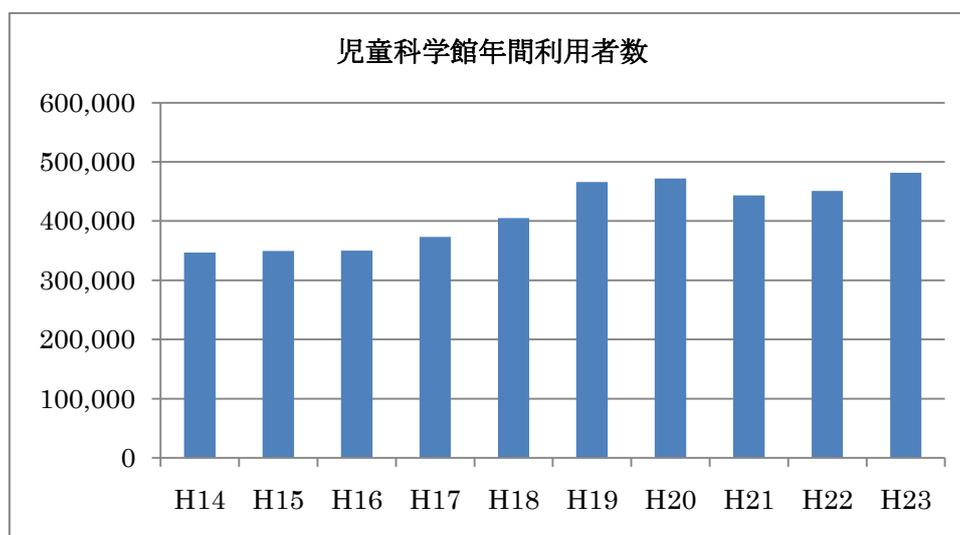
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

児童科学館の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	346,790	349,710	350,097	373,126	404,917	466,262	472,180	443,414	450,719	481,435



児童科学館は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後利用者は伸びており、指定管理者制度導入後の平均 453,154 人は指定管理者制度導入前の 4 年間の平均 354,930 人に対し 128%と大きく上回っている。また、平成 23 年度の利用者数は、過去最高の 481,435 人であり、これは 10 年前の 139%にも相当する。平成 21 年度に利用者数がやや下がっているが、これは展示エリア施設の燻蒸処理のため、閉館を余儀なくされた期間があったためであり一時的なものであった。

② 利用者数の把握方法

利用者数は、入口に設置されたカウンターにより把握されている。「手を繋いだ親子連れが 1 人分とカウントされる。逆に入口付近を行ったり来たりするとダブルカウントされる」などの意見もあろうが、外部監査としては「ここでそういった完璧性は必要ない」と断言しておく。外部監査としてはこの方法による実績の測定結果について十分な正確性があると判断している。外部監査では往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの基本的な方策は、新しい企画や取り組みの提案の他に開館日数の拡大などであった。また、平成 23 年度の事業報告書にはスペースシアター等人気企画の上演回数増加などが利用率アップ策として記載されている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は総利用者数 490,000 人である。したがって平成 23 年度の達成率は 98%となっている。当該目標については平成 21 年度において 5 年後の到達目標として掲げられたものである。総論にて述べたとおり「年度目標は、精一杯努力して、できるかできないか程度が最も望ましい」が、外部監査としての立場であり平成 23 年度における児童科学館の目標としては非常に妥当なものであったと考えている。

[外部監査人による分析と意見]

①児童科学館の利用者増大と指定管理者制度の効果

前述したように、児童科学館の指定管理者制度導入前の管理運営形態は管理委託制度であり、管理者は福井県福祉事業団であった。これは現在指定管理者となっているふくい福祉事業団と同一の組織であり、管理している組織に変更はないわけであるが、では、指定管理者制度導入後の利用者数の大幅な伸びはいったい何が要因なのか。外部監査は今年度の監査結果を分析するにあたって、この点を最も重大視する項目の一つとしている。

この点に関して所管課は「指定管理者制度となったことで意識が変わった」、「積極的になった」という。外部監査としては、過去にさかのぼって管理者の意識の変化を確認することはできないため「指定管理者制度の導入が管理者の意識を変える」という、その点を直接検証することはできないが、現場往査時のヒアリングでは指定管理者の意識の高さと積極性は明確である。管理委託制度と管理者が変わっていない場合でも指定管理者制度の導入には効果性があるといつて良いのではないかと考えている。

②ブランド施設としての福井県にとっての重要性

外部監査人としては児童科学館を福井県にとって、特別重要な施設であると考えている。県内の人口が 80 万人を割った中で年間利用者数が 50 万人に届こうかという児童科学館の実績は尋常な数値ではない。施設の性質上、利用する年齢層は限られてくるからである。おそらく相当なリピート率があると考えて良いが、それゆえ仮にサービス（遊具等の不具合を含む）が悪かった場合のダメージも逆に大きく、そこは留意が必要である。

しかしながら、外部監査が児童科学館を「福井県にとって」重要と考えるのは、その施設の性格ゆえである。この施設は福井県の方向性を示す 2 つのキーワード「子育て支援」と「科学（もしくは技術）教育」を象徴的に示すものとなっている。そういった意味で、福井県が「売り」としようとしているものにすっぽりはまる。恐竜博物館を主に福井県外

に対するブランド施設と位置付けるならば、児童科学館は主に福井県内に向けたブランド施設とすることができる。福井県は児童科学館をブランド施設として扱い、他の施設と一線を画す対応が必要であろう。

他の施設にも同様に言えることであるが、行政機関は「形の無いものを相対的に軽視する」傾向がある。物そのものよりもそれが与えるイメージの方が高価値であるケースがよくあるということは、福井県が方向性を決する場合に常に念頭に置くべきである。民間感覚の行政への導入を目指す外部監査としては、イメージの経済的価値を改めて強調しておかなければならない。この施設を所管する子ども家庭課の経済的責任は指定管理料の何倍も大きいはずであるというのが外部監査の所感である。

(2) コストは下がっているか

福井県児童科学館は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。なお指定管理者制度導入前後で県の職員配置が 1 名減少しており、当該影響も考慮する。

〔福井県児童科学館のコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	371,334	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	1,303	平成 17 年度実績
人件費(C)	9,658	1 名減少分
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	379,689	
指定管理料 1 年分(E)	329,798	平成 18 年度指定管理協定書 3 年間で 989,396 千円の 3 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	△49,891	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者制度導入により県の負担するコストは 49,891 千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県児童科学館の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 1,640,860 千円となっている。平成 21 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点について

てはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠資料は保存年限を過ぎており、存在しなかったため手続きを省略する。

平成 21 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定している。また、歳入に関しても過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、平成 19 年、平成 20 年度に若干の赤字を計上しているものの、平成 21 年度以降は若干の利益計上となっている。結果として、指定管理料は妥当であったといえる。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、券売機による収入と減免適用などの窓口での収入に分けられる。券売機と窓口の現金収入をまとめて夜間金庫へ入金しており、当該入金をもって利用料収入を毎日計上していた。そのため、利用料収入の計上日は 1 日ずれることとなるが、期末日については未収を計上しており、適切に処理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費は 88,879 千円であり、そのうち 2,417 千円については、法人事務局の人件費の按分による計上である。指定管理者の運営する施設の人員数に応じた按分を実施しており、按分方法は合理的であるといえる。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり、一部施設案内業務やイベント企画業務なども委託されている。委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により相手先を選定しており問題無かった。

その他の費用のうち、292 千円について按分により計上されている。按分方法は人件費と同様であり、合理的に按分されていた。

[外部監査人の意見]

福井県児童科学館の収支計算書は収支差額がゼロとなっているが、会計システムの残高

試算表上は収支差額として純利益が 27,540 円発生していた。これは、収支差額はゼロでないといけないという指定管理者の誤った認識から、県へ報告されていた収支計算書上だけ支出金額と収入金額が一致するように調整していたためである。このような誤った認識は公共的な団体にはよくあるものと言えるが現在は減っている。いわゆる報告ベースの決算報告書とシステムから直接出力される残高試算表の最終的な損益を照合することは容易にできることであり、県の担当者はそのような検証を最低限実施すべきであった。なお、当該事実が指定管理料に直接影響することはないものの、次回以降の指定管理料の上限額設定に影響することも考えられるため十分注意する必要がある。

[外部監査人の意見]

福井県児童科学館の県への収支報告は 3 月 31 日時点での見込みとなっており、確定した収支計算書で報告されてい無かった。現地調査時に、確定後の総勘定元帳を検証した結果、消費税等の金額に 1,760 円の差額が発生していることが確認された。県への収支報告は必ず確定した収支計算書をもって作成すべきである。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されており、帳簿は適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県児童科学館では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

指定管理者であるふくい福祉事業団にとって、安定した指定管理料や利益インセンティブはもちろん価値があるものであろうが、そういったものよりも、福祉団体としての志向がインセンティブとして強く出ている。指定管理者であるふくい福祉事業団は障害者福祉の団体で、指定管理施設は児童福祉の施設であるから、分野としては少し異なるが、指定管理者の福祉事業への意欲がインセンティブとして強く感じられる。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県児童科学館では前述のとおり、利用料金収入について券売機および窓口での現金収入に基づき入金処理がなされている。前者については、券売機からの日計販売レポートと現金残高を毎日確認している。後者については、窓口業務は常時複数名で担当するとともに窓口業務を1日に数回交代することとなっているため、交代時に後任の窓口担当者が販売報告と現金残高の確認を実施している。以上より、利用料金収受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。利用者目線で様々な気づきを得る機会であり当制度は有効であるとの意見であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①使用不能となっている遊具等について

施設内をひととおり視察した限り、施設上の重大な不具合は見当たらない。ただし、使用頻度が高い遊具や設備を中心に、往査日現在、使用不能となっているものは、いくつかみられる。

[立ち入り禁止となっている場所]

[「ただいまおやすみちゅう」となっている設備]



写真左は、立ち入り禁止となっている場所、「タイヤの経年劣化によりワイヤーが露出して危険」とのこと。立ち入り禁止となっている場所はここだけである。写真右の設備は、かなり特殊なものであり、専門の業者でないと修理できない。

「集客施設であり、遠くから来てもらっている人も多いわけであるから、町中の公園の遊具と同じようなことではいけない」が、外部監査としての基本的な立場であるが、この児童科学館に限っては、完璧主義は現実的でない。遊具や設備の数が非常に多く、しかも特殊なものばかりであるからである。全体に占める割合として何パーセントかの使用不能は一時的に許容するのが現実的であると考えるが、所管課は、その状況をリアルタイムで把握し、その割合が一定の水準を超えないように留意するような管理が現実的で妥当な管理といえよう。

②備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認した。備品シールについては、監査対象とした5点の全てのものに添付されていたが、大型双眼鏡については、台帳に2つと記載されていたにも関わらず、現物は5つ存在していた。調査によって、これは、旧台帳から新台帳へ移行する時に転記ミスがあったためと判明した。備品台帳を速やかに修正するとともに、他に同じようなものがないか、調査するべきである。

[備品台帳と数が相違する備品]



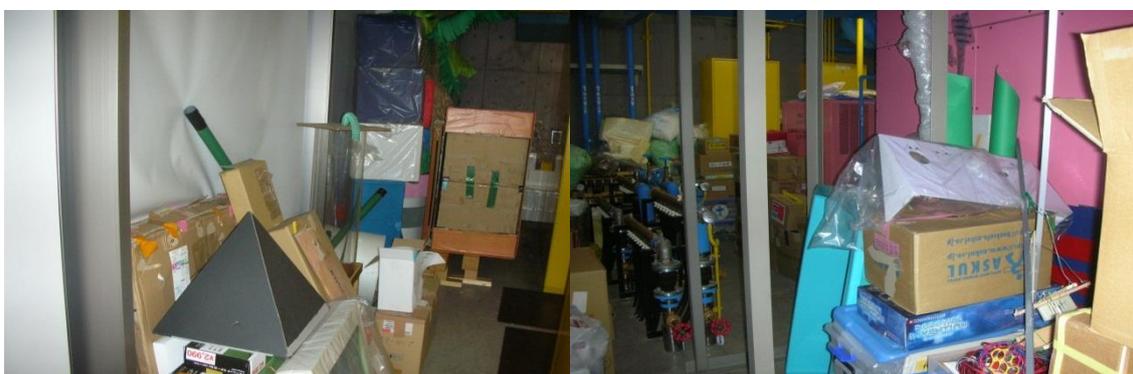
写真では判別しにくいですが、大型双眼鏡は5台並んで置いてある。

③施設の使い方の問題がある所

人気施設らしく、人目に触れる所はきちんと整理されている児童科学館であるが、エレキメカルームや空調機械室の状況は問題である。これらの部屋は現在、写真のような状態になっているが、消防関係に言われるまでもなく、これは良くない。設置後10年以上経過しているわけであるから、いろいろと物が貯まってくるのは当然であるが、こういった所を物置代わりにするのは避けるべきである。

[エレキメカルーム内部]

[空調機械室内部]



児童科学館には無駄なスペースがほとんどなく、それはそれで評価すべき点であるが、その結果、いわゆる物置にできる場所はほとんどない。

④備品の有効活用について

前述の物置の話の続きになるが、施設の設置時に購入したものが、この施設に本当に必要なもの、よく使うものとは限らない。結果としてあまり使わなかったもの、使わなくなってきたもの、逆に施設を運営していく中で必要数が不足してきたものが存在するのは当然のことである。その結果、最初の想定以上にもものは増えていく。高価であるにも関わらず使用頻度の低いものについては、他の施設に貸し出すという形で先方に保管をお願いするというのも選択肢の一つである。これだと備品の有効利用と物置問題を同時に解決できる。管理は少し煩雑になるが、所管課と指定管理者が協力してチャレンジしてみるべきであろう。児童科学館の備品の状態を全て熟知した職員がいれば、上手にできる可能性はある。

⑤きめの細かさと手作り感

成果が上がっている施設である児童科学館に関して、外部監査が注目しているのは、まず、きめの細かさである。児童科学館のサービスはきめが細かい。しかもそれが利用者につながるような判りやすさをもってなされているので、好感度という面での効果は大きい。

他の施設にとっては、高いリピート率を保つためのヒントになり得る点であろう。特に、幼児のためのプレイエリアの仕切りなど、ここしばらくで、安全面の配慮が随所にみられるようになったのは、利用者に非常に良い印象を与えているはずである。

また、外部監査として他の施設に注目してほしいのは、児童科学館のハコモノらしくない所である。手作り感とかそういうものがある。児童科学館からハコモノらしさを感じないのは、もちろん扱っているテーマの性質にもよるが、こどもや科学を扱っている施設でもハコモノ然としている施設は全国にたくさんあるはずだし、児童科学館も、平成 11 年当時は、施設にたよったハコモノ的な所があったのではないだろうか。指定管理者が障害者福祉を専門とする団体ということもあるかもしれないが、利用者にハコモノらしさを感じさせない努力は、他の施設が取り入れるべきものである。

[プレイエリアの仕切り]



[屋外のゴミ箱]



写真左はプレイエリアへ降りる階段であったが、幼児コーナーを設けたことにより、現在クローズしてある。写真右はゴミ箱。写真では判りにくいですが、以前は上の部分がタバコの灰皿になっており、ごみを捨てに来る幼児が危険であった。現在、施設内は完全禁煙である。

⑥今後のサービスの展開

児童科学館の指定管理者は、サイエンスラボやクラフト教室を中心にソフト面での出張サービスにも積極的である。外部監査としては正しい方向性だと思うし、各種団体の引き合いも実際に多くなっていくと推測するが、ソフトといっても実際にサービスを行うのは人だし、サービスの質を担保するのは「誰がそれをやるか」である。サービスの質が低下すれば、これは施設としてかなり致命的であるので、担当者の十分な育成が必要である。また、施設内の管理においては、レストランとミュージアムショップはポイントである。この 2 つについては指定管理者とは別の団体が業務を行っているが、外部監査の見立てでは、「利用者から全く不満が出ないレベル」というわけではない。福井を代表する施設にふさわしいサービスを提供していけるよう指定管理者は良きアドバイザーとなるべきである。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・児童科学館の利用状況 ・児童科学館の利用料金の収入の状況および還付、免除の状況 ・経費の収支の状況 ・その他児童科学館の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・児童科学館の利用状況 ・児童科学館の利用料金の収入の状況および還付、免除の状況 ・その他児童科学館の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告の充実について

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅しているものの、指定管理者の熱意や努力、そしてその成果がそのまま反映されたものになっていない。具体的に言うと、管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的な内容についての報告が 1 ページ、利用者アンケート・苦情等の内容およびこれに対する管理業務改善の状況の報告が 1 ページであり、当該施設の規模や重要性を勘案すると明らかに分析や説明部分の分量が不足している。ただし、外部監査としては、総論で述べたとおりそれぞれの指定管理者については、「他の優れた報告書があってもそれを参考にする機会が無い」ので、致し方ない側面があると判断している。所管課は、現在の指定管理者がこういった作業に不慣れであることを念頭にアドバイスを行うべきであろう。具体的には、他の指定管理者の報告書を参考に、この部分を充実させるような指導を行うと良い。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。企画に関しての打ち合わせは現地にて行い、

また、実際に現地へ行って企画の手伝いをすることもあるが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。特に、重要な備品が多い児童科学館のような施設に対しては、所管課として備品の棚卸に立ち会った方が良い。

7 福井県立すこやかシルバー病院

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	健康福祉部長寿福祉課
施設の所在地	福井県福井市島寺町93-6
設置年月・根拠条例等	平成7年4月 福井県病院事業の設置等に関する条例
設置目的	認知症高齢者の専門病院として、専門的医療サービスの提供および重度認知症患者に対するデイ・ケア等を実施するとともに、介護教育を通して地域の医療・保健・福祉の水準の向上に資するために設置する。
施設の内容	病床数 精神病床100床 診療科 精神科、神経内科、内科、外科 病院敷地面積 16,587.47 m ² 病院建物面積 7,506.536 m ² 管理診療棟 3,064.53 m ² 中央病棟 2,372.916 m ² 療養病棟（東病棟） 963.13 m ² 治療病棟（西病棟） 1,105.96 m ²
利用料金	(診療報酬に基づく)
利用時間・休館日	外来・デイケア 月曜日～金曜日 8:30～17:30 休診日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○福井県における認知症の専門病院として、高度・先進的な医療および看護サービスを提供している。 ○退院後に適切な診療を行うため、地域の「かかりつけ医」との連携に努めている。 ○介護教育部門を設け、地域での認知症に関する理解の普及・啓発のため、医療・福祉施設等の従事者や一般県民・学生等を対象に研修を実施している。

[すこやかシルバー病院の外観]



[すこやかシルバー病院の内部]



すこやかシルバー病院は、ふくい健康の森のすぐ近くにある。自然に囲まれていて、静かな環境といえる。写真右はすこやかシルバー病院の入口付近を撮影したものである。来訪者を避けて撮影したので、写真には写ってはいないが、往査日もお客さんはたくさん来ていた。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間） 平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県立すこやかシルバー病院における診療に関する業務 ・ 福井県立すこやかシルバー病院の維持管理に関する業務 ・ 事業の企画および実施に関する次の業務 (1) 認知症高齢者の介護に関する教育、研修に関する業務 (2) 認知症に関する普及啓発に関する業務 (3) 認知症に関する相談、指導に関する業務 ・ その他指定管理者（財団）の運営に関する業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理委託 ②管理者 財団法人痴呆性老人医療介護教育センター (H17.6 法人名称変更) 財団法人認知症高齢者医療介護教育センター

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	643,746	622,418	559,007	581,358	588,332
指定管理料					
事業収入	589,140	566,545	504,790	527,407	538,611
補助金等収入	52,757	53,583	51,479	51,316	47,521
雑収入	1,849	2,290	2,738	2,635	2,373
支出(B)	584,587	574,477	543,580	554,080	574,959
人件費	349,908	360,552	375,301	379,149	388,035
材料費	100,110	77,622	61,250	64,037	63,829
経費	100,835	107,118	98,778	98,268	109,397
負担金	8,901	6,476	0	1,963	3,734
減価償却費					3,093
法人税等	24,833	22,709	8,251	10,663	9,964
収支差額(A-B)	59,159	47,941	15,427	27,278	13,373

(5) 自主事業の実施状況と収支

① 自主事業の内容

病院の入院患者およびデイケア利用者に対するオムツ・日用品等の有償での提供事業

② 自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	10,433	10,879	8,824	9,563	13,010

(うち指定事業からの繰入)					
(うち収益事業からの繰入)					
支出	5,468	5,872	4,624	4,920	7,770
(うち指定事業への繰入)					
(うち収益事業への繰入)					

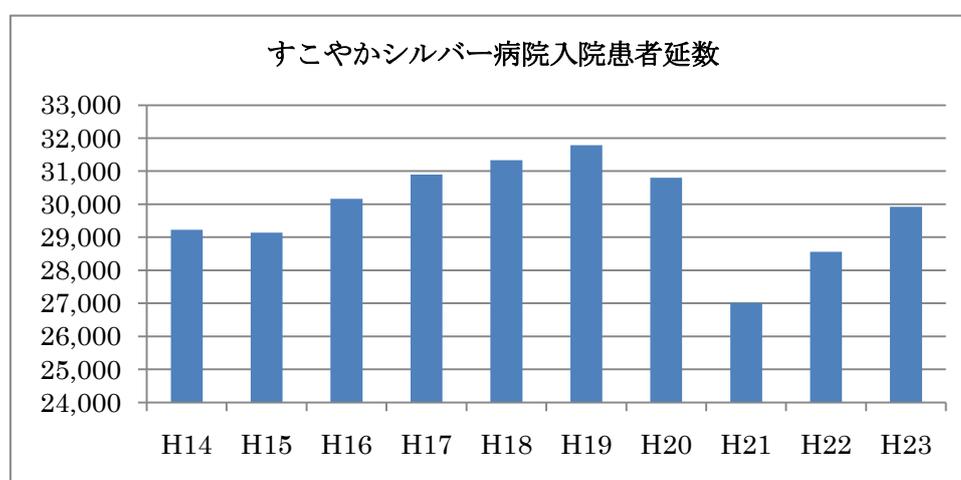
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

すこやかシルバー病院の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入院患者延数	29,230	29,143	30,164	30,903	31,336	31,784	30,806	27,012	28,561	29,921
外来患者延数	9,093	8,921	8,617	9,347	9,347	9,926	10,085	9,997	9,758	10,202
病床利用率	80.1	79.6	82.6	84.7	85.9	86.8	84.4	74.0	78.2	81.8



すこやかシルバー病院は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。グラフを見ると、平成 21 年度に大きく落ち込んでいる。これは、常勤医師が 3 名から 2 名に減少(自己都合により退職)したことによるものである(現在も補充されていない)。そのため、外部監査としては、「指定管理者導入後の利用者数平均」として平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間をとり、指定管理者制度導入前の状況と比較した。前者が平均 31,308 人、後者が平均 29,860 人であるので、指定管理者制度の効果は発揮されていると判断して良い。

② 利用者数の把握方法

すこやかシルバー病院は通常の病院であるので、実績とされる利用者数(患者数)は正確な数値である。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

他の施設と異なり、報告書等には利用率アップという視点からの具体的な記述はほとんどないが、「個別性の高い医療と温かみのある療養」という基本方針のもと、質的な充実を

目指した内容が多い。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

すこやかシルバー病院は、入院患者延数の目標を 32,850 人、病床利用率の目標を 90%と
しているため、平成 23 年度の達成率は、入院患者延数が 91%、病床利用率が 91%となる。
平成 23 年度における年度目標は平成 22 年度の目標を踏まえて算出されているが、病床利
用率の目標 90%は世間的な常識では MAX の数値である。

[外部監査人による分析と意見]

①施設利用の状況について

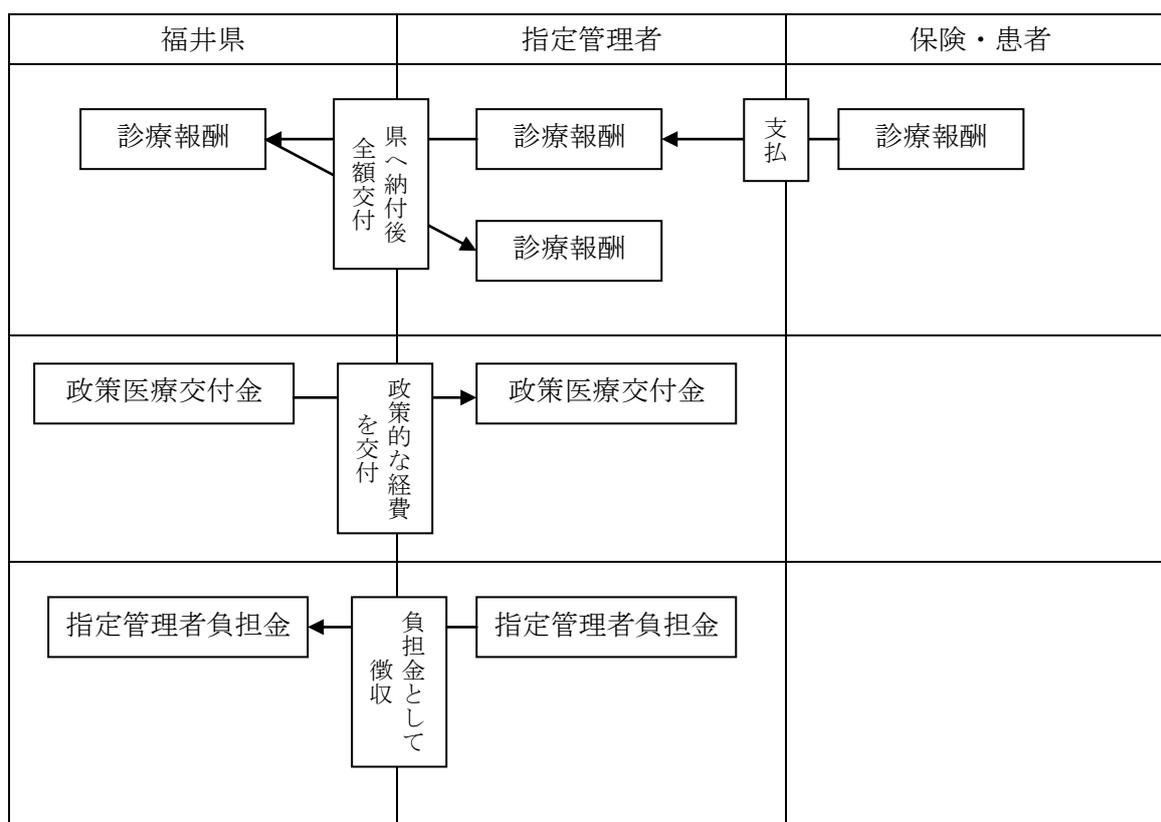
前述したように、すこやかシルバー病院の利用度は指定管理者制度導入後、好調だった
が、常勤医 1 名の退職によって後退を余儀なくされている状況である。すこやかシルバー
病院も所管課も「常勤医の補充のため尽力している」が、問題の解決には至っていない。
早期の解決が望まれるが、指定管理者の努力だけでは解決は困難である。福井県の全面的
な助力が必要である。

②数値目標の設定について

その事業年度の目標として、どういった数値をもってくるかは、この指定管理者制度を
運用する上での大きな要素の一つである。指定管理者の力を引き出すような設定でなけれ
ばいけない。外部監査としては「最大限の努力を行って超えるか超えないか」くらいが良
いと考えている。理想も大切だが、すこやかシルバー病院の置かれている状況を考慮すれ
ば、もう少し目標設定を下げるべきである。

(2) コストは下がっているか

福井県立すこやかシルバー病院は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成
17 年度以前は管理委託契約であった。利用料収入は一旦指定管理者が徴収し県へ納付する
が、全額交付金として指定管理者へ交付される仕組みとなっており、管理委託契約の時と
同様である。福井県立すこやかシルバー病院では病院事業収益と医療交付金等の補助金に
よって利益を計上することが可能となっており、指定管理料は発生していない。その資金
フローは以下のとおりである。



上図のとおり、結果として、政策交付金を支払っているにも関わらず、負担金が徴収されている。

平成 17 年度の管理委託契約金額から歳入を控除した金額と、平成 18 年度の政策医療交付金から負担金収入を控除した額を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県立すこやかシルバー病院のコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	616,422	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	557,054	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	59,368	
政策医療交付金(a)	52,945	平成 18 年度実績 ※1
負担金(b)	△8,157	平成 18 年度実績 ※2
比較のためのコスト合計(E)=(a+b)	44,788	
コスト比較結果(E)-(D)	△14,580	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

※1：政策医療の提供に要する費用等を県の判断に基づき補助金として支出している

※2：(年間医業収益-5 億円)×10%を指定管理者が負担金として県へ支払う。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 14,580 千円減少しており、コストの面では指定管理者への移行は成功であったと言って良い。コスト削減は主として人件費の削減によって達成されている。

[外部監査人の意見]

指定管理者制度を導入したことによって、交付金が支給されている団体から負担金を徴収するという状況となってしまうている。指定管理者制度を一律的に考えるべきではなく、交付金を出している事業から負担金を徴収する意義があるのか検討を要するであろう。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県立すこやかシルバー病院の指定管理期間は 5 年間であるが、「(2) コストは下がっているか。」での記載のとおり、福井県立すこやかシルバー病院では病院事業収益と医療交付金等の補助金によって利益を計上することが可能となっているため、指定管理料は発生していない。そのかわり、負担金が徴収が実施されており、平成 18 年度および平成 23 年度の負担金の算定方法についての資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

導入当初は医業収益から 5 億円控除した額に 10%を乗じた額を負担金として徴収していた。しかし、平成 21 年度に医業収益が 5 億円を下回ったため、平成 23 年度の指定管理者更新時に医業収益から 5 億円控除した額に 10%を乗じた額、または純利益の金額に 10%を乗じた額のいずれか多い方を負担金とする算定方法となっている。負担金の算定方法自体には問題はない。

[外部監査人の意見]

還付金の設定に利益連動部分を取り入れたことは、インセティブと県の利益両方を考えた理論的には非常に合理的な方法であると言えるが、以下の点から外部監査人は還付金の利益連動には反対である。

まず、利益金額が正しいことについて確認できていないし、確認することが困難である。確かに県は所管課のモニタリングや監査委員事務局の監査により指定管理者の事業報告や事業内容を確認しているが、あくまで指定管理者制度の運用上必要なチェックを実施しているのであり、利益が正しいか否かについての検証が実施できているとは言えない。これは、そのようなチェックの実施には非常に高い事務的コストが必要であり、優先順位として低くなるためである。指定管理者制度の運用において利益の妥当性についての監査（いわゆる会計監査）を追加で実施することはコストや人的資源から考えて合理的ではない。

次に、利益の妥当性を検証するためには会計基準が統一されていなければならないが、指定管理者制度において従うべき会計基準は示されていない。そのため、個々の会計処理が合理的であるかどうかについて判断することは可能であるが、指定管理者同士で比較した場合に異なる会計処理を実施していることが考えられる。上場企業など公認会計士の監

査が制度化されている企業であれば「一般に公正妥当な会計処理の基準」に従うように制度化されており、さまざまな会計基準や実務指針に則って会計処理を実施しているため、企業間の公平性は保たれている。しかし、指定管理者の担い手は地元の中小企業や財団・社団法人であり、これらの団体全てに統一した会計基準を適用することは困難であり、公平な会計基準を設定することは困難であろう。

還付金額の設定においては、原則として固定金額のみとすることの方が制度として公平性・安定性が高く、指定管理者へのインセンティブも高まるというのが外部監査人の考えである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、平成 19 年、平成 20 年度には大幅な利益を計上しており、その後も一定の利益を計上している。また、負担金の額も平成 21 年度に一旦ゼロとなったもののその後は発生しており、特に算定方法が見直された平成 23 年度には大幅に増加している。過去の負担金徴収の実績から言えば通常の指定管理者であれば負担金の算定は妥当であったと考えられるが、交付金対象団体からの負担金徴収についての外部監査人の考えは既述のとおりである。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県立すこやかシルバー病院は病院事業を営んでいるため、診療報酬が主な収入となっており、診療報酬を監査対象としている。

診療報酬の徴収については、窓口での患者負担の徴収と保険者に対する請求による振込入金にわけられる。診療報酬の算定業務には高い専門性が必要なため、専用の管理システムが導入されており、未収入金などの管理も管理システムにより実施されている。窓口での現金徴収については、当該管理システムから出力される日々の請求書の合計金額をもとに入金金額を管理している。また、保険者への請求についても、管理システムから出力されるレセプトに基づき実施されている。これらの診療報酬の入金金額は既述のとおり一旦県へ全額納付されている。

会計上の売上高の計上は日々のデータを表計算ソフトにより集計した月次資料に基づき実施されており、売上高の網羅性や計上時期の妥当性に問題はない。なお、長期未収となっている未収入金については別途管理されており、適切に管理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費は一部按分により計上されていた。按分率は業務従事割合により算定されており、按分方法は合理的であった。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また、委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により実施契約となっており問題無かった。また、その他の費用について、按分による計上などはなく問題は無かった。

[外部監査人の意見]

負担金の算定根拠となる額のうち純利益について、法人全体の純利益なのか指定管理にかかる収支差額にかかる純利益なのかが明確ではなく、またその範囲も曖昧である。平成 23 年度の負担金の算定根拠によると法人全体の純利益を利用しているが、算定対象となるべき負担金 3,734 千円も控除後の純利益によって算定しており妥当ではない。年間医業収益からの算定額の方が多額であったため結果として影響は無かった。したがって、「当該年度の純利益」という表現を「当該年度の指定管理業務にかかる負担金控除前純利益」という表現に改めるべきである。

[外部監査人の意見]

会計上の売上高の計上方法について、管理システムから出力される資料から直接入力できないことは非常に効率が悪いし、事後検証上も不便である。本来は管理システムから出力される月報をもとに売上高が計上できるべきである。管理システムへの入力が適切で、当該管理システムが正確に機能していれば売上高の計上は非常に楽であるし、事後検証もスムーズに実施できるためである。パッケージソフトであり、そのような機能が無いとは考えにくいいため、一度導入したシステム会社に確認すべきであろう。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されており、帳簿は適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県立すこやかシルバー病院では固定資産の価値が高められるものおよび耐用年数を延長させる修繕は県が、その他の修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設

の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

指定管理者である認知症高齢者医療介護教育センターは、福井県立すこやかシルバー病院を運営するための団体である。福井県立すこやかシルバー病院には、病院としての利益の追求よりも福井県の認知症高齢者医療政策を支えるといった行政的な側面が強く、そういった意味では、指定管理施設というよりも、福井県立病院などの直営施設に近い。指定管理者制度が予定しているようなインセンティブは当該施設にあっては極めて弱い。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県立すこやかシルバー病院では、既述のとおり、診療報酬が他の施設でいう利用料金となっている。診療報酬額の算定は管理システムにより行われているため当該管理システムへの入力およびそのチェックが重要となる。管理システムへの入力は手書きカルテをもとに事務担当部署が実施しており、管理システムから出力されるレセプトを事務担当部署と診療担当医師がチェックすることにより検証されている。

現金收受金額については、管理システムから出力される日々の請求書の合計金額と現金收受金額が一致していることを毎日確認している。保険者への請求については管理システムから出力される請求書に基づき実施されており、入金の有無を事務担当部署が確認している。以上より、利用料金收受業務に関して下記を除き内部統制上の問題はない。

[外部監査人の意見]

既述のとおり、会計上の売上高の計上方法について、管理システムから出力される資料から直接入力していないため、月次ベースで計上される売上高の計上金額について検証が不十分であると言える。件数も非常に多い診療報酬について、表計算ソフトを利用した手作成の管理資料で検証する有効性は低いと言わざるを得ない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。利用者目線で様々な気づきを得る機会であり当制度は有効であるとの意見であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

建物は平成7年度の完成であるから、平成23年度で16年経過したことになるが、古さを感じない。建物付属設備についても、平成20年度に空調施設の大規模修繕を行うなど、計画的な対応がなされている。機械室等に備品が若干見られるものの、建物内の整理状況は良い。備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り、現物を確認したが、備品シールは貼付されていた。

[備品シールの状況]



[機械室等の状況]



備品には、福井県所定の備品シールが貼付されている。写真右は機械室の一つである。物は置かれているが、乱雑な感じではない。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき、毎年度終了後30日以内に提出する。	以下の内容につき、翌月10日までに提出する。	・福井県が管理業務の実施状況を把握す

<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・すこやかシルバー病院の利用状況 ・すこやかシルバー病院の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他すこやかシルバー病院の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかシルバー病院の利用状況 ・すこやかシルバー病院の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他すこやかシルバー病院の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>るために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。</p>
--	---	--

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の記載内容

事業報告書の記載は、他の指定管理者制度導入施設とかなり異なる。特に、基本協定書が定めている第 30 条の内容である「管理運営目標の達成状況およびその評価、目的達成のために取り組む具体的内容」の記述が足りない。所管課は、他の施設の報告書を参考にして、指定管理者制度の趣旨に合致するような報告書を書いてもらうよう指導すべきである。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現地へは外部評価委員会への立会で必ず行くが、高価な備品も数多く保管しているので、その確認のための定期的な視察も行うべきである。

8 越前陶芸公園

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	福井県産業労働部 地域産業・技術振興課
施設の所在地	福井県丹生郡越前町小曾原120-61
設置年月・根拠条例等	昭和46年4月 福井県都市公園条例
設置目的	越前焼の振興および県民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与するために設置する。
施設の内容	敷地面積 14,477 m ² 資料館棟 520 m ² 、第2資料館棟 505 m ² 、陶芸教室棟 504 m ² 、 焼成室棟 216 m ² 、茶苑 334 m ²
利用料金	・資料館（常設展 200 円以内、特別展 600 円以内） ・陶芸教室（1,200 円以内）、茶苑（9,900 円/時間以内）
利用時間・休館日	・午前9時～午後5時（入館は午後4時30分） ・毎週月曜日（休日を除く）、休日の翌日（土・日・休日を除く）および 12月28日～1月4日
施設の特徴	○陶芸館は日本六古窯の一つである「越前焼」を専門に紹介する国内唯一の施設。（越前焼の歴史や特徴を見て学ぶ「資料館」、越前の土を使って作る「陶芸教室」、越前焼を使って味わう「茶苑」） ○陶芸公園内には、岡本太郎「月の顔」、イサム・ノグチ「レイン・マウンテン」等のアート作品が点在。

[陶芸館の外観]



[陶芸館のエントランス]



越前陶芸公園は、越前陶芸村の中心的な施設である。越前陶芸村は福井県の施設だけではなく、越前町の施設や民間の施設を有する越前焼の拠点施設群である。陶芸館は、駐車場から公園を挟んだ向かい側になり、駐車場から見えないため、施設として弱点があると言われている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	ADKグループ
制度導入年月日	平成21年4月1日
指定管理期間	H21. 4. 1~H26. 3. 31
指定管理者が行う業務	・施設および設備の利用許可およびその他利用に関する業務 (施設の利用、施設の利用料金の徴収等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・施設および設備の維持管理業務 ・運営業務 (収蔵品の保管・利用、常設展・企画展の企画・実施、陶芸教室・茶苑の利用ならびに各種講座等の企画・実施、広報・集客等) ・その他施設の管理運営に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 直営 ②管理者 福井県

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	—	—	126,503	121,038	123,444
指定管理料	—	—	107,694	103,925	104,315
利用料収入	—	—	18,158	16,322	17,625
その他収入	—	—	651	791	1,504
支出(B)	—	—	155,924	131,645	120,545
人件費	—	—	54,806	58,549	58,635
管理費	—	—	86,479	58,477	46,552
外部委託費	—	—	14,639	14,619	12,680
自主事業費	—	—	0	0	2,678
収支差額(A-B)	—	—	△29,421	△10,607	2,899

(4) 自主事業の実施状況と収支

①自主事業の内容

- ・越前陶芸村し誰桜まつり(2011/4/9(土)～4/17(日))
 ※宮崎観光協会、越前町、ADKによる実行委員会形式での開催
- ・秋季陶芸祭(2011/9/30(金)～10/2(日))
 ※宮崎観光協会、越前町、ADKによる実行委員会形式での開催

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	—	—	—	—	420
(うち指定事業からの繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業からの繰入)	—	—	—	—	—
支出	—	—	—	—	2,678
(うち指定事業への繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業への繰入)	—	—	—	—	—

2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

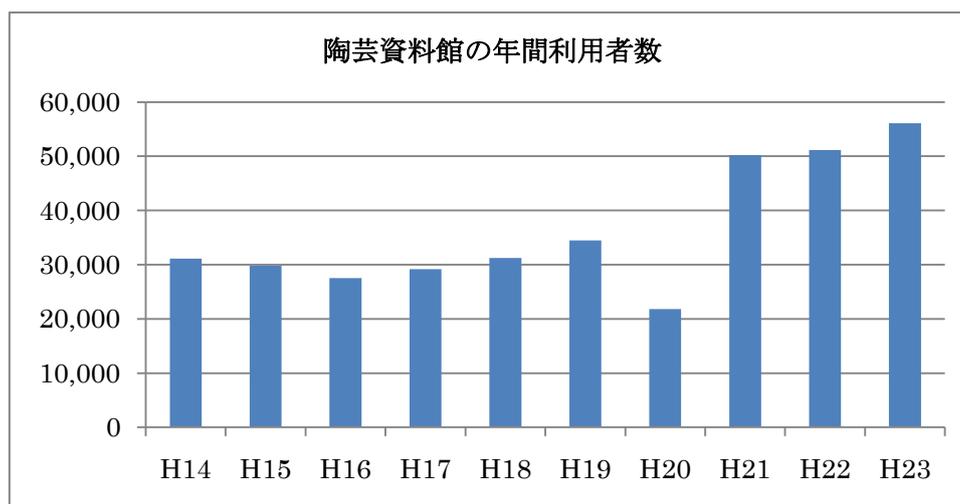
① 利用者数の推移

陶芸館の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 注	H21	H22	H23
年間利用者	31,116	29,850	27,512	29,200	31,234	34,501	21,834	51,093	51,351	56,100

※指定管理者が管理する施設は、陶芸館と陶芸公園の両方であるが、ここで分析の対象とするのは陶芸館の利用者のみである。陶芸公園の利用者数は施設群が所在する越前町が把握しているが、「越前陶芸まつり」の来場者の割合が大きいため、祭り当日の天候に大きく左右されてしまう。そこで、指定管理者の成果を示すという視点から陶芸公園を外して分析を行う。

注 9 月から 3 月までリニューアル工事のため一部閉館



越前陶芸公園は平成 21 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後、陶芸館の利用者は大きく伸びているのはグラフから明白である。指定管理者制度導入後の平均 52,848 人であるから、指定管理者制度導入前の年間の平均 30,569 人に対し、173%と大きく上回っている結果となっている。このように、陶芸館については指定管理者制度導入前と導入後では実績に大きな開きがでている。この要因について所管課は、指定管理者制度導入の成果であることは間違いないが陶芸館が平成 21 年度にリニューアルされており、その効果もあったと分析している。

② 利用者数の把握方法

陶芸館の有料利用者については、チケット数で利用者数の把握が行われるので、測定値

は正確といえる。無料利用者については受付でカウントしている。一方、公園部分に関しては、指定管理者ではなく、越前町が利用者数をカウントしているが、これは総合案内所の係員が車の駐車状況で利用者数を推定している。指定管理者が行っている陶芸館の利用者数把握の正確性については、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの方法は、企画力や PR・広報活動の充実などであった。平成 23 年度の事業報告書に記載されている利用率アップの方法は、これらの更なる強化である。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

年度目標は年度開始前に県と指定管理者の協議によって設定している。陶芸館の目標年間利用者数は 55,000 人であり、平成 23 年度の達成率は 102%である。

[外部監査人による分析と意見]

①陶芸館の利用状況とその波及効果

前述したように、陶芸館の年間利用者数は指定管理者制度導入後大きく伸びている。陶芸館のリニューアル効果もあるが、指定管理者の営業活動・広報活動の充実が大きく寄与していることは明らかである。特に平成 23 年度は、年間で 103 件もの取材(テレビ、新聞、雑誌)を受けているが、1 年が 365 日しかないことを考えれば、これは、桁外れの数字といえる。

マスメディアを利用したアピールは、当該指定管理者の得意とする所であるが、指定管理者による越前陶芸公園のアピールが、即ち越前焼自体のアピールになっていることは見逃せない。指定管理者制度導入によって越前焼自体の発信力が強化されていることを考えれば、施設の利用度やコストダウン以外の副産物が多い指定管理であったと言える。

②公園部分の管理について

本報告書で繰り返し論じているポイントの一つに「セットで指定管理とすることの可否」があるが、越前陶芸公園の場合もこのケースに当たる。指定管理としている福井県の施設は陶芸館と公園部分であるが、これらについてもそれぞれ指定管理者を考えるとという選択肢はあったはずである。現状としてはセットでの指定管理となっているが、越前陶芸公園については「セットにしてうまくいっているケース」といえる。指定管理者制度導入以前に、陶芸公園にとって大量集客の機会は 5 月の陶芸まつりしか無かったが、指定管理者の企画によって 4 月の「し誰桜まつり」、10 月の「秋季陶芸祭」と大量集客の機会が大幅に増加した。このケースのように、セットであることをうまく活用できれば、「セットでの指定

管理に意味がある」ということになる。

(2) コストは下がっているか

越前陶芸公園は平成 21 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 21 年度以前は県の直営であった。本来であれば、平成 20 年度と平成 21 年度のコストを比較すべきであるが、平成 20 年度はリニューアル工事を実施しており通常の年度とは異なるため平成 19 年度を比較対象年度とした。具体的には平成 19 年度の歳出額から歳入を控除した金額と、平成 21 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。なお、指定管理者移行とともにリニューアルし、コスト増とともに年間利用者数を 60,000 人と見込んだ。

[越前陶芸公園のコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	97,008	平成 19 年度実績
歳入金額(B)	17,054	平成 19 年度実績
人件費(C)	—	歳出額に含まれている
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	79,954	
指定管理料 1 年分(E)	104,735	平成 21 年度指定管理協定書 5 年間で 523,675 千円の 5 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	24,781	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 24,781 千円増加している。これはリニューアルにかかるコスト増要因があったためである。そのため、コストを単純に比較すべきではなく、コストの面から指定管理者制度への移行が成功か否かについては実質的に分析できない。なお、主なコスト増加要因は以下のとおりであり、その結果利用者数が確実に増加している。

(参考)主なコスト増要因

企画展 1 回から 3 回 (2 百万円→15 百万円)

学芸員 0 名から 2 名以上

開館時間の 9 時から 16 時→9 時から 17 時への延長

[外部監査人の意見]

指定管理者導入の目的が施設の利用度のアップにある場合、コストの面からはコスト増となることも当然考えられる。もちろんコストを掛けずに利用度を上げる努力をまずは実施すべきであるが限界がある。県としてどの施設にコストをかけて利用度を上げるかは政策的な判断となるが、その判断の際に利用度のアップがどのような経済効果や文化的効果を生じさせるかを明確にし、当該効果とコスト増加を比較検討する必要がある。利用者の

増加によりどのような波及効果が見込まれるのかについて具体的な数値で示されていないことは残念である。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

越前陶芸公園の指定管理期間は5年間であるが、指定管理料は5年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で523,675千円となっている。平成21年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成21年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績およびリニューアル後の見込みを前提に算定しており、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成21年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、指定管理以降初年度の平成21年度に大幅な赤字を計上したものの平成22年度には赤字の額は大幅に減少し、平成23年度には若干の黒字を計上している。当初に多額の広報費用を投じた結果であり、あと2年間で累計損失が解消できる見込みは薄い。

リニューアル後の多額の広報費用という特殊な要因があり、過去の実績から指定管理料が妥当であったかどうかの結論を下すことは困難である。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため平成23年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、越前陶芸公園では資料館、陶芸教室、茶苑の3施設にて利用料金が発生するが、全て原則として窓口での現金による収納となっていた。いずれの施設も窓口では領収書の発行またはチケットの発券により収入を管理していた。徴収された現金は、それぞれの収入日報とともに集計担当者へ渡され、集計担当者は運営日報として全施設の現金収入をまとめ指定管理者の本部へ報告し収入計上としていた。売上高の網羅性、期間帰属の妥当性について、問題点は無かった。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費については全て専任の人件費の計上であり、按分による計上は無かった。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また、委託費は主として植栽管理、建物維持管理等にかかるものである。委託契約は全て随意契約となっており、その相手先は基本的に県の直営であった時の委託先を利用している。指定管理者はコスト削減のために値下げ交渉や業者見積合わせを実施しているが見積合わせなどの実施基準は無かった。

その他の費用について、按分による計上などはなく問題は無かった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。指定管理者は 2 社による共同企業体が引き受けており、会計帳簿は 2 社から提出された支出明細、収入明細を合算して作成されていた。そのため一般的な会計帳簿と呼ばれるものは存在していなかった。

[外部監査人の意見]

指定管理者の構成員であり、会計帳簿作成担当会社である ADK は会計帳簿を本部で一括入力管理することから、指定管理施設には会計帳簿や証拠書類は備え置かれていない。また、会計帳簿に関しては県への報告に利用されているものは会計帳簿と呼べるものではなく、単なる集計表であった。

会計帳簿や証拠書類は指定管理者が指定管理業務を適切に遂行したことを説明するための重要な書類であり、事後的に検証を実施するために必要不可欠な物である。これが県へ提出できない時点で帳簿の管理が適切であるか否かについては極めて不適切であると言えない。改善が求められる。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

越前陶芸公園では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、「この分野でサクセスを作りたい」との回答であっ

た。チャレンジということを重視し、利益インセンティブに関しては必ずしも重要視しない方針が垣間見える。越前陶芸公園の収支はインシヤルコストの影響もあり、平成 21 年度と平成 22 年度な赤字であったが平成 23 年度には黒字化している。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

越前陶芸公園では前述のとおり、原則として窓口での現金徴収が収入の全てであるため、現金徴収にかかる内部統制の構築が重要となる。指定管理者は領収書の発行またはチケットの発券を実施することにより収入を漏れなく計上しようとしているが、領収書もチケットも連番管理されており、いつどの領収書・チケットを使用していくら徴収したかが明らかとなるような管理が実施されている。また、窓口担当者と最終的に運営日報をまとめ連番を確認する集計担当者は分けられている。以上より、利用料金收受業務の内部統制について問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申込状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。入館者数増加のための具体的な方策について、専門的な観点からアドバイスを受けており、有効に機能していると見られる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

平成 21 年にリニューアルを行っているため、資料館棟、第 2 資料館棟は以前よりも綺麗になっているが、陶芸教室棟や焼成室棟はそんなに変わっていない。もともとが古い建物であるので、トイレ等の水回りでの修繕が多発しているが、指定管理者が速やかな対応を行っている。ただし、茶室については専門の業者でなければ修繕できない部分もあり、破損状態となっている部分もある。大規模修繕が必要な所は見当たらず無かった。

備品については備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、福井県所定の備品シールは貼付されていない。福井県のものであることを証するため、福井県所定の備品シールを必ず貼付することが必要である。

[茶室の壁の一部]

[陶芸館の備品シール]



茶室に関しては普通の内装業者や建具屋では修繕できない。陶芸公園の茶室「越知庵」は、10 年後には歴史的建造物として一定の評価が得られるものである。陶芸館の備品シールは写真のようなビニールテープ式のものであり、管理はされているが財務規則に合致してはいない。

②指定管理者の特徴

指定管理者が行っている活動から、他の施設、特に直営施設に応用可能なポイントがないかどうかを検討してみるのは福井県にとって価値のあるチャレンジと言える。当該指定管理者の活動結果からは企画力や営業力も感じるが、やはり、特筆すべきは発信力であろう。繰り返しになるが年間で 103 件の取材（テレビ、新聞、雑誌）実績は、非常に大きい数字である。福井県としては他の施設で同様なことができないか研究してみる余地はある。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理業務の実施状況 陶芸館の利用状況 陶芸館の利用料金の収入の状況および免除の状況 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 陶芸館の利用状況 陶芸館の利用料金の収入の状況および免除の状況 その他陶芸館の管理の状況を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他越前陶芸公園の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>ために必要な事項</p>	
--	-----------------	--

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅している。管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的な内容については、指定管理者制度を導入している施設の中では、かなり丁寧な記載となっているが、目標未達に対する翌年度以降の対策がやや具体性に欠ける。所管課としてはこの点を指導すべきである。逆に、その後添付されている平成 23 年度営業活動実績と平成 23 年度取材実績は非常に充実しており、他の施設にも応用可能と考える。

②所管課のモニタリング

現場でのモニタリングは定式化しており、福井県と指定管理者そして越前町が 2 か月に 1 回、現地での定例会を開催する。昨年までは 1 か月に 1 回であり、頻度としては減っているわけであるが、「形式的に集まるというのではなくて実のあるもの」(所管課)という考えであった。外部監査人としても施設の性質から同様の判断である。

9 福井県産業振興施設

1 指定管理施設の状況

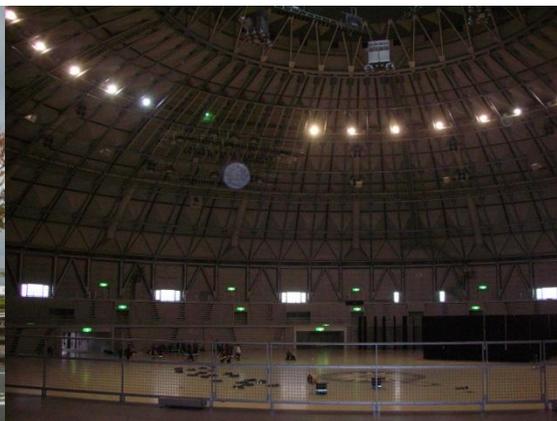
(1) 施設の概要

所管課	地域産業・技術振興課
施設の所在地	福井県越前市瓜生町 5-1-1
設置年月・根拠条例等	平成7年7月 福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例
設置目的	産業の振興および地域の活性化に寄与するため設置する。
施設の内容	<p>【イベントホール棟】 総展示面積 約 8,000 m²、電動可動席 6,000 席、仮設席 3,120 席</p> <p>【管理会議棟】 小ホール(約 390 m²)、特別室(約 80 m²)、102 研修室(約 72 m²) 103・104 研修室(約 72 m²・約 100 m²)、 201・202 会議室(各約 70 m²)</p> <p>【主な附帯設備】 産業観光ギャラリー、喫茶レストラン</p> <p>【駐車場】 約 1,800 台</p>
利用料金	メインホール 全館利用 945,000円/日
利用時間・休館日	午前9時から午後9時まで。 12月29日から翌年の1月3日まで。
施設の特徴	○イベントホール棟は、高さ55m、直径116m、展示総面積約8,000m ² 、そして電動可動席6,000席を有する日本海側最大級の多目的ホールである。

[サンドーム福井の外観]



[イベントホール内部]



福井県産業振興施設は越前市と鯖江市の境界をまたぐ形で立地している。福井県産業振興施設はその正式名称が示すとおり、本来、福井市に立地している産業会館の丹南版的な位置づけのものである。しかしながら、日本海側最大級のドーム型のイベントホールを設置した結果、県内外からは産業振興施設というよりも「大規模コンサートが行われるホール」としての認知度が高くなっている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	財団法人 福井県産業会館
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H18. 4. 1~H26. 3. 31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の利用許可およびその他利用に関する業務 ・ 施設の維持管理に関する業務 ・ 産業・観光情報提供業務 ・ その他施設の管理運営に必要な事業
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 委託 ②管理者 財団法人サンドーム福井

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)	184,525	202,326	156,565	154,162	197,881
指定管理料	54,354	53,444	52,130	51,433	51,414
利用料収入	112,714	130,835	86,838	86,645	132,800
その他収入	17,457	18,047	17,597	16,084	13,667
支出 (B)	170,936	173,425	154,395	153,255	164,857
人件費	47,276	43,382	42,920	42,377	37,980
管理経費	119,664	125,036	105,577	102,672	118,252
産業観光情報提供支出	1,502	840	393	498	487
自主企画事業費	2,494	4,167	5,506	7,708	8,139
収支差額 (A-B)	13,588	28,901	2,170	906	33,023

(4) 自主事業の実施状況と収支

①自主事業の内容

- ・ おもしろフェスタ
- ・ サンドーム福井杯ゲートボール大会

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	606	766	945	922	724
(うち指定事業からの繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業からの繰入)	606	766	945	922	724
支出	2,494	4,167	5,506	7,708	8,139
(うち指定事業への繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業への繰入)	—	—	—	—	—

2 監査結果および監査人の意見

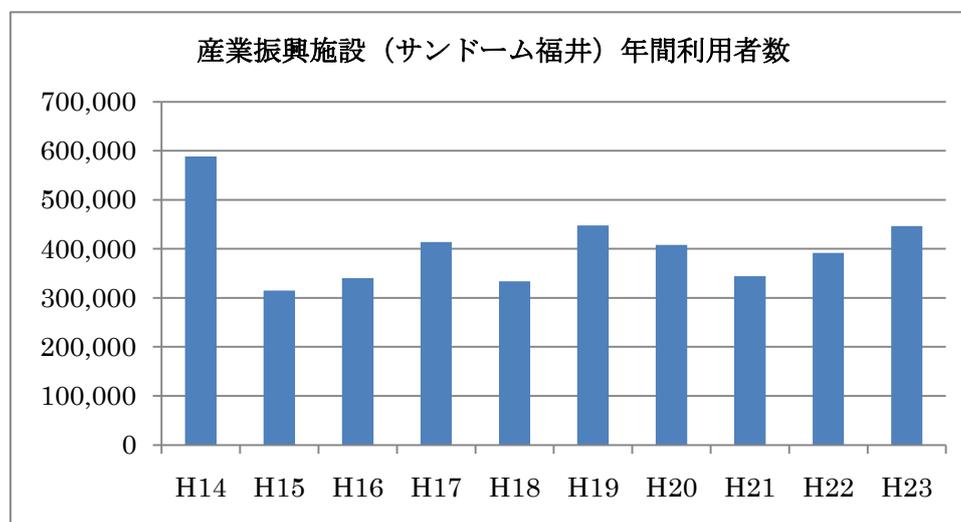
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

産業振興施設の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者(人)	588,600	314,800	340,100	413,810	334,000	447,460	407,973	344,165	391,770	446,730
施設利用率(%)	49.2	35.9	46.6	40.6	37.9	45.5	50.1	41.8	47.9	51.4

※年間利用人数は、イベントホール棟と管理会議棟の合計であり、施設利用率はイベントホール棟の利用率である。



平成 14 年度の年間利用者数は他の年度と比較して特別多くなっているが、これは、平成 14 年度まで福井県の主催で行われていた「越前・若狭の産業フェア」95,000 人と福井県商工会連合会の主催で平成 14 年度のみ行われた「商工会お国自慢 2002」87,200 人を含んだ数字であるので、これらを除くと 406,400 人と例年並みになる。

産業振興施設(サンドーム福井)は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。産業振興施設(サンドーム福井)の場合、年間利用者数は上記グラフに見るよう大きく変動するが、これは「イベントホールを使用する大きな興業が北陸 3 県を持ち回り、3 年周期となる」ためである。そこで、外部監査では上記表のうち指定管理者制度導入前の 3 年平均と指定管理者制度導入後の 3 年平均で年間利用者数を比較することとした。結果、指定管理者制度導入後の 396,477 人は、指定管理者制度導入前の 356,236 人に対し、111%である。

② 利用者数の把握方法

イベントホールの利用者数は主催者発表により把握されている。また、管理棟の利用者数は、各部屋の利用回数×各部屋の定員でカウントしている。この測定法は、確かに「精緻」とまではいかないが、外部監査としては、現実的で、妥当な方法と評価している。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの方法は施設管理のノウハウを生かすというものであり、平成 23 年度の事業報告書に記載されている利用率アップの方法は、イベント主催者への営業活動である。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は年間利用者数が 384,000 人であるので、達成率は 116%であった。年度目標については前年度の実績をベースに設定されている。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度の状況

産業振興施設（サンドーム福井）の場合、経済の状況を色濃く反映する施設とはいえ、ここ 10 年間は施設の規模からいって、やや実績が低調だったとの感は否めない。ただし、「指定管理者制度に移行し、営業専任職員を配置することにより、業者との関係性で仕事をとってこることができるようになった」という所管課の理解は、そのとおりであると思われ、この不況下で、利用者数を少しずつ増やしてきているのも事実である。このままの方針で、地道な努力を積み重ねるしかないという点では、外部監査も所管課や指定管理者の方向性に賛成である。

②目標設定について

現在、目標設定の方法としては前年度ベースからの積み上げが基本であるが、年間利用者数に 3 年の周期性があるならば、単純に前年度ベースでは合理性に欠ける。前 3 年間の平均値をベースにするのが妥当と考える。「指定管理施設と指定管理者の実力を最大限に引き出すための目標設定」は、指定管理者制度の成否を決定づける要素の一つであると外部監査は考えている。

(2) コストは下がっているか

福井県産業振興施設は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は受託者の収入として計上されていた。そのため、平成 17 年度の歳出額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって導入前と導入後のコスト比較とする。なお、指定管理者導入前後で 2 名県の職員配置が減少しているが、対応する人件費は歳出額に合計されている。

〔福井県産業振興施設のコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	94,105	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	—	制度変更による影響なし
人件費(C)	—	歳出に含まれている
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	94,105	
指定管理料 1 年分(E)	55,548	平成 18 年度指定管理協定書 3 年間で 166,645 千円の 3 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	△38,557	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 38,557 千円減少しており、コストの面では指定管理者への移行は成功であったと言って良い。コストの削減は主として人件費の削減によるものである。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県産業振興施設の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 254,984 千円となっている。平成 18 年度当初および平成 21 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されていた。

平成 21 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、每期コンスタントに黒字を計上し

ており、その額もイベントの開催状況に応じて大きく増減しているものの平均すれば異常なほど多額ではない。指定管理料は妥当であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県産業振興施設では利用料金は、請求書および納付書に基づき、金融機関での納付又は窓口での現金徴収により徴収されていた。予約状況や料金徴収状況はデータベースソフトにより作成した管理システムにより管理しており、当該管理システムに基づき請求書を作成していた。追加料金は基本的には後納を原則としているものの、初めての利用などの場合にはイベント終了までに納入をしてもらうなど回収不能債権が発生しないよう工夫されていた。窓口で徴収された現金は速やかに口座へ入金されていた。

会計上の収益は、現金での徴収時もしくは納付書での入金時に計上されていた。そのため、期末に未収入金が発生することとなるが、別途管理システムからの未収情報に基づき適切に未収計上していた。売上高の期間帰属および網羅性について問題はなかった。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、ほとんどが専属の人件費であるが、総務人件費について按分により計上している。これは、指定管理者である財団法人福井県産業会館が福井県産業会館とサンドーム福井を管理しており、総務人件費について 2 分の 1 ずつ負担しているためである。施設数に応じた按分を実施しており、按分方法は合理的であるといえる。なお、総務以外の職員については福井県産業会館とサンドーム福井いずれかの専属の人件費としているが、実際には福井県産業会館とサンドーム福井両方の業務を実施している職員もいた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題なかった。また、委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、2,500 千円以上のものは入札により実施契約となっており問題なかった。

委託費のうち清掃業務について福井県産業会館とサンドーム福井両方の業務を一本の契約としていた。これは、契約を分けて実施するよりも同じ業者に一括発注したほうがコスト的にも品質的にも有利であるとの判断からである。一括発注のため費用は按分により計上しているが、按分割合は設計価格の比率を利用しており適切に按分されていた。また、その他の費用について按分による計上などはなく問題はなかった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23

年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されており、帳簿は適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県産業振興施設では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ「福井市内に同様の施設を有しており、2つの施設を組み合わせることで本業に有利に働いている。また、職員の意識に対してプラス面が大きい」との回答であった。指定管理者にとっての利益インセンティブは指定管理事業単独での利益ではなく本業とのセットによる有利性であると考えられる。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県産業振興施設では、前述のとおり、利用料金の收受は納付書による方法と現金による方法に分かれている。納付書および請求書は管理システムにより作成されるものであり、複数の担当者により利用日、相手方、金額など入力情報が適切であるかが検証されている。また、入金金額の確認について、毎月入金確認書類を管理システムより出力しシステム上の入金金額と実際の入金金額の一致を確認している。以上より、利用料金收受業務に関して下記を除き内部統制上の問題はない。

[外部監査人の意見]

利用料収入にかかる検証体制は整備さ、実際に検証されている。しかし、担当区分やチェック対象の明確化までは実施されていない。利用料収入などの業務については担当者を定め、責任と権限を明確にすべきである。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し所管課の担当者

にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申込状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。「いろいろな視点で、いろいろな意見をもらえるので良い」という見解であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

平成7年7月の設置で、17年経過しているが、しっかりした構造の施設であるので、施設自体に大きな不具合は見当たらない。ただし、音響設備については他の施設と同様「経年劣化」の懸念がある。所管課は、イベント主催者やお客さんに迷惑がかからないように、早めの対応が必要となる。

備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認したが、備品シールが貼付されていないものがあった。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。不要となった備品については指定管理者が定期的に正規の手続きに従って廃棄しているので、「使用不能となった備品が機械室に積み上げられている」というようなことはなく機械室等も奇麗に整理されていたが、防災設備に一部破損がみられた。普段見に行かないような所の破損は注意すべきである。

[サンドームの音響設備]



[破損している防災設備]



写真左はサンドームの音響設備。「すでに部品が製造されていない」など問題を抱えながら工夫して使用し

ている。写真右は地下の機械室内の防災設備。普段行かないような所には注意が必要。

②指定管理者による節電対策について

写真下は産業観光ギャラリーの一部である。普段は照明がついていない状態であるが、人が近付くと照明がつく。この改修は指定管理者が自ら行ったものである。指定管理者の節電意識であるが、それを公の施設・産業振興施設で行っていることには「福井県の考え方を指定管理者が示す」という点も意味があることであろう。確かに、雨や曇りの日など、人が近くまで来ないと少し薄暗いし、照明が煌々と照らされていれば景気よさげな感じはするので、民間企業的な感覚としては照明を常時つけておきたいという感覚にもなる。「にぎわい」という観点からは、こういった普段薄暗い状態には反対の考え方もあるだろうが、やはり公の施設なのだから指定管理者がとったように、少々薄暗くとも節電への姿勢を示すのが正解であろう。

[産業観光ギャラリーの様子]



(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・サンドーム福井の利用状況 ・サンドーム福井の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンドーム福井の利用状況 ・サンドーム福井の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他サンドーム福井の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めた時、福井県は随時報告を求められることができる。

・その他サンドーム福井の管理の状況を把握するために必要な事項		
--------------------------------	--	--

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の記載について

事業報告書は上記必要的記載事項を網羅している。管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的な内容については、公益法人としての自己評価を導入していることが特徴的である。目標管理の効果測定は評価基準を設けて定量的に行っており、これは評価するが、これからの対策に関する記載が物足りない。来場者に対するアンケートは、各コンサートにつき 30 件ずつである。内容的には有用なコメントが多いが、サンプル数としてはちょっと少ない。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。行き来は頻繁であるが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

10 福井県中小企業産業大学校

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	福井県産業労働部労働政策課
施設の所在地	福井県福井市下六条町16-15
設置年月・根拠条例等	設置年月 昭和61年3月 根拠条例 福井県中小企業産業大学校の設置および管理に関する条例
設置目的	中小企業における人材の養成を行い、もって産業の振興および発展に寄与することを目的とする。
施設の内容	<p>主要建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室棟（鉄筋コンクリート造、地上2階建て） 大教室（186㎡）、特別教室（86㎡）、 第1中教室（86㎡）、第2中教室（86㎡）、 第1演習室（43㎡）、第2演習室（43㎡）等 ・ 管理棟（鉄筋コンクリート造、地上3階建て） 特別研修会議室（89㎡）、第1会議室（40㎡）、 第2会議室（43㎡）、宿泊室（23室×20㎡）等 ・ 体育館（鉄筋コンクリート造、地上1階建て） <p>附属建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉庫・機械室（鉄筋コンクリート造、平屋建て） ・ 車庫（鉄筋コンクリート造、平屋建て） ・ 車庫（鉄骨造、平屋建て） <p>外構施設</p> <p>中庭広場、よう壁、校門、植栽、テニスコート（2面）、 駐車場（86台）</p>
利用料金	大教室全日 31,550円他
利用時間・休館日	利用時間 午前9時から午後9時まで 休校日 第3日曜日および12月28日から翌年1月4日まで
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で唯一、都道府県レベルで設置された中小企業のための研修施設 ・ 企業や団体等が独自に企画する各種会議、研修、講演会等の会場として貸出 ・ 宿泊施設や体育館を併設し、目的に応じた幅広い活用が可能

[福井県中小企業産業大学校外観]



[福井県中小企業産業大学校エントランス]



福井県中小企業産業大学校は車でのアクセスが良く、利用者の中心が福井県内のビジネスマンであることを考慮すると非常に良い立地といえる。写真右は福井県中小企業産業大学校の入口を入った所である。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	公益財団法人ふくい産業支援センター
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 ・大学校の維持管理に関する業務 ・中小企業の経営者および従業員の経営管理または技術に関する研修等に関する業務 ・その他大学校の管理運営に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理委託 ②管理者 公益財団法人ふくい産業支援センター

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)	85,635	89,586	89,515	90,042	80,951
利用料金収入	19,866	19,554	19,062	18,899	19,728
指定管理料	48,343	49,345	49,871	50,170	42,874
受講料収入	15,140	18,469	16,874	16,917	16,093
その他の収入	2,286	2,218	3,708	4,056	2,256
支出 (B)	78,592	87,103	85,129	84,086	78,271
人件費	24,579	25,245	25,867	26,442	27,122
施設管理費	40,690	46,795	44,855	42,055	36,987
研修事業費	13,323	15,063	14,407	15,589	14,162
収支差額 (A-B)	7,043	2,483	4,386	5,956	2,680

(4) 自主事業の実施状況と収支

① 自主事業の内容

- ・ 経営相談サポート事業
- ・ 創業・経営革新支援事業
- ・ ふくい元気企業フェア開催事業
- ・ 販路開拓支援事業
- ・ 資金支援事業
- ・ 技術開発・デザイン振興支援事業
- ・ 人材育成事業
- ・ 経営・教育コンサルティング事業

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	1,671,596	1,825,880	1,611,576	1,315,659	1,269,886
（うち指定事業からの繰入）	—	—	—	—	—
（うち収益事業からの繰入）	6,822	7,836	9,235	10,935	5,528
支出	1,639,441	1,714,683	1,559,815	1,354,583	1,172,727
（うち指定事業への繰入）	2,035	2,081	2,134	2,182	—
（うち収益事業への繰入）	—	—	—	—	—

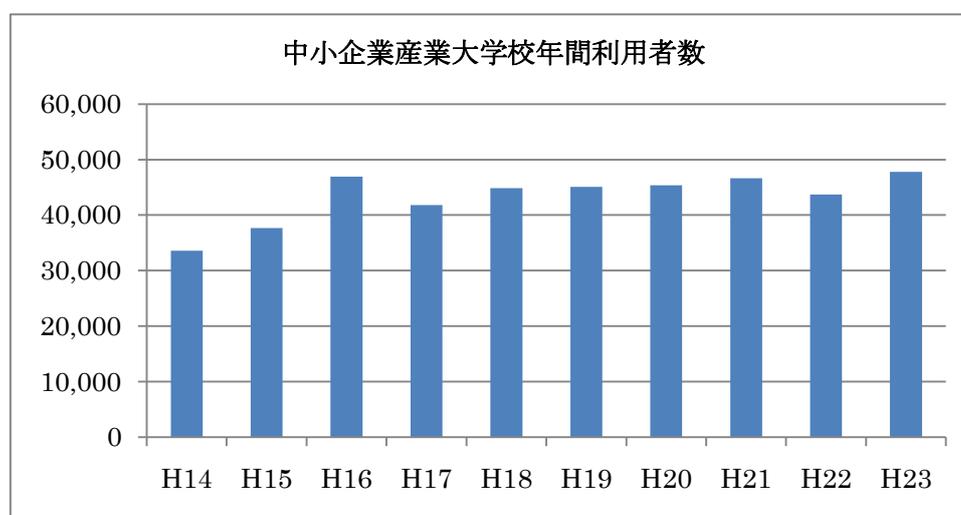
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

中小企業産業大学校の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	33,590	37,658	46,927	41,814	44,866	45,096	45,393	46,611	43,707	47,796
貸出件数	884	912	1,511	1,509	1,664	1,643	1,620	1,665	1,732	1,967



中小企業産業大学校は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後、年間利用者数は順調に伸びており、指定管理者制度導入後の平均 45,578 人は、指定管理者制度導入前の 4 年間の平均 39,997 人に対し 114%となっている。直近の平成 23 年度の実績である 47,796 人は指定管理者制度導入前の 4 年間平均の 120%にも相当する。所管課はこの点について意識の向上や目標管理を要因としている。平成 23 年度における利用促進策はターゲットを絞っての DM 送付や施設料金の見直しなどである。

② 利用者数の把握方法

利用者数は申込書類により把握されており正確と判断できる。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている当初の利用率アップの方法は広報活動の強化であり、直近においては、ホームページや携帯からの利用申し込みなど申込手続きの利便性アップを目指す

している。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は、利用件数が 1,665 件であり、利用料金収入が 19,062,000 円である。したがって平成 23 年度の達成率は、それぞれ 118%、103%となっている。年度目標の設定方法は、利用件数および利用料金収入が「平成 21 年度実績をもとにプラス 1%増加」、研修の受講料収入が「研修の稼働率を 90%として受講料収入を試算しそれに 1%をオンする」という方式である。

[外部監査人による分析と意見]

①年間利用者数の増加状況についての外部監査の見立て

中小企業産業大学校については、施設の性質上、急に利用者数が増加するような施設ではない。また、福井県内の中小企業はここ数年非常に厳しい状況に置かれている。これらの点を考慮すれば、中小企業産業大学校が年間利用者数を順調に増加させているのは、その増加率以上に評価すべきであろう。実際に施設を見て回ると、決して新しい施設ではないが「細かい所まで手入れが行き届いている。立派な施設とはいえないが利用者に不快感は与えない」という印象が強い。利用者からすれば「使ってみると結構いい。いつかまた機会があればここで。」という所であろう。こういった状況が上記のような利用者の増加をもたらしていると推測される。

(2) コストは下がっているか

福井県中小企業産業大学校は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

[福井県中小企業産業大学校のコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	69,162	平成 17 年度実績(運営補助、研修事業補助含む)
歳入金額(B)	17,185	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	51,977	
指定管理料 1 年分(E)	47,431	平成 18 年度実績※
コスト比較結果(E)-(D)	△4,546	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

※：平成 18 年度の 5 年間の指定管理契約では研修経費のうち 3 分の 1 を指定管理料にて負担しており、

増減が有るため単年度実績値としている。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 4,546 千円減少しており、コストの面では指定管理者への移行は成功であったと言って良い。コストの削減は主として人件費の削減によるものである。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県中小企業産業大学校の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 207,307 千円となっている。平成 18 年度当初および平成 23 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており合理的に算定されていた。

平成 23 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、每期コンスタントに利益を計上しており指定管理料は妥当であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県中小企業産業大学校では施設使用料金収入と受講料収入がある。施設使用料金収入では、受付管理システムと利用者情報システムを利用しており、請求書の発行に基づき入金処理を実施していた。入金処理後、入金管理資料に基づき売上を計上していた。受講料収入では利用者情報システムのみ利用しており、施設使用料金収入と同様の処理を実施していた。いずれも入金時点での売上計上となるが、期末においては未収入金を計上しており、売上高の網羅性および期間帰属の妥当性に問題は無かった。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、指定管理者の全体の人件費のうち指定管理業務にかかる人員の予算上の人件費を按分により計上しており、その按分率は従事割合によっている。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により相手先を選定しており問題無かった。なお、一部例外的に特命随意契約となっている委託契約もあったが、随契理由が明らかとされており問題無かった。

その他の費用のうち、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費について指定管理業務の経理区分で一括して計上しているものの、期末において指定管理業務外の自主事業経理区分へ振り替えているものがあつた。これは、指定管理業務にも自主事業にも研修事業があり、共通して発生する費用について按分しているためである。按分率は研修実施回数により計算されており、合理的に按分されており問題は無かつた。

[外部監査人の意見]

人件費について、計上額の上限を予算額としており、結果として予算額をもとに按分していることは問題であろう。県として把握すべきは指定管理業務にかかつた実際のコストであり、予算上の人件費では実際の人件費と差が生じてしまう。実際の人件費と予算上の人件費に大きな差はなく、結果として問題は生じていないが会計報告は実額によることが必要であるという会計原則を徹底すべきである。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県中小企業産業大学校では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、利益が出たら一部分を返還する内容ではなく頑張った分が組織に利益として帰属することで現場の意識改革に繋がっているとのことであった。単価の決定も任されている。利益インセンティブが有効に働いており、成果に結びついていると考えられる。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県中小企業産業大学校では前述のとおり、利用料金収入は請求書に基づき入金処理を実施しており、請求書発行の網羅性と正確性、請求金額の回収管理が内部統制の構築上重要となる。請求書の作成はシステムにより実施しており、発行された請求書について作成者以外が検証している。また、入金確認業務は請求書発行担当者とは別の担当者が実施しており、未収管理についても適切に実施されていた。以上より、利用料金収受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。平成23年度の公募選定に際し説明会3社参加のうち実際申込は現指定管理者1社のみであった。

[外部監査人による意見]

申込をしなかった団体の不参加理由をみると、施設管理と研修事業の一体としての指定管理について敷居が高いと感じているようである。施設管理と研修事業を分離して指定管理を考えることも必要である。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題はなかった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。外部評価委員からのアドバイスに対して納得して行動に移して成果に繋がっており、当制度は有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①建物の状態について

福井県中小企業産業大学の建物は昭和 61 年の設置であり、公の施設の中でも古い方の部類に入るが、決して古さを感じさせない。前年度の監査対象も含めると福井県の施設には、雨漏りが頻発しているものが多数あるが、福井県中小企業産業大学の建物はそういったことはない。担当者によれば、経年劣化により換気設備の修繕はいずれ必要になるとのことであるが、今の所建物に重大な不具合はない。

②備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り、現物を確認したが、福井県の備品シールは全て添付されていた。ただし、空調室や機械室に使用していない備品がいくつか置いてある。他の施設のように決して乱雑な置かれ方ではないが、空調室や機械室を物置代わりにするのは良いことではない。特に、扉の前に物を置おくことは避けるべきである。また、ミニバスケットボールのゴールのように「ここではたぶん使わない」ようなものについては、他で有効利用できないか一度考えてみるべきである。

[機械室の備品]

[体育館の倉庫]



写真左は機械室の状況。物が乱雑に置かれているわけではないが、良いことではない。写真右は体育館の倉庫。中産大内にいくつかある倉庫に関してはいずれも綺麗に整頓されている。写真中央のミニバスケットボールのゴールについては場所をとる割に使用頻度が低い。

③利用者数以外の数値目標と利用者増へのアプローチ

他の一部の施設でも採用している所はあるが、中小企業産業大学では、数値目標として利用度だけでなく光熱費消費率や燃料費消費率も設定している。石油等の市場価格は変動が激しいため、決して目標どおりにいくとは限らないが、施設全体のコスト意識を高めるといえる意味では有効性は高い。他のところでも採用を検討する余地はある。

また、「不特定多数ではなくてターゲットを絞ってアプローチする」という方向性は、一部、他の施設でも参考にされた方が良いかもしれない。ホームページや携帯からの利用申し

込みなどの申込手続きの利便性アップ策もそうである。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・大学校の利用状況 ・大学校の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他大学校の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・大学校の利用状況 ・大学校の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他大学校の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

事業報告書は上記必要的記載事項を網羅しているが、管理運営目標の評価の結果や目標達成のために取り組む具体的内容の部分（当該施設については目標を達成しているので、更なる利用度向上策）が、当該施設の規模や重要性を勘案すると、他の指定管理者の事業報告書に比べてやや不足している感がある。所管課は他の指定管理者の報告書を参考に、この部分を充実させるような指導を行うと良い。

②モニタリング

平成 23 年度までは所管課は現地で毎月打ち合わせ会を行ってきたが、平成 24 年度からは隔月となる。この点に関しては、実績が上向きであり妥当な判断といえるだろう。

1 1 福井県産業情報センター

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	産業政策課
施設の所在地	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16
設置年月・根拠条例等	設置年月 H6.4.1 根拠条例 福井県産業情報センターの設置および管理に関する条例
設置目的	企業の情報化にかかる支援、企業の経営等に関する情報の提供および情報産業の育成を行い、もって本県産業の高度化に寄与する
施設の内容	〔福井県産業情報センター（坂井市）〕 <ul style="list-style-type: none"> ・マルチホール ・産業情報資料室 ・マルチメディアサポートセンター ・事務所 ・会議室 ・パソコン実習室 ・システム設計室 ・技術開発室 ・インキュベートルーム ・共同研究室 ・レストラン 〔福井県産業情報センター嶺南支所（小浜市）〕 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン実習室 ・体験コーナー
利用料金	マルチホール全日 69,700 円 会議室全日 7,600 円～ 他
利用時間・休館日 （有料貸出施設）	〔福井県産業情報センター（坂井市）〕 利用時間 9:00～21:00 休館日 ①パソコン実習室 A・B: 土・日・祝日・年末年始 ②上記以外: 年末年始 〔福井県産業情報センター嶺南支所（小浜市）〕 利用時間 9:00～17:00 休館日 土・日・祝日・年末年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・県産業の高度情報化のための拠点およびソフトパークふくい（産業情報集積団地）の中核施設として、県内中小企業の情報化にかかる支援、企業の経営等に関する情報の提供および情報産業の育成を行い、県内産業の高度化に寄与 ・産業情報資料室やパソコン実習室、ビデオ編集室、インキュベートルーム等を提供することにより、中小企業の情報化および情報産業の育成を支援

〔福井県産業情報センター外観〕



〔福井県産業情報センターエントランス〕



福井県産業情報センターは福井県立大学に隣接するソフトパークの中に設置されている。センターが立地する坂井市丸岡町熊堂は福井駅前からは少し距離があるので、ここを訪れる人は基本的に車でのアクセスとなる。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	公益財団法人ふくい産業支援センター
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1 ~ H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・産業情報センターの維持管理に関する業務 ・情報化研修事業に関する業務 ・その他の管理業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ①管理形態 運営委託 ②管理者 財団法人ふくい産業支援センター

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	173,372	172,578	168,580	161,510	140,847
指定管理料	107,036	107,898	106,275	99,307	100,247
利用料収入	52,531	50,743	47,635	47,202	29,502
受講料収入	12,023	12,215	12,825	11,811	9,484
その他収入	1,782	1,722	1,845	3,190	1,614
支出(B)	163,567	166,497	158,796	152,035	136,567
人件費	16,120	16,377	16,796	17,169	14,788
管理費	127,526	129,564	120,937	113,590	104,360
事業費	19,921	20,556	21,063	21,276	17,419
収支差額(A-B)	9,805	6,081	9,784	9,475	4,280

(4) 自主事業の実施状況と収支

① 自主事業の内容

- ・ 経営相談サポート事業
- ・ 創業・経営革新支援事業
- ・ ふくい元気企業フェア開催事業
- ・ 販路開拓支援事業
- ・ 資金支援事業
- ・ 技術開発・デザイン振興支援事業
- ・ 人材育成事業
- ・ 経営・教育コンサルティング事業

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	1,671,596	1,825,880	1,611,576	1,315,659	1,269,886
（うち指定事業からの繰入）	—	—	—	—	—
（うち収益事業からの繰入）	6,822	7,836	9,235	10,935	5,528
支出	1,639,441	1,714,683	1,559,815	1,354,583	1,172,727
（うち指定事業への繰入）	2,035	2,081	2,134	2,182	—
（うち収益事業への繰入）	—	—	—	—	—

2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

産業情報センターの最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	—	—	—	89,349	102,661	106,123	87,375	86,235	82,665	63,346

福井県産業情報センターの年間利用者数は全体では上記表のとおりであるが、この中には年間利用者数の約半分を占める大原学園の学生が含まれている。大原学園関連の利用者数は年度によって大きく増減する。また、大原学園は平成 23 年 9 月までテナントを退出してしまっているため、これを含めて利用度増減の分析を行うのは妥当ではない。外部監査としては、大原学園関連の利用者数抜きで産業情報センターの利用度推移を分析する。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数 (大原学園以外)	—	—	—	45,471	53,008	50,093	48,566	52,748	46,819	48,461

産業情報センターは平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。平成 16 年度以前のデータはないが、平成 17 年度から平成 18 年度にかけての大幅な利用者数の伸びをみると、指定管理者制度の導入は一定の成果を上げたかと推測される。平成 19 年度以降、年間利用者数は減少傾向にあるが、これを分析するにあたっては、高度情報化需要が一段落していることや中小企業の IT 設備投資意欲の減退、経済の悪化による新規創業の減少などを考慮しなければならない。これらの要素は指定管理者の経営努力を十分に打ち消している。産業情報センターに関しては、指定管理者制度を導入していなければ年間利用者数はもっと減少していたとみるのが妥当であろう。

② 利用者数の把握方法

貸出施設の利用人数については利用申込書に記載された利用者数によっており、テナント施設入居者数については入居施設の従業員および学生数×稼働日数としている。前者については正確なものであり、後者についても妥当な算出方法であると判断する。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料では、利用率の向上に向け指定管理者が有している企業などに対する幅広いネ

ットワークを利用するとしている。また、平成 23 年度以降は「売りに行く支援センター」の考えを徹底して利用促進を図るとしている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の利用人数目標は、入居施設で 48,800 人、貸出施設で 18,000 人であった。平成 23 年度の実績は前述のとおり 63,346 人であるが、その内訳は入居施設 45,521 人、貸出施設 17,825 人であるから、達成率は入居施設で 93%、貸出施設で 99%となった。

また、年度目標は、他の項目でも事業ごとに細かく設定されている。それらの平成 23 年度の目標数値と達成率は以下のとおりである。

事業	区分	目標値	実績	達成率
情報化研修事業	受講料収入	12,070 千円	9,484 千円	78.5%
	平均定員充足率	95%以上	90.4%	95%
貸出施設	利用料金収入	9,131 千円	8,974 千円	98%
光熱水費	光熱水費	20,106 千円	15,942 千円	—

年度目標については、平成 21 年度の実績をベースとして、每期 2%ずつ増加するように設定されている。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度・利用収入の状況について

前述したように、産業支援センターの利用人数・利用収入のうち半分近くを占めていた大原学園は福井駅前に移転してしまった。指定管理者制度本来の趣旨から言えば、利用度が減った分、利用料収入が減った分は指定管理者が自らの努力で回復しなければならないが、ここまでの大原学園への依存度は大きすぎた。この穴を埋めるには少し時間がかかると思うのが常識的な判断であろう。

大原学園は、ほぼワンフロアを教室として使用しており、空いてしまった部屋はそれぞれかなり大きい。指定管理者はこれを分割して小分けで賃貸する方針である。ITビジネスにそもそも大きいフロアは必要ではないので、指定管理者の判断は正しいと言えるが、問題は坪単価である。市街地を遠く離れた場所にあるにも関わらず、「駅前よりも割高」というのは、とても「利用者目線」とは言えない。指定管理者と所管課による努力にも関わらず、未だに空きスペースの一部しか埋められていないという状況は、現在の高い賃料を考えれば当然かもしれない。坪単価の修正を視野に入れるべきである。ただし、単に坪単価を下げるのではなくてインキュベントルームの延長線として「高い賃料を払えるような完成された会社ではなくて、未だ発展途上にある若い会社を育てていくための場」というような切り口の導入もあわせて検討すべきである。「公の施設は利用度をあげてこそ価値がある」というのが外部監査の立場である。

(2) コストは下がっているか

福井県産業情報センターは平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県産業情報センターのコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	191,681	平成 17 年度予算※
歳入金額(B)	64,593	平成 17 年度予算※
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	127,088	
指定管理料 1 年分(E)	123,788	平成 18 年度指定管理協定書 5 年間で 618,944 千円の 5 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	△3,300	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

※：福井県産業情報センターの平成 17 年度の歳入および歳出関連の資料は、保存年限が過ぎていたため予算額データとなっている。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 3,300 千円減少しており、コストの面では指定管理者への移行は成功であったと言って良い。コストの削減は主として光熱水費の減少や競争入札の導入によるものである。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県産業情報センターの指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 538,857 千円となっている。平成 18 年度および平成 23 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されていた。

平成 23 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

なお、指定管理料は次の場合には減額となることが定められている。

ア 6 階および 7 階の技術開発室の施設利用料金収入にかかる減額がある時

イ 物品の契約の変更等にかかる減額がある時

ウ 研修事業の実績に伴う減額がある時

「ア」については、大口の施設利用者が退去したことにより、その減収の一部を平成 23 年度以降負担することとしているが、入居者が決定した場合には指定管理者の負担となるように減額条項を定めている。「イ」、「ウ」については、物品の購入や研修事業の謝金などの支出について、計画より低廉となった場合に指定管理料から減額する条項である。

[外部監査人の意見]

指定管理料の減額条項について、自助努力によるコスト削減を否定するものとなっており、指定管理者のインセンティブという面からは望ましくない。経済環境や福井県産業情報センターの立地や設備内容から利用者が退去した空き室を埋めることは容易ではないと考えられるが、それが指定管理料の増加によってカバーするとともに、空き室が埋まれば減額するというのでは、積極的に空室を減らそうというインセンティブがなくなってしまう。指定管理者の空室を無くすための広報活動について委託業務や補助業務とするなど、インセンティブが働くように考えるべきである。なお、指定管理者はインセンティブが働いていなくとも積極的に誘致活動を実施しており、実際に一部空室が埋まっていることは評価に値する。福井県ではインセンティブが無くても、指定管理業務を全うすべきという指定管理者が非常に多い。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると毎期コンスタントに利益を計上しており、指定管理料は妥当であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県産業情報センターでは施設使用料金収入と受講料収入がある。施設使用料金収入では、施設管理システムを利用しており、請求書の発行に基づき入金処理を実施していた。入金処理後、入金管理資料に基づき売上を計上していた。受講料収入では表計算ソフトを利用して管理資料を作成しており、施設使用料金収入と同様の処理を実施していた。いずれも入金時点での売上計上となるが、期末においては未収入金を計上しており、売上高の網羅性および期間帰属の妥当性に問題はなかった。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、指定管理者の全体の人件費のうち指定管理業務にかかる人員の予算上の人件費を按分により計上しており、その按分率は従事割合によっている。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により相手先を選定しており問題無かった。なお、一部例外的に特命随意契約となっている委託契約もあったが、随契理由が明らかとされており問題無かった。

その他の費用について、按分による計上などは無く問題は無かった。

[外部監査人の意見]

利用料収入について、原則として後払いのため未回収となるリスクが存在するが、監査実施時点で以下の長期未回収債権があった。

発生日	金額	内容
H22.4.30	63,678	督促中であるが回収見込み低い

未回収債権を発生しないようにするためには利用料金を前払いとすることが最も効果的である。事業の内容によっては前払がなじまない場合も考えられるが、福井県産業情報センターの事業内容であれば、継続的な取引先ではない場合には前払金をもらうなどの例外があっても良いと考えられる。また、未回収債権は発生してから時間が経過すればするほど回収が困難になるものであるため早め早めの対応が必要とされるが、その点指定管理者は適切な対応を取っていた。

[外部監査人の意見]

人件費について、計上額の上限を予算額としており、結果として予算額をもとに按分していることは問題であろう。県として把握すべきは指定管理業務にかかった実際のコストであり、予算上の人件費では実際の人件費と差が生じてしまう。実際の人件費と予算上の人件費に大きな差はなく、結果として問題は生じていないが会計報告は実額によることが必要であるという会計原則を徹底すべきである。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県産業情報センターでは 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買

い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

指定管理者であるふくい産業支援センターは、自身が福井県産業情報センター内に拠点を置き、福井県産業情報センターを中心に事業を展開している。ふくい産業支援センターが、福井県産業情報センターの指定管理者となら無かった場合、その存在意義自体が大きく低下する状況は免れず、そういった意味で生存インセンティブは極めて強い。本報告書で繰り返し述べているとおり、生存インセンティブは、単なる利益インセンティブより強力であり、管理委託から変わった多くの指定管理施設はそれをきっかけとして業績を伸ばしているが、当該施設の場合、大原学園撤退の影響とそれに対応するための変則的な指定管理契約がブレーキとなって実力を発揮できずにいる。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県産業情報センターでは前述のとおり、利用料金収入は請求書に基づき入金処理を実施しており、請求書発行の網羅性と正確性、請求金額の回収管理が内部統制の構築上重要となる。請求書の作成は基本的にシステムにより実施しており、発行された請求書について作成者以外が検証している。また、入金確認業務は請求書発行担当者とは別の担当者が実施しており、未収管理についても適切に実施されていた。以上より、利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリ

ングを実施した。利用者目線で様々な気づきを得る機会であり当制度は有効であるとの意見であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①建物の状態について

福井県産業情報センターはソフトパークふくいの中核施設であり、福井県産業の高度情報化のための拠点であるので、施設の管理には気を配っており、往査日現在で建物に不具合はない。

②備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認したが、1点を除いて福井県の備品シールは全て貼付されていた。他の備品についても整理整頓がなされていたが、使用不能となった備品で機械室に置かれていたものがあった。機械室を物置代わりにすべきでない。また、使用不能とみられるものはできるだけ早期に、所管課として廃棄するかどうかの判断をすべきである。

[備品シールが貼付されていない備品]

[機械室の備品 (テレビ会議システム)]



写真左は、備品「造木」。備品シールは貼付されていない。写真右は、機械室においてあるテレビ会議システム。透明なポリ袋が被せられ大切に保管されているが、今後、使用の見込みは無いと推測される。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・情報センターの利用状況 ・情報センターの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他情報センターの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・情報センターの利用状況 ・情報センターの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他情報センターの管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の内容

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅している。課題分析と事業評価の中で情報化研修事業については次年度の取り組みを具体的に示しているのに対し、貸出施設については次年度の対応が具体的に記されていない。所管課は情報化研修事業と同レベルの具体策を求めるべきである。

②モニタリング

現地で行う所管課のモニタリングは定例化している。基本協定の中で定めても良いであろう。

1 2 テクノポート福井総合公園

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	産業労働部公営企業経営課
施設の所在地	坂井市三国町テクノポート 2 丁目 1-34
設置年月・根拠条例等	テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例
設置目的	福井臨海工業地帯の都市機能の充実を図るとともに県民のスポーツおよびレクリエーションに親しむ場を提供する。
施設の内容	総合公園 テクノポート福井スタジアム（サッカー場）、芝生広場、子供広場、パットゴルフ場、マレットゴルフ場等
利用料金	1、スタジアム ①使用料 ・学生 午前・午後・夜間 8,000 円 全日 24,000 円 ・一般 午前・午後・夜間 12,000 円 全日 36,000 円 ・入場料徴収 午前・午後・夜間 80,000 円 全日 240,000 円 ・プロで入場料徴収の場合は入場料額等により算定 ②照明灯 30 分当たり 2,000 円～72,000 円 （学生・一般・入場料徴収・プロで入場料徴収の区分、点灯の割合（全点灯・2/3 点灯・1/3 点灯）で料金を算定） 2、パットゴルフ（18 ホール 1 人当たり） ・中学生以上 700 円 ・小学生以下・65 歳以上 350 円 ・団体（中学生（10 人）以上） 500 円 ・貸しパター 1 本 100 円 3、マレットゴルフ ・スティックボール 1 セット 300 円
利用時間・休館日	年中無休（管理事務所は 8：30～17：00、7、8、9 月は 8：30～18：00）
施設の特徴	21,000 人を収容できる全面洋芝のスタジアム、 10,000 m ² を超える芝生広場、36 ホールのマレットゴルフ場などを有する大規模な総合運動公園

[テクノポート総合管理事務所]



[テクノポート福井スタジアム]



写真右は総合公園入り口部分に位置する総合管理事務所。写真左は、総合公園内にある 21,000 人収容可能なスタジアムである。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	財団法人 福井県企業公社
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H21.4.1~H26.3.31
指定管理者が行う業務	施設等貸出業務、普及広報業務、各種イベント誘致業務、産業・観光情報提供業務、施設保守管理等業務、貸出備品等管理業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	① 管理形態 管理委託 ② 管理者 財団法人 福井県企業公社

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	83,714	80,741	66,481	66,668	66,828
指定管理料	78,205	76,174	61,939	62,061	62,302
利用料収入	5,509	4,567	4,542	4,157	3,626
その他収入	—	—	—	450	900
支出(B)	85,318	77,505	63,288	64,981	64,321
人件費	32,599	32,615	25,852	26,085	26,288
物件費	52,719	44,890	37,436	38,896	38,033
収支差額(A-B)	△1,604	3,236	3,193	1,687	2507

(4) 自主事業の実施状況と収支

①自主事業の内容

臨海下水道運転管理業務（県からの受託事業）、ハマナス公園管理業務（福井市からの受託事業）、研修会事業、イメージアップ事業等

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	67,005	68,540	80,226	81,026	78,531
(うち指定事業からの繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業からの繰入)	—	—	—	—	—
支出	67,006	68,390	80,142	80,828	78,502
(うち指定事業への繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業への繰入)	—	—	—	—	—

2 監査結果および監査人の意見

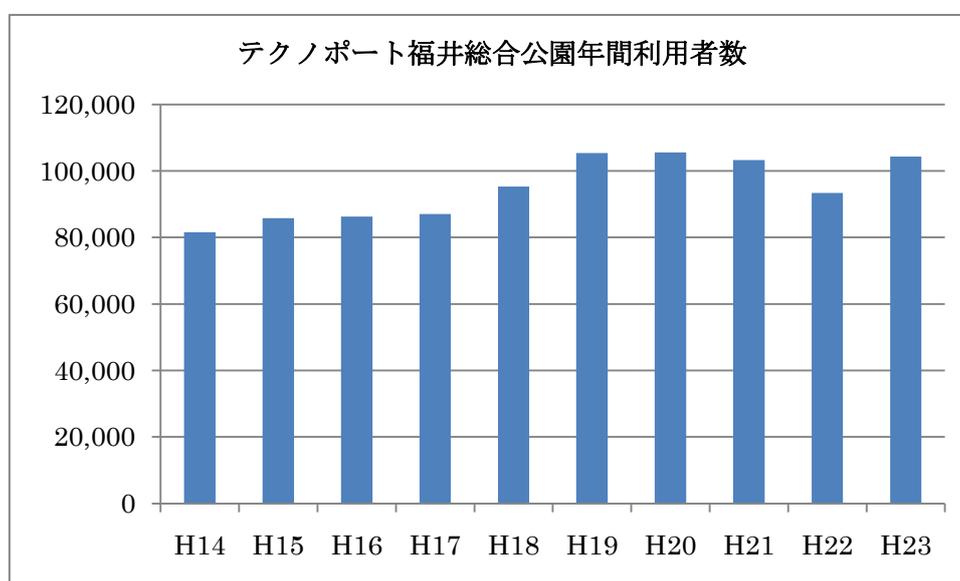
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

テクノポートふくい総合公園の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	81,550	85,805	86,218	87,004	95,268	105,394	105,603	103,241	93,322	104,321

※年間利用者数は、スタジアム、芝生広場、パットゴルフ場、マレットゴルフ場、バーベキュー広場、グラウンドゴルフ、オリエンテーリングの各利用者数の合計である。



テクノポートふくい総合公園は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後の年間平均均利用者数は 101,191 人であり、指定管理者制度導入前 85,144 人の 119%となっている。所管課である産業労働部公営企業経営課は、「インセンティブや目標管理によって、指定管理者制度導入前よりも施設の利用度は向上している」と分析している。平成 22 年度に年間利用者数が落ち込んでいるのは、大きい大会が少なかったことに加えて大雪だったことからくる一過性のものであった。平成 23 年度については、なでしこリーグの効果もあり利用者数は回復している。

② 利用者数の把握方法

利用者数については、利用料金が発生するものは当該資料、バーベキュー広場等利用料金が発生しないものについては申込書、団体での利用は予約データ、チケットのないイベントの観客数は主催者発表、芝生広場については園内巡回時や園内作業時に目視にて利用

者数を把握している。実績として把握される数値は、目視の部分があるので「完璧」とはいえないが正確性は高いと判断する。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

利用率アップ策としては、優れた施設であることをアピールしていくことを基本としている。平成 23 年度の事業報告書には、外部評価委員のアドバイスに沿った細かいサービス向上策が示されている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は、利用者数として 106,000 人が挙げられており、利用料収入として、5,300,000 円が挙げられている。実績は上述のとおりであり、達成率はそれぞれ 98%、68%であった。年度目標については、応募時に基本が決まっており、上記の数字を原則としている。

[外部監査人による分析と意見]

①数値目標とその前提

具体的な数値を掲げての目標管理は、指定管理者制度の重要な柱の一つである。したがって、目標は適切なものでなければならないし、実績の測定は正確性の高いものでなければならない。ここで問題となるのは、測定が難しいものであるがテクノポートふくい総合公園の場合は、芝生広場の利用者数である。平成 23 年度で言えば、芝生広場利用者数はテクノポートふくい総合公園利用者数の 55%を占めるので、これの測定はかなり重要である。テクノポートふくい総合公園の指定管理者は現在、「園内巡回時や園内作業時の目視」、「隣接しているホテルからの宿泊者数情報」に加えて「フリースペースの利用者についても 10 人以上であれば申し出てもらう」ことにしている。

②フリースペース利用者の把握について

フリースペースの利用者を把握することは難しい。しかし「できる限り正確な実績を」という姿勢が所管課にも指定管理者にも必要である。それは、数値の把握が利用度向上に対し大きな役割を果たすものであるからである。テクノポートふくい総合公園の指定管理者については「いろいろなことをして利用者数の正確な把握を目指している」というのが、外部監査の印象である。正確な利用者数を把握しようとするれば、実績は自然と正確なものになっていくし利用者数も増加していくはずである。上述のように、外部監査がテクノポートふくい総合公園が示す実績を正確性が高いと判断するのはそのためである。

③外部評価委員の活用

事業報告書の通査と現場での聞き取りをした限りでは、テクノポートふくい総合公園の指定管理者は外部評価委員の活用がうまい。総論で述べたとおり、外部評価委員の存在は指定管理者制度のポイントの一つである。テクノポートふくい総合公園が安定した実績（例えば、スタジアムの使用実績で年間 110 日は、通常のスタジアムが年間 40 日から 50 日であることを考えると極めて高い）を保持できるのは、外部評価委員のアドバイスへの対応が極めて速いことも要因といえる。

(2) コストは下がっているか

テクノポート福井総合公園は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

[テクノポート福井総合公園のコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	112,504	平成 17 年度実績※
歳入金額(B)	3,865	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	108,639	
指定管理料 1 年分(E)	77,376	平成 18 年度指定管理協定書 3 年間で 232,130 千円の 3 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	△31,263	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

※：平成 17 年当時の詳細な決算資料がなく、2 月補正時点での予算額を計上している。また、1,000 千円を超える修繕費なども不明である。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 31,263 千円減少している。大幅に減少している要因として平成 17 年度の資料の中には修繕費が含まれていることが考えられる。さらに内容を分析した結果、人件費が減少していることは明らかであり、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

テクノポート福井総合公園の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 304,753 千円となっている。平成 18 年度および平成 21 年度の指定管理料の算定方法について、当時の資料を入手しその内容を検討する

とともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されていた。

平成 21 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 19 年度以降利用料収入は減少傾向にあるものの、人件費、物件費の削減によりカバーされており、平成 19 年度を除き収支差額はプラスとなっている。収支差額は異常に多額とはなっていないため、指定管理料は結果として妥当であったと言える。

[外部監査人の意見]

県としては、テクノポート福井総合公園は企業誘致のための公園であるとの認識であり、そのため、所管課も産業労働部公営企業経営課となっている。しかし、企業誘致のみの目的であれば現在の公園の設備は明らかに過大かつミスマッチであり、むしろ「県民のスポーツおよびレクリエーションに親しむ場を提供する」ことが主たる目的であるとの認識が一般的であろう。複数の目的がある場合には複数の担当課が横断的に協力すべきというのが外部監査人の意見である。したがって、スポーツ振興を担当とする課も協力すべきである。

[外部監査人の意見]

テクノポート福井総合公園の利用料等の収入金額は 4,526 千円であり、指定管理料を合わせた収入合計金額 66,828 千円の 6.7%と低い水準である。これは、同公園を維持するコストがほとんど指定管理料により負担されていることを意味している。人件費の削減によるコスト削減には限界があり、県がさらにコスト負担を軽減しようとした場合には、利用料収入の増加による県のコスト負担の軽減しか選択肢がない。しかし、収入の柱であるスタジアムの利用については、芝生のメンテナンスを考えると現状でもフル稼働に近いとのことであり、今以上の利用率の向上は事実上不可能な状況である。

利用料金の設定を見ると、無料イベントの利用料金と有料イベントの利用料金には大きな差があり、後者がより高額となっている。そのため、利用料収入という面からは有料イベントの開催が望まれるが、施設の内容や J リーグやなでしこリーグの誘致という過去の実績からプロサッカーの試合開催誘致が妥当であろう。福井県に有料試合ができるサッカーチームが無い以上、今後もこのような誘致をコンスタントに行うよう努力すべきである。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、マレットゴルフ等利用時の窓口での収納によるものと、スタジアム利用時の請求書に基づく入金によるものとに分けられるが、窓口での収納分については、利用申し込み時に利用チケットを販売しており、現金収入を収益として計上している。当該チケットは適切に簿冊管理されていた。請求書に基づくものについては、原則的に利用料金を利用日までに入金することとされており、月に何度も利用する団体については当月分を当月末までに振込入金することとされていた。そのため、月をまたいで未収が発生することはなく、利用料金の徴収について適切に処理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、理事長、常務理事、事務職員について他の事業(テクノポート浄化センター管理委託業務)との按分により計上されていた。その他の人件費については専属人件費として適切に計上されていた。テクノポート福井への按分率は理事長が 50%、常務理事が 10%、事務職員が 60%となっていた。それぞれ、従事割合による按分率であり妥当である。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また、委託費は主として施設清掃、維持等にかかるものであり、委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により契約となっており問題無かった。

その他の費用について、按分による計上などはなく問題は無かった。

[外部監査人の意見]

利用料金について、利用時に徴収するというのも資金繰りや未回収となるリスクを低減するという意味では有効であるが、利用者の利便性という点からは不便かもしれない。もちろん、利用日までに入金するということが原則ではあるものの、県外の同様の施設と取り扱いが異なれば、プロサッカー試合の開催誘致などで不利となることも考えられる。現在は、プロサッカー試合の開催時には柔軟な対応を実施しており問題は発生していない。今後も、誘致活動に支障がある場合には柔軟な対応を実施する必要がある。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

テクノポート福井総合公園では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ「5 年間指定管理料が安定的に入ってくるのは大きい」、「以前は利用料金が福井県の収入になっていたが、指定管理者制度になってから自分の収入になるのでやる気が出る」との回答であった。いずれの意見も、経営感覚と無関係なものではない。指定管理者制度の導入によって、直営時には弱かった経営感覚が強まっていると見られる。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

テクノポート福井総合公園では、前述のとおり、利用料金はマレットゴルフ利用料など窓口で現金収入により計上されるものと、スタジアム利用料など請求書を作成して現金または振込にて回収するものと 2 種類ある。前者について、窓口業務は 2 名体制にて実施しているが、相互に検証することが義務付けられているわけではない。また、請求書作成による収入について、請求書発行業務と回収担当を明確に分けているわけでは無かった。

[外部監査人の意見]

利用料金計上業務について、相互牽制を基本とした内部統制を構築すべきである。特に窓口での収納の場合、窓口業務を外部業者に委託していることから、より厳しい内部統制を構築する必要がある。

[外部監査人の意見]

窓口業務のうち土日に関しては、1 名は外部委託されており、事実上委託先に任せている状況となっている。委託先は他の複数の業務でも委託先となっている企業であった。この点について県は、指揮命令関係や業務形態から委託契約としても良いか、労働関係法についてのコンプライアンスリスクがあることを認識すべきである。窓口業務を完全に外部委託とすれば委託という形態も問題ないが、土日だけ、しかも 2 名のうち 1 名分だけを

委託とする契約が就業実態を適切に反映しているか慎重に判断する必要がある。

利用者の数が土日に集中するなど、土日の業務がメインとなる施設については、土日を法人の休日として考えるべきではなく、勤務形態をシフト制するなどの工夫により、できる限り職員や直接雇用のアルバイトでカバーすることが望ましく、どうしても無理な場合には窓口業務全体を委託とすべきであるというのが外部監査人の意見である。実際に他の指定管理者制度が導入されている施設で土日の業務がメインとなる施設において、土日を休日扱いとしていない施設や、受付業務を一括して委託としている施設もある。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申込状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。前述したようにテクノポート福井総合公園は外部評価委員制度を最も有効に利用している施設の一つと言える。指定管理者は外部評価委員のアドバイスに対し非常によく対応しているが、これは外部評価委員のアドバイスが的を得ているという証左でもある。選定委員の選び方が上手かったといえる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

施設について調査したところ、遊具の一部に危険な箇所があり、使用不能とされていた。往査日の4日前、つまり、8月31日(金)から使用不能となっているわけであるから、残念ながら土曜日と日曜日は使え無かったことになる。「総合公園の利用者は、遠くから来てもらっている人も多いから、遊具の使用禁止については、町中の公園よりも負の効果が大きい」というのが、外部監査の基本的な立場である。指定管理者としては、今後、速やかな対応が必要となる。

[子供広場の遊具]



[遊具の使用不能部分]



備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、備品シールが添付されていないものがあった。また、施設内には使用不能となった備品が散見された。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要であるし、使用不能となっている備品については早期に除却しなければならない。

[備品シールが貼付されていない備品]



[使用不能となっている備品]



②松林の管理について

外部監査が注目しているのはテクノポート福井総合公園内の松林である。テクノポート福井総合公園内にはかなりの数の松があるが、枯れているものは一つもない。この点で、隣接する三里浜緩衝緑地とは状況を全く異にしている。これは、それぞれの松くい虫対策の違い（幹への薬剤の注入）によるものであるが、三里浜緩衝緑地など規模の大きい所は

無理としても、テクノポート福井総合公園と同程度の総合公園に応用できるのではないか。

[テクノポート福井総合公園内の松林]



(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・総合公園の利用状況 ・総合公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合公園の利用状況 ・総合公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求められることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

事業報告書は上記必要的記載事項を網羅している。利用計画ごとに内容と状況を説明した施設の利用状況の記載は詳細で理解しやすい。課題分析と事業評価報告も判りやすいし、外部評価委員の要望とその対応を具体的に示しているのも良い。しかし、当該施設が年度目標に達していないという点を考慮すれば、目標達成のために今後取り組んでいく内容を重点的に述べる必要があると考える。

来場者アンケートについては、施設の規模からいって少しサンプル数が少ないと思えるが、「ご利用になった施設で危険と思われる箇所は無かったですでしょうか」という質問は、他の施設でも使ってほしい質問である。

②モニタリング

所管課は、理事会と外部評価委員会の立会時に必ず現地へ赴くことになっている。月次報告書についてはメールにて受領している。月次報告書をメールで送付している指定管理者はテクノポートふくい総合公園の指定管理者だけであるが、この方式のメリット、デメリットについて一度検討してみるべきである。

1 3 福井県国際交流会館

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	観光振興課
施設の所在地	福井市宝永3丁目1-1
設置年月・根拠条例等	設置年月：平成8年10月 根拠条例：福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例
設置目的	国際交流活動を推進し、世界に開かれた地域社会の実現を図るため設置する。
施設の内容	<p>【国際交流会館】</p> <p>地下1階 多目的ホール</p> <p>1階 情報相談コーナー、喫茶コーナー、旅券室等</p> <p>2階 会議室、研修室、語学研修室</p> <p>3階 特別会議室、応接室、和室、茶室、パントリー</p> <p>【国際交流嶺南センター】</p> <p>1階 交流コーナー、図書資料コーナー</p> <p>2階 会議研修室</p>
利用料金	<p>施設利用料：800円～75,800円</p> <p>※1 利用時間および利用施設により変動</p> <p>※2 設備利用料等あり</p>
利用時間・休館日	<p>【国際交流会館】</p> <p>開館時間：9：00～21：00</p> <p>休館日：国民の休日および12月28日～1月4日</p> <p>【国際交流嶺南センター】</p> <p>会館時間：9：30～18：00（火・水・金・土曜日）</p> <p>9：30～20：00（木曜日）</p> <p>12：00～18：00（第1・第3日曜日）</p> <p>休館日：第1・第3日曜日以外の日曜日・月曜日・国民の休日・12月29日～1月3日</p>
施設の特徴	<p>○JR福井駅から徒歩約15分</p> <p>○多目的ホールは最大300人収容のホールで、講演会、国際会議、レセプション、展示会場などにも利用でき、同時通訳設備もある。</p> <p>○特別会議室は豪華なシャンデリア等を用いた本格的な国際会議場であり、約160人収容の会議やレセプションに利用でき、同時通訳設備もある。</p> <p>○漆塗りや越前和紙などの伝統工芸品を活かした応接室がある。</p> <p>○お茶会ができる和室がある。</p>

[国際交流会館の外観]



[国際交流会館の入口を入った所]



国際交流会館は福井市宝永の交差点にあり、市の中心地ではあるが福井駅から歩くとなると少し距離がある。写真右は、国際交流会館の入口を入った所。壁には様々な情報が貼り出されている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	財団法人福井県国際交流協会
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理者が行う業務	(1) 施設の利用提供に関する業務 (2) 利用許可および利用料金に関する業務 (3) 国際化支援業務 (4) 施設および設備の維持管理業務 (5) その他福井県国際交流会館の管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態：管理委託 ②管理者：財団法人福井県国際交流協会

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	136,557	134,671	132,587	133,214	132,506
指定管理料	104,000	104,000	100,079	100,689	101,000
利用料収入	31,687	29,842	31,801	31,900	30,744
講座受講料等収入	738	697	595	513	660
施設使用負担金	132	132	112	112	102
支出(B)	152,591	131,054	129,043	131,985	130,180
人件費	64,613	38,274	39,149	41,134	43,642
施設管理運営国際化支援事業	87,978	92,780	89,894	90,851	86,538
委託料	46,213	46,909	47,582	47,301	45,785
光熱水費	14,507	14,161	14,909	14,990	14,522
その他	27,258	31,710	27,403	28,560	26,231
収支差額(A-B)	△16,034	3,617	3,544	1,229	2,326

(4) 自主事業の実施状況と収支

①自主事業の内容

- ・ 在住外国人支援事業として、生活情報や防災情報等を多言語で提供するラジオ番組放送事業や、外国籍児童生徒の学校生活をサポートする事業等の実施
- ・ 国際交流・協力促進事業として、通訳等のボランティア登録制度の運営、留学生と県民の交流事業、米国ワシントン大学で学ぶ奨学生の推薦事業の実施
- ・ 国際交流活動等支援事業として、民間団体が行う国際交流活動等に経費の一部を助成する事業の実施
- ・ 国際理解促進事業として、国際理解の授業等を希望する小中学校へ外国人講師やボランティアを派遣する事業の実施

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	5,717	7,145	5,267	4,470	3,571
（うち指定事業からの繰入）	—	1,799	—	—	—
（うち収益事業からの繰入）	—	—	—	—	—
支出	5,717	8,944	5,267	4,470	3,571
（うち指定事業への繰入）	—	—	—	—	—
（うち収益事業への繰入）	—	—	—	—	—

(5) その他

①喫茶コーナーの運営

- ・来館者へのサービス向上のために、コーヒーやクッキー、アイスクリームなどの販売を実施

②特別会計（喫茶）の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入（A）	1,841	2,602	3,096	3,158	3,417
（うち売上収入）	1,841	2,602	3,096	3,015	3,188
（うち一般会計からの繰入金）	—	—	—	142	229
支出（B）	2,221	2,418	3,112	2,986	3,193
（うち人件費）	1,567	1,629	1,771	1,713	1,955
（うち運営費）	654	789	841	873	938
（うち一般会計への繰出金）	—	—	500	400	300
収支差額（A－B）	△380	184	△16	172	224

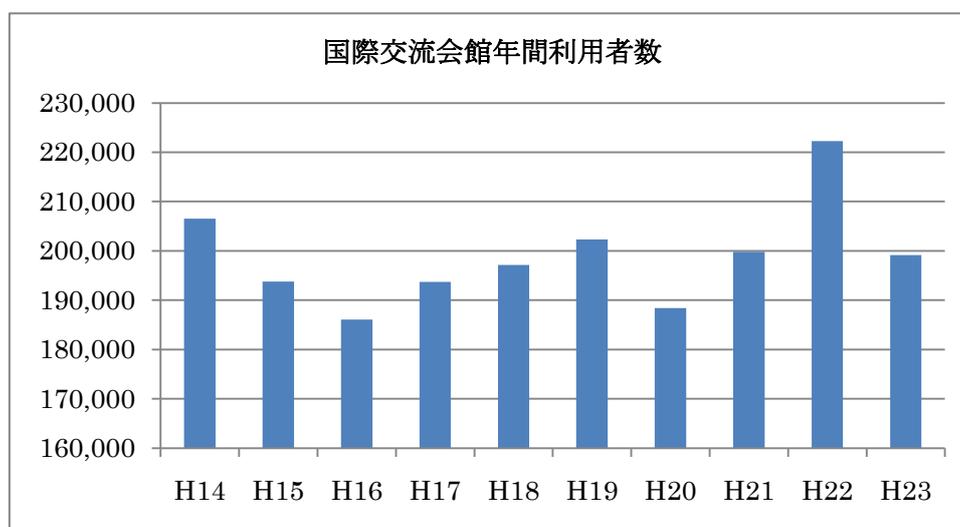
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

国際交流会館の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	206,565	193,773	186,056	193,724	197,169	202,311	188,392	199,778	222,296	199,164
稼働率	58.5	54.3	56.5	60.9	59.2	64.6	65.1	68.3	67.8	68.3



国際交流会館は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後の平均利用者数 201,518 人は、指定管理者制度導入前の 4 年間の平均 195,054 人に対し、103%であるが、平成 22 年度の年間利用者数は「はやぶさ効果」によるものである。当該年度を除いた指定管理者制度導入後の平均は 197,362 人であり、導入前とはほぼ横ばいと考えられる。一方、施設の稼働率は指定管理者制度導入後、着実に増加している。指定管理者制度導入前の 4 年間は平均稼働率が 57.5%であるのに対し、指定管理者制度導入後は 65.5%となり、大きく上昇しているのが判る。

② 利用者数の把握方法

会議室、多目的ホールの利用者数は主催者発表という方法により把握されている。一方、情報コーナー等のフリースペースの利用者については「平均的な滞在時間 1 時間」という前提で、職員が 3 時間おきにカウントし、それを 3 倍することにより推測している。外部監査としては、フリースペース利用者数の把握方法として、かなり正確性が高いと判断している。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

国際交流会館は利用率アップの方策として、リピーターの確保や顧客の新規開拓、独自のサービスの検討などを挙げている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は貸施設の稼働率が平均 63%、利用者満足度が 70%とされている。したがって、貸施設の稼働率については上述のとおり実績が 68.3%であるので、達成率は 108%、利用者満足度については実績が 85.6%であるので、達成率は 122%となる。平成 23 年度の目標は指定管理導入当初からの目標値である。

[外部監査人による分析と意見]

①施設の利用状況について

指定管理者と福井県との契約では、成果としての利益は全て指定管理者に帰する。総論で述べたとおり、外部監査としては基本的にそういった方式の形態を支持する。しかし、国際交流会館は公の施設であり、料金を負担しないリーススペースの利用者も多い。所管課である観光振興課は、その点に十分留意した監督が必要である。有料の施設と無料の施設の両方を併せ持つ施設であれば、指定管理者が有料サービスの方に力を入れすぎていないかどうかを確認していくことが「指定管理者のインセンティブを最大限に引き出すとともに、公の施設としての使命も全うさせる」ため不可欠である。国際交流会館については、実際、年間利用者数がそれほど増加していないにもかかわらず、貸施設の稼働率は大きく増加している。外部監査では今回の往査において、年間利用者数がそれほど増加していない要因（福井に在留している外国の方たちをとりまく状況の変化による）を確認したが、所管課である観光振興課はもっと年間利用者数の動向にこだわったほうが良い。

②数値目標の設定について

「具体的な目標を定めて、それに向かって力を結集する」これが指定管理者制度の狙いの一つである。実際に、国際交流会館の場合、目標を明確に定めている稼働率は順調に伸びている。ただし、上に述べた理由で、リーススペースも含めた年間利用者数全体の目標も必要である。指定管理者と所管課でよく話し合っ指定管理者制度のメリットを引き出せるような目標を設定すべきである。

また、「顧客満足度」という視点は決して悪くはないが、目標が 70%というのは低すぎるのではないか。福井県としては「迎賓館」的な存在であるので、本来 90%以上の目標が必要であろう。ただ（後述するが）、国際交流会館には、駐車場設備が貧弱であるという弱点があるので、ここでは「駐車場への不満を除いて 90%ぐらい」と考えておくのが現実的と考える。

(2) コストは下がっているか

福井県国際交流会館は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県国際交流会館のコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	181,262	平成 17 年度管理運営費および委託事業
歳入金額(B)	27,426	平成 17 年度実績
人件費(C)	19,316	2 名分
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	173,152	
指定管理料 1 年分(E)	104,000	平成 18 年度指定管理協定書 3 年間で 312,000 千円の 3 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	△69,152	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 69,152 千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。コストの削減は主として県からの派遣職員の減少により実現されている。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県国際交流会館の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 503,768 千円となっている。平成 18 年度当初および平成 21 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠資料は保存年限を過ぎており、存在し無かったため手続きを省略する。

平成 21 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管

理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると、平成 19 年度を除き収支差額はプラスとなっている。平成 19 年度の大幅なマイナスは人件費の従事割合が明確に決まっていなかったことによるものである。よって、指定管理料は結果として妥当であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県国際交流会館では請求書に基づき、振込又は窓口での現金により徴収されていた。予約状況や料金徴収状況は管理システムにより管理しており、当該管理システムに基づき請求書を作成している。基本的には前納を原則としているものの、後納の場合もある。会計上の収益は、管理システムから出力される月報に基づき月末にまとめて計上されており、適切に計上していることが確認できた。なお、未収はほとんど発生しないとのことである。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、全て兼務人件費の按分により計上されている。按分は指定管理者が毎月の実際の従事状況から推計した従事割合に基づき算定されており、適切に按分されていた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであり、委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により相手先を選定しており問題無かった。

その他の費用について、按分による計上などは無く問題は無かった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

[外部監査人の意見]

総勘定元帳について、事業ごとの支出合算による出力のみとなっており、勘定科目ごとの出力がなされてい無かった。一般的に総勘定元帳は勘定科目ごとの出力が原則であり、対応しておくべきである。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県国際交流会館では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

指定管理者である福井県国際交流協会がその事業を行おうとすれば、福井県国際交流会館という場は必ず必要となる。逆に、福井県国際交流協会が福井県国際交流会館の指定管理者でない場合、事業の効率性は極めて悪くなる。福井県国際交流協会にとって福井県国際交流会館の指定管理者となることは、その存在意義を全うする上で極めて重要という認識であり、そういった認識が、最近の成果に反映されている。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県国際交流会館では、前述のとおり、利用料金の收受は振込と現金に分かれる。振込は専用の納付書を利用して行っており、管理システムにて入金確認を実施している。現金の場合には窓口での收受業務となるが、窓口では現金徴収簿を記載しており利用申込書とともに保管されている。利用申込書の受付、管理システムへの入力、請求書・納付書の発行、入金確認の各業務は分担されている。以上より、利用料金收受業務に関して下記を除き内部統制上の問題はない。

[外部監査人の意見]

管理システムを導入し、予約受付から利用料金回収まで一貫して管理しているものの担当者の明確な区分はない。相互牽制を基本とした内部統制を構築すべきである。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当

者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申込状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。外部評価委員のアドバイスは有用との意見であり、制度は有効に機能していると見られる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

当該施設は平成8年度の設置であり、平成24年度では16年経過したことになる。往査時に施設内を視察した限りでは重大な不具合は見当たらないが、「工業技術センターや生活学習館等、他の施設で最近頻繁に発生する天井の雨漏り」、「耐用年数が15年程度といわれる空調設備・給排水設備等のいわゆる建物付属設備」、「特殊で高価な設備が揃っている音響設備」に関しては、いずれも修繕に多額の支出を伴うものであり、所管課、指定管理者いずれも心づもりが必要である。繰り返し述べるが、国際交流会館は福井県にとって迎賓館に相当するものであり、他の施設のように「故障が発生してから初めて修繕の検討を行う」ようなことではいけない。

[修繕が必要な部分]



[音響設備]



施設内を視察した限り修繕が必要とみられるのは、2階廊下の端（普段はイス、机を置いておく場所）のみである。3階の特別会議室と地下1階の多目的ホールには写真のような各種音響映像装置の他、5か国語同時通訳のための設備が設置されている。

備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認したが、備品シールは正規のものが貼付されていた。

[備品シールが貼付されている備品]



[指定管理者の備品シール]



②施設の使い方と問題がある所

外部監査としては、設計に無駄がない施設にありがちなことと認識しているが、機械室に備品を置くのは避けるべきである。特に国際交流会館は機械室がかなり奥の方にあるので「どういったものをいつ置いたか」不明な状況になりやすい。機械室にあるものについては一度整理した方が良い。不要なものは廃棄すべきである。

[機械室の状況]



[機械室においてあった備品の一つ]



国際交流会館の機械室には、意識的にそこに置いてあるというよりも、「忘れ去られている」という雰囲気のものが多い。

③国際交流会館の駐車場について

指定管理者も所管課も、利用されている皆様も同じ考えだと思うが、国際交流会館の欠点は駐車場の貧弱さである。これは福井市にある国際交流会館（本館）だけでなく、敦賀市にある国際交流嶺南センターも同様の問題を有する。いずれも公共交通機関から遠くないといっても福井駅や敦賀駅から歩けば結構ある。また、平成8年当時と比較すると、福

井在住の外国人の人たちのマイカー保有率も増加していると考えられるし、中長期的には検討していかなければならない問題である。

[国際交流会館の駐車場]

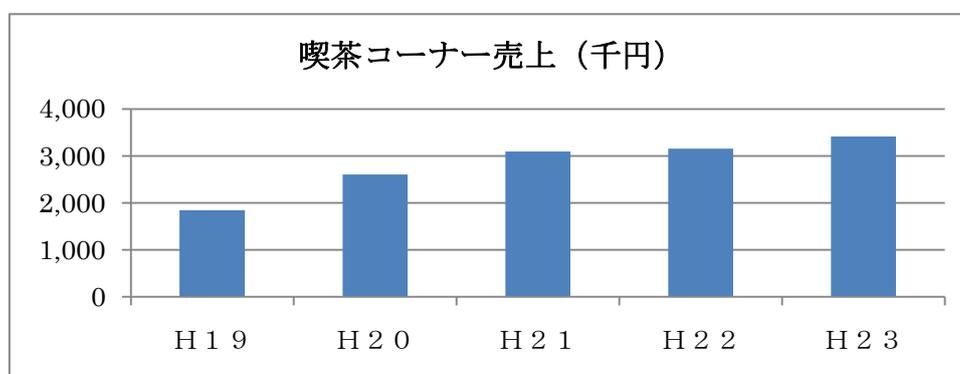
[国際交流嶺南センター]



写真左は国際交流会館の駐車場。施設の規模を考えるとやや狭い。写真右の中央の建物が国際交流嶺南センター。商店街の中にあり、駐車場はない。

④喫茶コーナーの工夫

国際交流会館の実績の中で、外部監査が注目したのが喫茶コーナーの業績である。グラフは平成19年度から平成23年度までの喫茶コーナーの売上であるが、平成23年度の売上は平成19年度の2倍弱に相当する。金額的にはたいしたことないかもしれないが、当該喫茶コーナーでは調理をすることができず、提供できる飲食物が限られてくることを考慮すれば、健闘しているといつて良いであろう。国際交流会館の喫茶コーナーは業者が入っているわけではなく、国際交流会館の直営である。外部監査は、監査手続の一つとして、国際交流会館より売上向上の要因をいろいろと聞き取ったが、まとめると「努力と工夫」である。小さくとも「努力と工夫」の継続はこういう結果を生じさせる。同様な状況にある施設にとって十分参考になる話だと思う。



(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・福井県国際交流会館の利用状況 ・福井県国際交流会館の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他福井県国際交流会館の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・福井県国際交流会館の利用状況 ・福井県国際交流会館の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他福井県国際交流会館の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

事業報告書は上記必要的記載事項を網羅している。管理運営目標（稼働率と満足度）とその評価の結果および目標達成のために取り組む具体的な内容については、丁寧な記載となっており、特に満足度という視点での分析・評価は良いと感じられるが、前述のように、施設利用者数についての分析・評価の記載が無い。所管課としてはこの点にこだわりを持って指導すべきである。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。場所も近く、実際には現場へ行くことが多いが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

1 4 福井県立音楽堂(ハーモニーホールふくい)

1 指定管理施設の状況

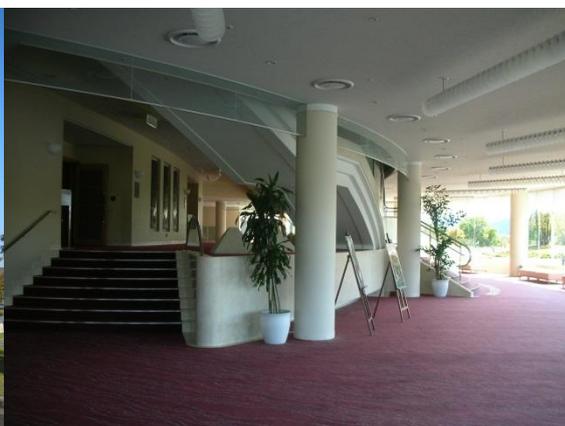
(1) 施設の概要

所管課	観光営業部文化振興課
施設の所在地	福井市今市町40-1-1
設置年月・根拠条例等	平成9年9月
設置目的	本県における音楽文化の振興を図り、もって県民の芸術文化の向上に寄与するため
施設の内容	【県立音楽堂】 大ホール 5,386 m ² (1,456 席) 小ホール 2,466 m ² (610 席) 練習室 447 m ² (6 部屋) 展示ギャラリー 297 m ² インフォメーションセンター 87 m ² 【ガーデン喫茶】 206 m ² (48 席) 【駐車場】 約 600 台
利用料金	別添のとおり
利用時間・休館日	利用時間： 9:00～22:00 休館日： 12/29～1/2
施設の特徴	当施設は、福井県の芸術文化振興の中核施設として整備された最高水準の音楽性能を誇るコンサートホール。国際的に評価の高いオーケストラ出演によるものや、小さな子ども向けコンサートまで幅広い公演を開催している。大小ホールの大屋根は、永年の風雪に耐えた福井の伝統民家をイメージしている。

[福井県立音楽堂の外観]



[福井県立音楽堂の内部]



福井県立音楽堂（ハーモニーホール）は福井市郊外に立地する美しい建物。国道8号線からよく見えるので所在は判りやすい。内部もそれなりの装飾が施されている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	(財) 福井県文化振興事業団
制度導入年月日	H18. 4. 1 (第1期) H21. 4. 1 (第2期)
指定管理期間	H18. 4. 1～H21. 3. 31 (第1期)

	H21.4.1~H26.3.31(第2期)
指定管理者が行う業務	利用の許可およびその他の利用に関する業務 県立音楽堂の維持管理に関する業務 音楽文化の振興を図るために行う業務 その他音楽堂の管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 委託 ②管理者 (財)福井県文化振興事業団

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	517,155	491,797	478,889	464,239	457,566
指定管理料	334,883	332,492	322,291	321,430	319,739
自主事業収入	83,894	76,439	60,896	61,804	58,312
協賛金収入	24,578	22,953	20,519	22,941	20,071
負担金収入	6,738	5,161	4,901	5,000	5,379
補助金収入	12,049	5,600	9,629	1,919	5,213
利用料金収入	35,330	39,975	41,893	37,171	39,207
その他使用料収入	4,413	5,091	4,921	4,293	4,448
手数料収入	772	1,326	495	443	831
雑収入	1,867	814	300	551	375
納税引当預金取崩収入	12,631	1,946	13,044	8,687	3,991
支出(B)	529,508	470,465	464,731	461,428	455,915
人件費	65,809	68,606	70,147	71,209	63,404
賃金	4,897	4,587	3,664	4,161	4,068
報償費	16,155	12,556	11,668	12,885	13,745
旅費	4,534	4,494	3,095	2,846	2,908
交際費	80	0	0	0	0
需用費	59,153	54,588	51,231	53,654	59,081
役務費	11,742	10,197	9,442	10,538	11,248
委託料	338,053	271,523	283,685	267,266	284,484
使用料および賃借料	5,145	5,538	5,704	6,234	5,528
備品購入費	978	1,271	3,653	2,897	524
負担金補助および交付金	2,964	22,387	1,004	16,786	5,392
租税公課費	15,298	2,206	13,355	8,961	4,283
補償・補填および賠償金	1,200	0	0	0	0
雑支出、貸倒支出	0	416	1	0	0
納税引当資産支出	3,500	12,096	8,082	3,991	1,250
収支差額(A-B)	12,353	21,332	14,158	2,811	1,651

(4) 自主事業の実施状況と収支

① 自主事業の内容

<受託事業> 福井県からの事業受託

○福井県芸術鑑賞教室(H19、H20、H21)

成長期の子供たちに優れた芸術鑑賞の機会を提供することで

芸術文化への参加を促進 県内各文化施設、学校等で実施

○ちびっこコンサート体験事業(H19、H20、H21、H22)

○ふるさと子どもコンサート開催事業(H23)

児童・園児が生の音楽に接することができる公演として
コンサート、パイプオルガン演奏、楽器体験を開催

○寄託物品貸与事業(H19、H20)

ヴァイオリンの名器である「ストラディヴァリウス」を県在住または
出身者に期限を付して無償貸与

○子どものための特別音楽祭開催事業(H21)

小学校5，6年生向けに特別に企画した、地元出身演奏家が出演する
本格的演奏会を実施。また福井出身作家や演出家による昭和の福井に
ちなんだ創作オペレッタ公演を開催。 福井県立音楽堂で実施。

○ふれあい文化子どもスクール開催事業(H22、H23)

小学校5年生向けに特別に企画した、地元出身演奏家が出演する
本格的演奏会を実施。 福井県立音楽堂で実施。

<財団管理事業> 財団法人件費、財団管理費、その他事業

○理事会の開催等財団の運営にかかる人件費、管理費

○野の花文化賞(H20、H22)

ふるさと福井の文化を継承し、これを支えて努力している方や地域社会で
個性豊かな生活文化の創造と普及のために地道な活動を続けている方を表彰
(隔年実施、表彰式：2月7日)

○文化後援事業（毎年）

地域の文化振興を目的として、文化活動に対して後援を行う。

○ふるさとの日開催事業（毎年）

「ふるさとの日」を記念し、廃藩置県の2月7日に
福井県と共催で記念事業を実施

②自主事業（受託事業）の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	15,360	15,360	65,336	15,659	14,107
（うち指定事業からの繰入）	—	—	—	—	—
（うち収益事業からの繰入）	—	—	—	—	—
支出	15,360	15,360	65,336	15,659	14,107
（うち指定事業への繰入）	—	—	—	—	—
（うち収益事業への繰入）	—	—	—	—	—

③自主事業（財団管理事業）の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	15,819	17,596	17,528	15,024	14,816
（うち指定事業からの繰入）	—	—	—	—	—
（うち収益事業からの繰入）	—	—	—	—	—
支出	10,347	12,549	11,430	12,710	12,223
（うち指定事業への繰入）	—	—	—	—	—
（うち収益事業への繰入）	—	—	—	—	—

2 監査結果および監査人の意見

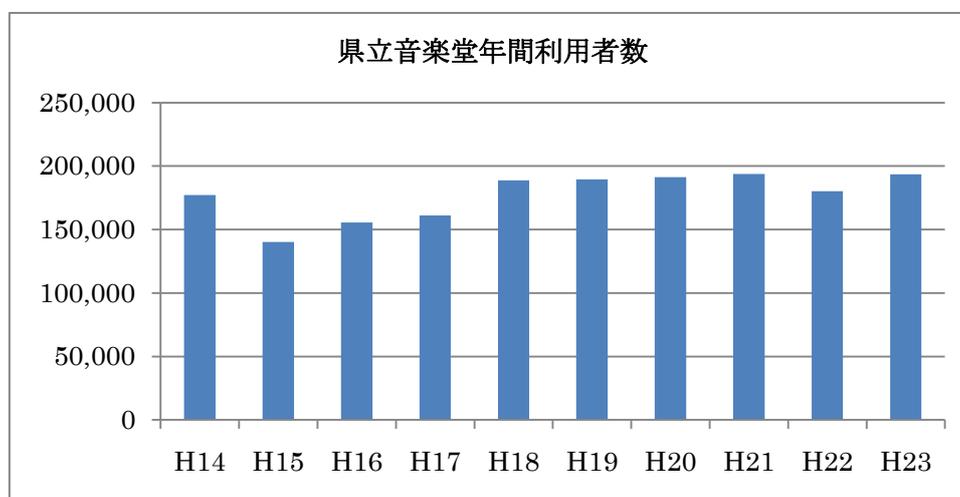
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

県立音楽堂の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	177,307	140,121	155,610	161,107	188,868	189,593	191,223	193,724	180,101	193,566

※年間利用者数は自主事業、貸館、出演者等、リハーサル室、練習室、視察・見学、インフォメーションセンター等の利用者数合計である。



県立音楽堂は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後、利用者数は伸びており、指定管理者制度導入後の平均 189,512 人は、指定管理者制度導入前の年間の平均 158,536 人に対し 120%の水準である。所管課は増加の要因を、休館日が少なくなったのと目標管理をするようになったことが大きいと分析している。平成 22 年度に利用者数が減少したのは、経済の悪化に伴い「本番前のリハーサルを 1 回だけにす

② 利用者数の把握方法

利用者数は、コンサート等チケットを発行するものについてはチケットの回収で、貸館等については申込書類で、視察見学等については担当者がカウントすることにより把握される。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

優れた音響機能を有するホールの特性と、利用方法の多様性のアピールが利用促進策の中心である。また、平成 23 年度においては、利用者の細かな要望に応えることにより業務改善に取り組んでいる。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は、来館者数が 196,600 人、利用料金収入が 35,500 千円であった。したがって、平成 23 年度の達成率は来館者数が 98.5%、利用料金収入が 110.4%となる。年度目標については、指定管理初年度と 5 年後の数値目標を設定し、5 年間で到達するような目標として設定されている。

[外部監査人による分析と意見]

①福井県立音楽堂の年間利用者数について

平成 22 年度に一時の落ち込みがあったが、それ以外の年度に関して年間来場者は増加を続けている。来場者の増加傾向はリピーターの増加を示すものと推測され、それは確かなサービスを意味している。計画書で述べられているとおり、職員一人ひとりが目標への意識を高めた結果である。

②福井県立音楽堂の位置づけと所管課のかかわり

福井県立音楽堂は、平成 24 年度に教育庁から観光営業部・文化振興課に所管替えが行われた。観光営業部・文化振興課は他に、博物館や美術館を所管しているので、グループピングとしては決しておかしくないし、後述するように、タイミングよく「世界の美しいコンサートホール 25 選」にも選ばれているので、「観光資源」という切り口も大きく開けているが、「教育」という切り口も捨てがたい。指定管理者である福井県文化振興事業団が目指す福井県立音楽堂をとりまく環境にとって、クラシックに理解のある県民の拡大は必要であり、これに直接的な影響を与えられるのは教育だからである。福井県立音楽堂に対しては、両者が相互作用を発揮できるような福井県としての関わり方が良いであろう。

(2) コストは下がっているか

福井県立音楽堂は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県立音楽堂のコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	370,994	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	39,295	平成 17 年度実績
人件費(C)	19,316	2 名減少分
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	351,015	
指定管理料 1 年分(E)	332,484	平成 18 年度指定管理協定書 3 年間で 997,453 千円の 3 分の 1
コスト比較結果(E)-(D)	△18,531	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 18,531 千円減少減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。コストの削減は主として県からの派遣職員の減少により実現されている。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県立音楽堂の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 1,611,881 千円となっている。平成 18 年度当初および平成 21 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠資料は保存年限を過ぎており、存在し無かったため手続きを省略する。

平成 21 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると毎期利益が計上されており、指定管理料は妥当であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県立音楽堂では請求書に基づき、振込又は窓口での現金により

前受徴収されていた。請求書発行業務および入金管理業務は施設利用管理システムを利用して行っており、毎月当該管理システムから出力される月報を利用して会計上の売上高を計上していた。利用料金収入の網羅性、期間帰属の妥当性に問題はなかった。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費については全て専任の人件費であり、按分による計上はなかった。これは、指定管理者である財団法人福井県文化振興事業団は指定管理業務以外に主たる事業を実施しておらず、一部法人会計として支払っている人件費があるものの、按分による計上は必要ないためである。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題なかった。また、委託費は主として公演業務、警備、清掃、設備保守等にかかるものであり、委託金額 100 千円以上のもは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のもは入札により実施契約となっており問題なかった。

その他の費用について、按分による計上などはなく問題はなかった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県立音楽堂では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることにする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることにする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ「財団の目的が文化振興であり、現在のところ活動の大部分が音楽文化振興であるため、財団の活動と音楽堂は不可分です。指定管理者にならなければ財団の活動に大きな制約ができてしまいます。」「5 年後も指定管理者に選定してもらえよう必死にやっています」という回答であった。当該指定管理者からは、財団の

存在意義との関連で非常に強いインセンティブが認められ、これが成果に繋がっていると考えられる。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県立音楽堂では前述のとおり、利用料金収入は請求書に基づき入金処理を実施しており、請求書発行の網羅性と正確性、請求金額の回収管理が内部統制の構築上重要となる。請求書の作成はシステムにより実施しており、発行された請求書について作成者以外が検証している。また、入金確認業務は請求書発行担当者とは別の担当者が実施しており、未収管理についても適切に実施されていた。以上より、利用料金収受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申込状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。「いいアドバイスを受けている」という回答であり、制度は有効に機能していると見られる。

(8) 施設の状況

①建物・建物附属設備の状態について

福井県立音楽堂は平成9年の設置であり、平成24年度は設置後15年目となる。本報告書において繰り返し述べているとおり、15年というのは、電気設備、空調設備、給排水設備といった、いわゆる建物附属設備の耐用年数が終了する期間であって、大規模修繕のポイントとなる時期である。建物附属設備の現況は外部監査にとって、重大な確認事項の一つであったが、現場の視察および指定管理者へのヒアリングを行った結果、不具合は無かった。これは計画的な修繕を行っていることが要因である。

②備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、福井県の備品シールは全て添付されていた。機械室等も奇麗に整理されていたが使用不能となっている備品もあった。早めに処理をすべきである。

[備品シールのついている備品]



[使用不能の備品]



抜き取り検査を行った全ての備品にシールは貼付されていた。写真右は昔、喫煙ルームにあった備品である。もちろん備品として稼働させることは可能であるが、「敷地内禁煙」が大原則である福井県の施設内で使用することは今後不可能である。

③観賞用としての建物の価値

平成 24 年 6 月 27 日付の福井新聞にて大きく取り上げられているが、国際的なインターネットのニュースサイトで、福井県立音楽堂が「美しいコンサートホール 25 選」に選ばれている。シドニー・オペラハウスやカーネギー・ホールと肩を並べての選出であり、日本国内では唯一の選出である。「建物が日本一美しい音楽堂」ということであるが、外部監査の印象としては、福井県としてのアピールの仕方は弱いと感じる。実際に建物のデザインは素晴らしいわけであるから、福井県としては、もっとそれに乗った方が良い。「素晴らしいデザインの建築物がここにある」と大騒ぎをしなければならない。音楽に興味のない人に建物を観賞してもらうだけでも、公の施設としての使命は果たせると考えるべきである。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。	・福井県が管理業務の実施状況を把握す

<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・音楽文化の振興を図るために行う業務の実施状況 ・音楽堂の利用状況 ・音楽堂の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他音楽堂の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽堂の利用状況 ・音楽文化の振興を図るために行う業務の実施状況 ・音楽堂の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他音楽堂の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>るために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。</p>
--	---	--

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書について

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅している。本体と資料編が区別されていて、とても読みやすく内容もしっかりしていると思うが、達成率が未達の場合の分析とその対策の説明を少し加えた方が良いであろう。「平成 23 年度の利用者数は前年度に比して大幅な増加、しかし、目標には達していない」こういったケースには、増加した要因分析も必要だが、目標達成への対策説明も同時に必要である。アンケートに結果の集計については、「利用者の声」に対して次年度以降の取り組みや措置が具体的に述べられている。判りやすい方式であり、他の施設も参考にすべき。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。事業計画の確認時に現場へは行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

1 5 小浜漁港指定管理施設

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	農林水産部水産課
施設の所在地	小浜漁港
設置年月・根拠条例等	福井県漁港管理条例
設置目的	漁船の減少に伴って生じた漁港の岸壁等を有効利用し、プレジャーボート等の係留受け入れを行うことで無秩序な係留を防止し、漁業生産活動と健全な海洋性レクリエーション活動の調和がとれた海面活用を促進することを目的としている。
施設の内容	係留施設 清滝護岸(60.0m)、津島棧橋(棧橋 90.0m、岸壁 120.0)、津島第 1 護岸(292.0 m)、津島第 2 護岸(108.0m)、津島第 3 護岸(58.0m)、津島第 4 護岸(70.0 m)、津島波除堤(30.0m)、川崎西護岸(117.0m)、川崎南護岸(113.0m)、川崎波除堤(97.0m)、西津船溜防波堤(116.0m)、塩釜泊地(2,625 m ²)、甲ヶ崎泊地(25,600 m ²)
利用料金	護岸、棧橋、波除堤、防波堤：船長 1 m ごとに 1 日につき 30 円 泊地：船長 1 m ごとに 1 日につき 20 円
利用時間・休館日	利用期間：年中施設利用可能 (ただし受付期間は 1 月 4 日から 12 月 30 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日に該当する場合を除く。))
施設の特徴	○付近におばま食文化館やフィッシャーマンズワーフ、人魚の浜等の観光施設がある。 ○小浜漁港内を流用しているため、施設によって気象条件による係留状況が異なる。 ○係留施設のみで、附帯設備はない。

[川崎護岸の係留施設]



[甲ヶ崎泊地の係留施設]



写真左は川崎護岸に係留されているボートの状況。施設といっても護岸に係留用の留め具があるだけである。写真右は甲ヶ崎泊地の係留状況。写真では見えないが、水中にボートをつないでおくロープとアンカーがある。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	株式会社イワタ
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	福井県漁港管理条例第24条に掲げる業務 ・施設の利用受付(利用許可・利用料徴収)業務 ・施設設備の維持管理業務(施設点検・清掃等) ・施設利用情報提供(普及広報)業務 ・施設内放置艇の指導業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 : 委託業務 ②管理者 : 小浜市漁業協同組合

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	5,480	4,922	5,818	7,572	10,939
利用料収入	5,472	4,916	5,816	7,571	10,937
その他収入	7	5	1	1	1
支出(B)	2,897	2,866	2,886	2,968	4,620
人件費	2,040	2,040	2,040	2,040	3,360
消耗品費	9	17	6	11	35
印刷・製本費	75	55	62	78	61
修繕費	0	0	0	0	170
使用料・賃借料	276	276	276	276	300
通信交通費	407	385	387	402	450
その他の支出	89	92	112	159	242
還付金(C)	3,000	3,000	3,000	3,802	4,659
年定額還付金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
年不定還付金	0	0	0	802	1,659
収支差額(A-B-C)	-417	-943	-68	802	1,659

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

2 監査結果および監査人の意見

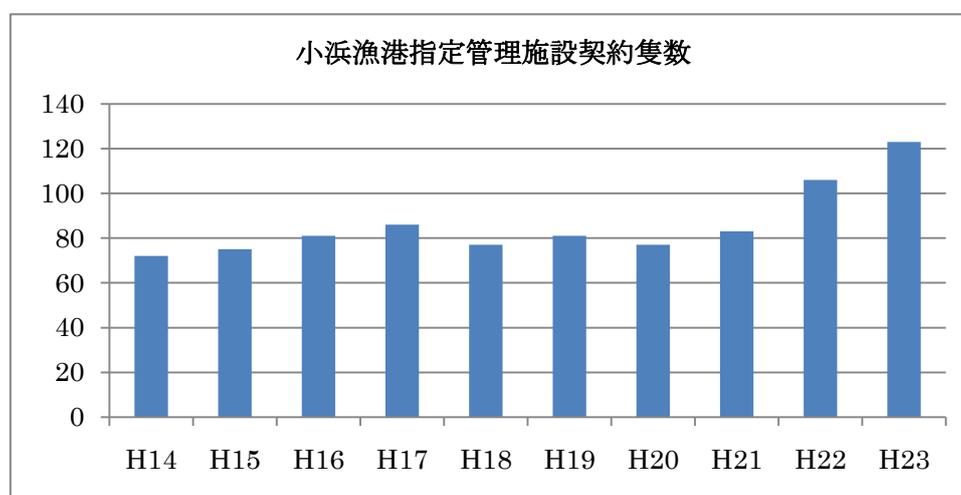
(1) 施設の利用度について

① 利用隻数の推移

小浜漁港指定管理施設の最近 10 年間の利用隻数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
契約隻数	72	75	81	86	77	81	77	83	106	123
施設利用率	48.0	48.1	50.3	53.8	52.0	54.7	52.0	56.1	71.6	83.1

指定管理者制度を導入する前の平成 17 年度以前については、現在、契約隻数のデータがない。



小浜漁港指定管理施設は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。小浜漁港指定管理施設は、プレジャーボート等（漁船以外の船舶で、主に海上レジャーに使用されるもの）係留・停泊させておくための施設である。その主たる目的は、不法な係留・停泊を防止するためのものであり、海洋性レクリエーションの振興が第一の目的ではない。「管理すべき対象」としての実績は上記のとおり（指定管理者制度導入後の平均契約隻数は、それ以前の 116%）であるが、契約隻数の増加がイコール施設の目的ではない。ただし、小浜漁港指定管理施設に係留・停泊する船舶の増加は、不法な係留・停泊の減少傾向を示しているといっている間違いない。

② 利用者数の把握方法

契約隻数は契約書に基づくものであり、正確といえる。外部監査では、往査時に平成 23 年度の契約隻数について、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

施設の性質上、利用率向上策として指定管理者に課せられているのは「施設外係留船の所有者に対して施設の利用を勧める」ことであり、それらに対する「働きかけ」が必要となる。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は、契約隻数が 110 隻で収入金額が 7,260,000 円である。したがって、平成 23 年度の達成率は前者が 112%で後者が 151%であった。年度目標は前年度の数値を参考にして設定されている。

[外部監査人による分析と意見]

①指定管理施設の「成果」について

小浜漁港指定管理施設では、基本協定書の趣旨に沿って、上記のとおり年度目標を設定している。「利用度を向上させる」という指定管理者制度の趣旨から言えば、もちろんこれでいいわけであるが、小浜漁港指定管理施設の本来の目的を考えれば、「不法な係留・停泊を行っている船舶数を 0 にする」という目標もまた必要である。往査日現在においては、不法な係留・停泊を 0 にしているので、指定管理施設としては、その点で最高水準の成果を上げていると評価して良いであろう。

(2) コストは下がっているか

小浜漁港指定管理施設は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。なお、実際には収入の方が多額のため、負担金が発生している。

[小浜漁港指定管理施設のコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	2,543	平成 17 年度委託料
歳入金額(B)	5,224	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	△2,681	
指定管理料 1 年分(E)	△3,000	平成 18 年度指定管理協定書 最低毎年 3,000 千円の還付金
コスト比較結果(E)-(D)	△319	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の収入額は 319 千円増加しており実質的にコスト負担が同額減少している。コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

小浜漁港指定管理施設は管理にかかる経費を上回る利用者収入が想定されているため還付金の額が協定書に定められている。還付額は毎年最低 3,000 千円とし、管理業務の収支差額(利益)が 3,000 千円を超える場合にはその超えた部分の 2 分の 1 を加算することとなっている。平成 18 年度当初および平成 23 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初および平成 23 年度の還付金の下限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されているものと言える。

[外部監査人の意見]

還付金の設定に利益連動部分を取り入れたことは、インセンティブと県の利益両方を考えた理論的には非常に合理的な方法とも言えるが、利益の 50%とはあまりに高すぎる。利益の 50%を県に負担金をして納めた後の利益からさらに法人税等を負担すると考えると実際に手元に残るのは最初の利益の 30%程度となり、インセンティブ上問題がある。以下の点から外部監査人は還付金の利益連動には反対である。

まず、利益金額が正しいことについて確認できていないし、確認することが困難である。確かに県は所管課のモニタリングや監査委員事務局の監査により指定管理者の事業報告や事業内容を確認しているが、あくまで指定管理者制度の運用上必要なチェックを実施しているのであり、利益が正しいか否かについての検証が実施できていないとは言えない。これは、そのようなチェックの実施には非常に高い事務的コストが必要であり、優先順位として低くなるためである。指定管理者制度の運用において利益の妥当性についての監査(いわゆる会計監査)を追加で実施することはコストや人的資源から考えて合理的ではない。

次に、利益の妥当性を検証するためには会計基準が統一されていなければならないが、指定管理者制度において従うべき会計基準は示されていない。そのため、個々の会計処理が合理的であるかどうかについて判断することは可能であるが、指定管理者同士で比較した場合に異なる会計処理を実施していることが考えられる。上場企業など公認会計士の監査が制度化されている企業であれば「一般に公正妥当な会計処理の基準」に従うように制度化されており、さまざまな会計基準や実務指針に則って会計処理を実施しているため、企業間の公平性は保たれている。しかし、指定管理者の担い手は地元の中小企業や財団・社団法人であり、これらの団体全てに統一した会計基準を適用することは困難であり、公

平な会計基準を設定することは困難であろう。

還付金額の設定においては、原則として固定金額のみとすることの方が制度として公平性・安定性が高く、指定管理者へのインセンティブも高まるというのが外部監査人の考えである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると平成 21 年度までは赤字が続いていたものの、係留区域の変更による係留隻数の増加に伴い平成 22 年度からは利益を計上している。当初の還付金額の設定は若干厳しいものであったと考えられるものの、平成 21 年度の係留区域の変更以降は適切な水準であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告の妥当性を検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、毎年 4 月に申込書入手し、利用料金を徴収している。徴収は現金又は振込により行われており、現金での徴収の場合にはすぐに利用料金徴収専用口座へ入金していた。利用料金は船舶の長さや利用期間に応じて決定するが、ほとんどの利用者が長期利用者であり、船舶が変わらなければ利用料金は変わらないため、利用料金算定が妥当であったかのチェックは実施されてい無かった。

小浜漁港管理施設においては利用者数も限られており、そのほとんどが長期利用者であるため、事務担当者が表計算ソフトにて利用者一覧表を作成しており、当該利用者一覧表に基づき利用料金の徴収を管理者がチェックしていた。当該一覧表の利用料金合計金額が一年間の利用料金収入と一致していることが確認できた。

期末時点での未収金額は把握されているものの、利用料金収入には計上されていない状況であった。これは、未収金額の内容が 1 年間の利用料収入ではなく、利用者が指定管理施設の利用開始前に同施設に不法係留していた際の債権金額であるため、利用料収入として計上すべきではないとの判断からであり、外部監査人としても当該判断は妥当であると考えている。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、想定される標準的な人件費に基づき計上されており、実際の給与の支払額とは全く関係してい無かった。また、その他の費用についても、事務所賃料や事務機器使用料についても一般的なリース料等に基づき算定計上されており、実際にかかった経

費の按分による計上では無かった。

[外部監査人の意見]

指定管理業務にかかる収支報告について、一部実際の支出額を根拠としない概算での費用計上となっている。一般の会計では、実際の支出に基づく費用の計上が妥当な会計処理として認められており、外部調達したならばこの程度の金額であるという概算計上は認められていない。特に人件費については他の指定管理者も業務実施割合など一定の合理性がある按分率を利用して費用計上しており、やればできるはずである。また、管理のための各種賃借料等も、実際に支出した費用に指定管理業務での使用割合を按分率として算定計上することが一般的である。確かに実際コストを算定しがたい場合もあると考えられるが、他の指定管理者も実施していることであり、所管課は他の指定管理者の実施方法も参考としつつ指導していく必要がある。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

小浜漁港指定管理施設では修繕費は全て県が負担することとなっている。管理物品等や物品等を購入または調達した場合についての記載はない。このような異例な協定書となっているのは、施設のほとんどが岸壁など港湾施設そのものであり、大規模な修繕しか発生しえないためである。なお、県の修繕計画に従い継続的に修繕されている。

(4) インセンティブについて

当該指定管理施設については、結果的に平成 22 年度と平成 23 年度には黒字化し、今後ともその傾向にあるが、指定管理者はそもそも利益を求めての受託では無かった。施設の目的は、不法係留の防止であり、「誰かがやらなければならない」といった中での受託であった。当該指定管理者を中心とした関係者の努力により、状況は大きく改善しているものの、努力を継続しなければ、もとに戻ってしまうかもしれない。不法係留 0 の継続が地域全体のインセンティブとなっている。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

小浜漁港指定管理施設では前述のとおり、利用者数も限られており、そのほとんどが長

期利用者であるため、管理システム等は利用せずに簡易的に表計算ソフトを利用して利用料金の徴収を管理している。当該利用者一覧表と実際の入金金額を管理者がチェックしており、利用料金収受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し所管課の担当者
にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申込状況、選定委員会の運営状況等を確認し、
指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録
や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有
効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリ
ングを実施した。外部評価委員のメンバーは、他の指定管理施設よりも多く 4 名、この中
には利用者代表や識者だけでなく、海上保安庁の職員なども含まれ、単にアドバイスをす
るというより、指定管理業務をサポートするという傾向が強い。

(8) 施設の状況

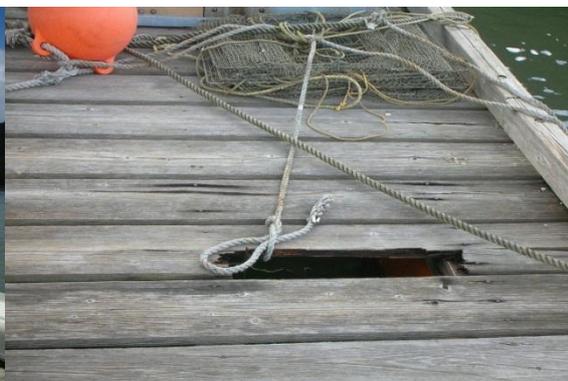
①施設・備品について

小浜漁港指定管理施設の場合、施設といっても岸壁に係留用の留め具が設置されてい
るだけであり、基本的には施設らしい施設はなく、備品もない。ただ、甲ヶ崎泊地に関し
ては、係留場所へ行くためのボートを置いておく浮棧橋がある。これに関しては、かなり老
朽化しており、修繕を検討する必要がある。また、浮棧橋手前の敷地についても整理し
ておく方が良い。

[甲ヶ崎泊地の浮棧橋]



[浮棧橋の状況]



写真左は浮棧橋の全体図。遠くから見ると問題なさそうであるが、実際に行ってみると写真右のように、かなり老朽化が目立つ。

②関係者の協力と利用者のニーズへの対応

小浜漁港指定管理施設における好結果はいくつかの要因からなるが、外部監査として印象的なのは、指定管理者と行政（福井県および海上保安庁）の協力である。もちろん、これには地域（小浜市および漁港利用者）も含まれるが、指定管理者の活動を中心としたこれら関係者の協力体制が好結果を導いた大きな要因と言える。他の指定管理施設にも応用可能な側面であろう。また、小浜漁港指定管理施設に関しては、利用者のニーズに合わせた機動的な対応も見逃せない。平成 22 年度から指定管理施設では、利用者のニーズに合わせ、甲ヶ崎の係留区域を縮小し、川崎の係留区域を拡大している。これも契約隻数増をもたらした要因の一つであろう。「利用者のニーズ」に合わせることは、やはり基本中の基本といえる。

（9）指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・指定管理施設の利用状況 ・指定管理施設の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他指定管理施設の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・指定管理施設の利用状況 ・指定管理施設の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他指定管理施設の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求められることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の添付資料

事業報告書は上記必要的記載事項を網羅している。ページ数は少ないが、うまくまとまっている印象をうける。当該指定管理者は、資料として出納帳を添付している。決して悪いことではないが、他の指定管理者のようにアンケート結果の詳細を添付する方が、事業報告書としては目的に沿うと考える。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。所管課は年に何回か現場へは行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

1 6 福井駅西口地下駐車場

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	道路保全課
施設の所在地	福井市大手2丁目
設置年月・根拠条例等	平成19年10月 福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例
設置目的	安全かつ円滑な道路の交通の確保を図るため、設置する。
施設の内容	駐車台数 200台（身障者用4台を含む）
利用料金	【基本料金】入庫から30分は無料。 30分から1時間までは300円 【加算料金】1時間以降30分までごとに100円 【夜間料金】1,000円（午後8時から翌日午前8時までの駐車）
利用時間・休館日	24時間供用、ただし入庫できるのは午前7時から午後11時
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 福井市街の中心部に位置しており、平日は周辺のオフィスへの通勤客、休日は買物客による利用が多い。 駐車スペースが長さ5.3m、幅2.5mあり、ほとんどの自動車が駐車できる。 定期券や回数券について、利用目的、頻度に応じた設定を行っている。 授乳室の設置や障害者用トイレの設置、全ての出入口にエレベータを設置するなど、乳幼児を連れた利用者や障害者などに配慮した設備を設置している。 地下にあるため、天候（雨、雪）に関わらず快適に駐車できる。

[駐車場への入口]



[駐車場の内部]



駐車場の入口は福井駅近くにある。写真左は駐車場へ降りるためのエレベーターで、写真の右端に少し見えるのが地下への階段である。写真右は地下一階の駐車場の様子である。同様な構造で、地下二階も駐車場となっている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	福井駅前商店街振興組合
制度導入年月日	平成19年10月1日
指定管理期間	H23. 4. 1~H26. 3. 31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の利用、安全確保、普及広報、利用促進など施設の供用に関する業務

	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備機器の保守管理、設備機器の運用操作、清掃など施設および設備の維持管理業務 関係機関との連絡調整など施設の管理運営に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 ②管理者

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	23,381	47,782	48,367	48,236	39,750
指定管理料	23,381	47,782	48,367	48,236	39,750
その他収入	0	0	0	0	0
支出(B)	20,322	42,300	40,100	45,924	44,777
人件費	8,879	19,771	20,314	23,076	20,652
通信費	90	200	194	377	384
消耗品費	1,688	1,509	968	2,080	1,714
事務用品費			35	56	86
修繕費	493	208	200	465	313
水道光熱費	4,154	9,497	8,772	8,195	8,288
支払手数料	3,636	9,412	7,840	7,806	8,619
リース料	138	297	298	151	91
保険料	251	235	251	235	235
その他管理費	294	171	40	1,708	124
広告宣伝費	699	1,000	1,188	1,775	1,375
自主事業経費				0	2,896
収支差額(A-B)	3,059	5,482	8,267	2,312	△5,027

(4) 自主事業の実施状況と収支

①自主事業の内容

- 電気自動車用充電スタンドの設置
- AEDの設置
- 駅前無料駐車デーにおける駐車料金の補填

②自主事業の収支

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	—	—	—	—	—
(うち指定事業からの繰入)	—	—	—	—	—
(うち収益事業からの繰入)	—	—	—	—	—
支出	—	—	—	—	2,896
(うち指定事業への繰入)	—	—	—	—	2,896
(うち収益事業への繰入)	—	—	—	—	—

2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

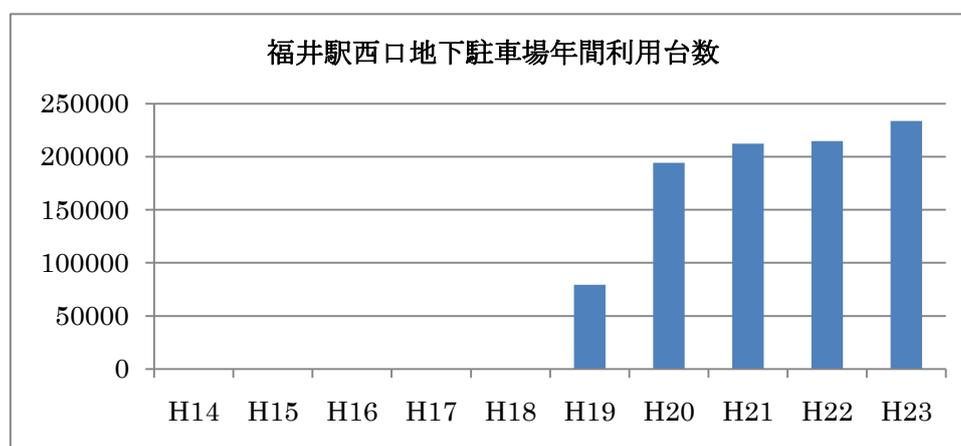
① 利用台数の推移

福井駅西口地下駐車場の最近 10 年間の利用台数は以下のとおりである。

単位 台数

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用台数	—	—	—	—	—	79,307	194,087	212,380	214,728	233,622
1 日平均	—	—	—	—	—	433	532	582	588	638

※福井駅西口地下駐車場は平成 19 年 10 月の開業で、平成 19 年度の稼働は 6 か月である。仮に上記平成 19 年度の実績を年間に換算すると 158,614 台となる。



福井駅西口地下駐車場は平成 19 年 10 月より指定管理者制度が導入されている。施設の開業と同時に指定管理者制度を導入しているため、指定管理者制度導入前との比較はできないが、利用者は毎年着実に増加している。所管課と指定管理者との連携が功を奏し、リピーターの増加に繋がっているというのが外部監査の判断である。

② 利用台数の把握方法

駐車場の利用台数については精算機により把握できる。実績は正確な数字である。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用台数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの方法は商店街との連携が主である。平成 23 年度の事業報告書には各種のキャンペーン策が記載されている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

福井駅西口地下駐車場の目標は 1 日平均利用台数 600 台である。福井駅西口地下駐車場は平成 23 年度に初めてこの目標を達成している（達成率 106%）。1 日平均利用台数 600 台という現在の目標は、福井駅西口地下駐車場を設置する際に、福井駅前の駐車場利用状況を分析して、福井県が設定したものである。

[外部監査人による分析と意見]

①利用の状況について

福井駅西口地下駐車場については、その設置前や稼働直後においては県民の期待をそれほど受けてい無かったというのが実情であったと感じるが、5 年を経過して、その評価を覆す結果となっている。これは、福井県にとっても指定管理者にとっても良いことであるが、外部監査として重要視するのは、福井県がそのプロセスをどう理解して「他の事象に応用するか」である。

福井駅西口地下駐車場の利用者増は、所管課と指定管理者の密接な連携にあるとみられる。「利用状況を毎日ファックスで所管課に報告した上での分析と速やかな対策」、「前月の利用状況を受けての所管課と指定管理者との毎月の反省会」、「所管課は 1 週間に必ず 1 回現場の状況を視察に行く」など、所管課、指定管理者ともに利用者増への意識が高く、かつ、それらが組み合わさり、結果に繋がっているというのが、外部監査の見立てである。指定管理者制度の有効性を最大限に引き出すには、所管課と指定管理者の両方が高い意識を持たなければならないことを当該事象は示している。

②今後の方向性について

前述したように、福井駅西口地下駐車場としては、当初の目標であった 1 日平均利用台数 600 台をクリアしているが、料金収入としては目標に達していない。これは、無料（入庫後 30 分以内）での利用が予想よりも多かったからである。本報告書において繰り返し述べているように、外部監査としては「公の施設に関しては、民間企業が指定管理者となっている場合であっても利用者数の拡大が第一である」という考えであり、また、福井駅西口地下駐車場の利用自体に駅前商店街への経済効果があるので、現在の状況に否定的な立場はとらない。ただ、中長期的には、「目標設定の見直し」、「目標達成度を織り込んだ指定管理契約の検討」等が必要になると推測される。所管課は、いわゆる西口再開発の全体像が明らかになり次第、ランドデザインの練り直しを行うべきであろう。

(2) コストは下がっているか

福井駅西口地下駐車場は設置当初である平成 19 年 10 月 1 日から指定管理者制度を採用

しており、制度移行前後のコスト比較は実施できないため省略する。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井駅西口地下駐車場の指定管理期間は当初は3年半、以降は3年間であるが、指定管理料は指定期間の固定部分の合計額と利用料収入の合計額に応じた増減額が協定書に定められており、指定管理料の増減額の算定方法は以下のとおりである（平成23年度以降。それまでは累進的な掛け率ではなく全て10%であった）。なお、利用料収入は全て県の収入となっている。

ア 利用料収入>110,000千円の場合：110,000千円を上回った額のうち10,000千円までは10%、10,000千円を超える部分は15%（以降10,000千円ごとに乗じる率が5%ずつ上がる。）を乗じた額を指定管理料に加算する。

イ 利用料収入<110,000千円の場合：110,000千円を下回った額のうち10,000千円までは10%、10,000千円を超える部分は15%（以降10,000千円ごとに乗じる率が5%ずつ上がる。）を乗じた額を指定管理料から減算する。

平成19年度当初および平成23年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成19年度当初の指定管理料の上限額設定根拠資料は保存年限を過ぎており、存在しなかったため手続きを省略する。

平成23年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定しており、合理的に算定されている。

[外部監査人の意見]

福井駅西口地下駐車場では利用料金制度(利用料収入を指定管理者の収入とすること)は導入されていない。これは、当該施設を設置した平成19年度において、道路法の適用を受けている駐車場に利用料金制度はでき無かったためである。その後、法律の改正により利用料金制度を導入できることとなったが、福井駅西口再開発の方向性が見えないため利用料金制度とはしなかった。今後の福井駅西口再開発の方向性次第では利用度が劇的に変わる可能性があるためとの判断である。確かに利用料金制度を導入した後に利用度が劇的に変われば、結果として指定管理者の利益等に大きな影響を及ぼす可能性が高く、県の考え方は妥当であると判断している。

[外部監査人の意見]

指定管理料の算定に利用料収入を利用していることはインセンティブの観点から評価できる。利用料収入は平成20年以降増加傾向にあり、平成23年度は83,923千円と初めて80百万円を超えている。しかし、県としての利用料収入の目標は110,000千円であり、達

成度は 80%を下回っている。一方、利用台数は一日平均 638 台と目標である 600 台を達成しており、利用料収入の達成度と大きくかい離している。これは、30 分以内の無料利用者の割合が当初の見込みよりも多かったためである。指定管理者制度の趣旨からは第一に利用度、第二にコスト削減であるから、無料利用者が多いからと言って指定管理者の努力が不足しているとは言えない。むしろ、無料利用者の割合を甘く見ていた県の方に責任があるとも言える。本来は利用度を指標とした指定管理料の算定が望まれるが、すでに所管課では次回の更新時にそのような指標を導入する予定であるとのことであった。所管課の素早い対応は評価できる。お金を掛けずに工夫して改善できることは素早く改善すべきというのが外部監査人の考えである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年度以降の指定管理業務の収支の状況を見ると平成 23 年度を除き利益を計上しており、平成 22 年度までの指定管理料は結果として妥当であったと考えられる。平成 23 年度については、過去最高の利用料収入となったにも関わらず、大幅な赤字となっている。これは指定管理料の算定方法を変えたことや、指定管理者が公募条件を大きく下回って委託料を積算したことによるものである。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告の妥当性を検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料収入については、県の歳入となっているため指定管理者の収支報告書上は報告対象外である。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、全て専任の人件費であり、按分による計上は無かった。

支払手数料(委託費)について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものである。委託先については、見積合わせ等は実施してい無かった。これは、共同指定管理者である日本システムバンク株式会社で利用している業者と同じ業者を利用することによりスケールメリットによる費用の低減を実現するとの考えからである。

その他の費用について、按分による計上などはなく問題は無かった。

[外部監査人の意見]

委託先選定において、指定管理者の利用している業者を利用することにより価格的に有利となることも考えられるが、その逆も当然考えられる。委託価格が低廉であるとの証明のためにも一定金額以上の委託契約について見積合わせは実施すべきである。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井駅西口地下駐車場では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については施設や設備については県の、物品については指定管理者の負担により買い替えることとなっている。なお、施設や設備については協定書の別表において具体的に指定されているが、物品については具体的な指定はなされていない。それらの管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

指定管理料の算定に利用料収入を利用しているため、指定管理料の水準次第でインセンティブは機能する余地があるが、平成 23 年度については、過去最高の利用料収入となったにも関わらず、指定管理料の算定方法を変えたことにより大幅に赤字となってしまった。ただし、指定管理者である福井駅前商店街振興組合にとっては、収支がマイナスとなった場合でも、駐車場の利用者増は福井駅前商店街の振興という面で効果がある。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井駅西口地下駐車場では、駐車ゲートでの現金払いによる利用料収入と、事前に管理事務所にて購入される定期券・回数券等の購入による利用料収入が計上されており、前者においては現金の管理、後者においては現金および未使用の定期券・回数券の管理が内部統制構築上重要となる。

指定管理者は毎日現金実査を行い、一日の売上金を県の口座へ入金している。また、駐車ゲートの収入については、2 名以上で機械内部の現金を実査し、管理システムからのレポ

ートとの金額一致を確認している。管理事務所窓口での販売分について、販売用の定期券等の枚数管理を実施しており、販売担当以外が当日発券された枚数、売上金額と現金金額の一致を確認している。以上より、利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。利用者目線で様々な気づきを得る機会であり当制度は有効であるとの意見であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

平成 19 年 10 月の設置で、大規模修繕の必要性は全くないが、地下駐車場のため地下水の浸み出しには苦慮している。往査日現在で修繕未了の所が一カ所（先日の豪雨によると思われるもの）があるが、速やかに処理をすべきである。

[地下水の浸み出しを修繕した後]



[往査日現在]



地下水が浸み出している部分には樋をつけて対処している（写真左）。写真右は水が垂れている所。下の駐

車スペースは使用禁止となっている。

福井県の所有物は全て施設・設備関係であり備品はない。機械室や倉庫などの普段人目に触れないところはきちんと整理されており、「施設内の全てに目が行き届いている」という印象を受ける。

[機械室の状況]



いわゆる機械室は5ヵ所あるが、いずれも奇麗に整理されている。

②指定管理者と所管課の連動性

福井県としては、成果が上がっている施設のノウハウは積極的に他の施設へ展開すべきである。これは、指定管理者制度を導入している施設でも直営の施設でも同様である。福井駅西口地下駐車場の成果は前述したとおりであり、外部監査としては、その主な要因を「指定管理者と所管課の意識の高さ」および「連動性」と考えているわけであるが、指定管理者や所管課が行っている細やかな動きも見逃せない。外部監査が目にしたのは、「マナー研修の実施」と「ナビシステムの提供元への問い合わせと正しい情報開示の依頼」である。いずれも、その気さえあれば簡単に実施できて効果は大きい。しかし、福井県の全ての施設でこれらが行われているかというところではないだろう。福井駅西口地下駐車場において、こういったことが行われているのは「利用者目線」が強いからである。指定管理者と所管課の細やかな動きは強い「利用者目線」に基づいている。こういったことであれば、施設の利用度が上がるのは当然である。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

① 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理業務の実施および利用状況 (組織体制、利用者数の実績、施設設備維持管理実績、利用率向上のための事業実績、課題分析と事業評価、その他の業務の実施状況) ・駐車場の管理にかかる経費の収支状況 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書にて定められた事項 (利用者数の実績、利用者等からの苦情とその対応状況) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の内容

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅している。管理運営業務の報告としては、「利用者へのサービス向上についての取り組み」、「駐車場の利用促進についての取り組み」、「駐車場の PR 活動の取り組み」「駐車料金収入の確保、経費削減についての取り組み」、「利用者の要望等の把握および対応についての取り組み」、「福井駅前商店街振興組合による利用促進」という具合に項目を区分し、それぞれ具体的な取り組みを詳細に記載している。また、それに続く課題分析や事業評価も具体的である。他の指定管理者の参考になるものの一つである。

②所管課のモニタリング

現場視察が定式化している。毎月の指定管理者との反省会の他、週に 1 回は所管課として現場を視察している。

1.7 和田港若狭和田マリーナ

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	港湾空港課
施設の所在地	大飯郡高浜町和田167-4
設置年月・根拠条例等	平成55年7月・福井県港湾施設管理条例
設置目的	海洋スポーツの健全な発展と海洋性レクリエーションの振興および地域の活性化に寄与
施設の内容	管理棟（管理事務所、研修（談話）室、シャワー室、船具ロッカー室）、浮 棧橋1基、棧橋4基、船揚場、修理ヤード、上下架施設1基、斜路、緑地、 給水施設7基、給電施設4基
利用料金	ディンギー型ヨット 1日1,700円、1月8,500円、1年85,000円 その他のヨットおよびモーターボート 1日3,400円～、1か月17,000円 ～、1年170,000円～ 他
利用時間・休館日	9時～17時（7月20日～8月31日は8時30分～18時） 休業日 毎週火曜（祝日および7月20日～8月31日を除く）および12 月29日～1月3日
施設の特徴	敷地面積：45,531.887㎡ 収容隻数：488隻（陸上450隻、海上38隻） 駐車場：13,500㎡ 収容隻数はディンギー型ヨット換算

[管理棟]



[船揚場の状況]



写真左はマリーナの管理棟。写真では判りにくいですがやや老朽化している。写真右は船揚場の様子。施設利用率が35%程度であり空きが目立つ状態。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	若狭高浜漁業協同組合
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H18. 4. 1～H23. 3. 31、H23. 4. 1～H28. 3. 31
指定管理者が行う業務	(1)施設および設備の利用許可およびその他の利用に関する業務 (2)施設および設備の維持管理業務

	(3)施設の運営業務 (4)その他施設の管理運営に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理委託 ②管理者 福井県

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)	14,843	13,929	14,374	13,340	13,093
指定管理料	—	—	—	—	—
利用料収入	14,843	13,929	14,374	13,340	13,093
支出 (B)	11,741	11,372	11,848	11,202	10,960
人件費	6,734	6,577	7,170	6,331	6,391
法定福利費	401	402	560	510	513
労務費	444	345	228	258	232
電気料	550	581	537	537	558
水道光熱費	202	188	182	241	303
通信費	131	91	84	84	97
施設管理費	772	1,025	929	1,223	1,238
備品費	828	286	288	242	132
消耗品費	120	93	191	99	92
印刷消耗品費	46	77	61	95	63
負担金	50	50	50	50	50
賃借料	161	123	154	116	128
トイレ保守費	10	14	10	72	9
保守修繕費	226	479	320	337	142
図書研修費	32	32	32	32	32
保険料	425	425	425	425	425
旅費	—	—	11	—	—
会議費	5	5	5	2	3
租税公課	587	540	570	511	523
雑費	17	40	42	36	29
収支差額 (A - B)	3,102	2,556	2,526	2,137	2,134
還付金					2,066

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

2 監査結果および監査人の意見

(2) 施設の利用率について

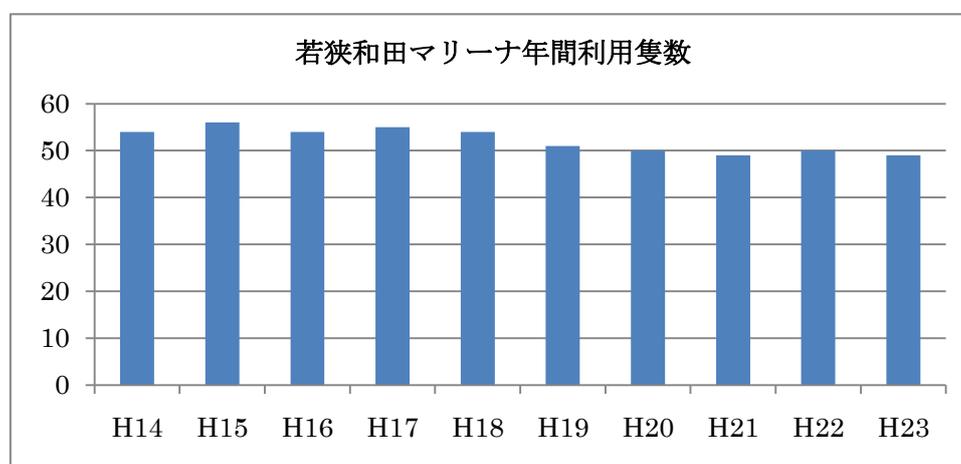
① 利用者数の推移

和田港若狭和田マリーナの最近 10 年間の利用隻数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用隻数	54	56	54	55	54	51	50	49	50	49
施設利用率%	35.5	36.8	35.5	36.2	35.5	33.6	32.9	32.2	32.9	32.2

※1 数値は、平成 14 年度については平成 15 年 4 月 1 日時点、平成 15 年度以降は各年度末の実績

※2 施設利用率は、プレジャーボート換算の施設収容隻数 152 隻で算出



和田港若狭和田マリーナは平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。当該マリーナは、オープンから既に 30 年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい。また、他のマリーナに比べると給油施設や垂直上下降下施設、夜間照明灯、クラブハウス等が無いなど施設面で明らかに劣っていることもあり、施設利用率が 35% という状況が続いている。ただ、近くに近代的な設備を有するうみんぴあ大飯のマリーナが開業したが「こちらの方が外洋に近い」という理由で長期契約者はそれほど減っていない。

② 利用者数の把握方法

利用者とは利用契約を締結するため、利用隻数は正確なものである。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用隻数について、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

指定管理者が施設の運営にあたって重視しているのは安全管理の徹底である。また、利

利用者のニーズへ誠実に対応することにより、利用者の満足度を上げることを目標として掲げている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

当該施設については、基本協定書第 30 条に規定する数値目標がない。

[外部監査人による分析と意見]

①施設利用の状況と数値目標

マリーナという施設の性格上、利用者サイドは施設の充実度に重きを置く。前述したように、和田港若狭湾和田マリーナは設置後 30 年以上経過し、老朽化が激しい上、施設面でも他のマリーナに対して著しく劣る。これをサービス面で挽回するのは確かに容易なことではない。ただし、指定管理者制度の有効性を引き出すために目標管理は必要である。所管課は、当該施設の状況と指定管理者の実力を勘案して適切な数値目標を設定すべきであるが、外部監査としては「達成不可能な目標設定」には反対である。現状を考慮すれば、当該施設の数値目標として適切なのは、「契約隻数前年比アップ（1 隻以上）」、「事故 0」、「利用者満足度 90%以上」あたりとなる。

(2) コストは下がっているか

和田港若狭マリーナは平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は指定管理者の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後も利用料金を指定管理者が収入としている。同施設では、利用料収入が管理経費を上回ることが予想されているため還付金が設定されており、その金額の算定方法は指定管理者導入前後で変わっていない。そのため、導入前と導入後の県にとってのコストは変わっていないことから検証を省略する。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

和田港若狭和田マリーナは管理にかかる経費を上回る利用料収入が想定されているため還付金の額が協定書に定められている。還付額は毎年最低 2,000 千円とし、管理業務の収支差額(利益)が 2,000 千円を超える場合にはその超えた部分の 2 分の 1 を加算することとなっている。平成 18 年度当初および平成 23 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初および平成 23 年度の還付金の下限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されているものと言える。

[外部監査人の意見]

還付金の設定に利益連動部分を取り入れたことは、インセンティブと県の利益両方を考えた理論的には非常に合理的な方法であると言えるが、利益の 50%とはあまりに高すぎる。利益の 50%を県に負担金をして納めた後の利益からさらに法人税等を負担すると考えると実際に手元に残るのは最初の利益の 30%程度となり、インセンティブ上問題がある。以下の点から外部監査人は還付金の利益連動には反対である。

まず、利益金額が正しいことについて確認できていないし、確認することが困難である。確かに県は所管課のモニタリングや監査委員事務局の監査により指定管理者の事業報告や事業内容を確認しているが、あくまで指定管理者制度の運用上必要なチェックを実施しているのであり、利益が正しいか否かについての検証が実施できているとは言えない。これは、そのようなチェックの実施には非常に高い事務的コストが必要であり、優先順位として低くなるためである。指定管理者制度の運用において利益の妥当性についての監査（いわゆる会計監査）を追加で実施することはコストや人的資源から考えて合理的ではない。

次に、利益の妥当性を検証するためには会計基準が統一されていなければならないが、指定管理者制度において従うべき会計基準は示されていない。そのため、個々の会計処理が合理的であるかどうかについて判断することは可能であるが、指定管理者同士で比較した場合に異なる会計処理を実施していることが考えられる。上場企業など公認会計士の監査が制度化されている企業であれば「一般に公正妥当な会計処理の基準」に従うように制度化されており、さまざまな会計基準や実務指針に則って会計処理を実施しているため、企業間の公平性は保たれている。しかし、指定管理者の担い手は地元の中小企業や財団・社団法人であり、これらの団体全てに統一した会計基準を適用することは困難であり、公平な会計基準を設定することは困難であろう。

還付金額の設定においては、原則として固定金額のみとすることの方が制度として公平性・安定性が高く、指定管理者へのインセンティブも高まるというのが外部監査人の考えである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると毎年度目標である 2,000 千円以上の利益を計上しており、還付金の設定は適切な水準であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告の妥当性を検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、一時利用者と長期間利用者の 2 種類があるが、前者は申込時に前払により利用料金を徴収しており、後者は原則として 4 月に一年分を一括徴収していた。利用料金は船舶の長さや利用期間に応じて決定するため、申込時に申込書とともに船舶証のコピーを入手しており、実際の利用料金算定は受付担当者が実施していたが、当該算定が妥当であったかのチェックは実施されてい無かった。

利用料金の徴収は窓口での現金による方法と利用料金管理専用口座への振込による方法により行われており、現金の場合にはすぐに利用料金管理用の口座に入金されていた。受付担当者は、利用料金について利用料金徴収管理簿に記載しており、当該記載内容と実際に入金が一致していることを確認していた。一年分の利用料金を分割して徴収する場合もあり、実際には 3 月末時点でも徴収未済となる場合もあった。この場合には、未収を計上せず実際の入金があるまで該当する年度の帳簿へ記載する方法により、収入金額の収益計上時期の妥当性を確保していた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、専属人員の人件費とともに、業務実施割合に基づく按分による人件費と、一日当たりの日当に基づく人件費が計上されていた。

業務実施割合に基づく人件費について、指定管理者である若狭高浜漁業協同組合の事務所において指定管理業務を担当している 2 名分を対象としており、2 名の実際の支給金額に按分率を乗じることにより算定しており問題無かった。

一日当たりの日当に基づく人件費について、従事日数については指定管理業務を実施した日数を毎月集計しており問題無かった。日当の計算については対象となる人件費を毎月の業務従事日数にて割った実日当金額と、概算による金額の 2 種類を利用していた。概算による金額は、指定管理者の組織上の役職に応じて算定されており、実際の給与の支払額とは全く関係してい無かった。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また、委託費は主として警備、清掃、設備保守等にかかるものであるが、見積合わせ等は実施されてい無かった。

その他の費用について、按分による計上などは無く問題は無かった。

[外部監査人の意見]

利用料金の額の算定について窓口担当者任せとなっており、算定誤りが発見されるような内部統制が構築されてい無かった。長期利用者については船舶が変更されない限り毎年同じ利用料金であり、実際に誤りが発生するとすれば短期利用者に限られるため、短期利用者については別の担当者もチェックするなどの内部統制を構築すべきである。また、利用料金が網羅的に計上されているかについて検証する方法が無かった。利用料金徴収管理

簿では、毎月の入金金額と申し込み状況の一致は確認されているものの、一年分の利用料金収入金額との一致は期末日以降に入金される利用料金が翌期以降の利用料金徴収管理簿に記載されるため、一致が確認でき無かった。一年分の利用者の一覧表を作成するなどして、計上金額の妥当性を確認できるようにすべきである。

[外部監査人の意見]

按分による人件費の計上について、実際にかかった人件費に基づいて按分計上すべきである。しかし、一部概算による計上が行われていた。概算による人件費はいわゆる外部委託と同じ考え方による計上であり、指定管理者が指定管理者に業務の一部を自己委託していると考えれば一定の合理性はあるものの、一般的な会計の考え方からは外れている。一般的な会計の考え方は、按分費用として計上できるのはあくまで実際費用の集計であり認められない。

[外部監査人の意見]

委託費のうち、金額の大きいものについては基本的に見積合わせなどを実施するよう県の所管課は指導すべきである。若狭高浜漁業協同組合では委託契約について、以前から委託している業者に委託していた。確かに長年委託してきた先なので安心して委託できるというメリットはあるものの、業者の言い値になってしまうというリスクもあり問題である。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。経理は適切に区分されていたものの、複式簿記による帳簿は整理されておらず、システム化もされてい無かった。そのため、収支金額が適切であるかどうかについて、全ての収支について検証が必要であり、検証に相当の手間を要する状況である。

[外部監査人の意見]

現在の基本協定書では経理を区分することが定められているが、これに加え正規の簿記(＝複式簿記)による帳簿の整理を義務付けるべきである。また、手書きの帳簿自体否定されるものではないが、県による事後的な監査の実施のためにはシステム化を条件とすることが望ましい。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

和田港若狭和田マリーナでは 30 万円以上の修繕は県が、30 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定され

ており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

和田港若狭和田マリーナについては、施設の目的と指定管理者のインセンティブがズレてしまっている例の一つと言って良いであろう。和田港若狭和田マリーナの指定管理者は、漁業協同組合である。漁業協同組合の思いは地元の漁業関係者とマリーナ利用者とのトラブル防止である。この場合、施設の目的である「海洋性レクリエーションの振興」とは、なかなか折り合わない。和田港若狭和田マリーナの利用度が低調なのはもちろんそれだけではないが、施設の目的と指定管理者のインセンティブがズレてしまっていることは決して無縁ではないであろう。ただし、漁業協同組合が和田港若狭和田マリーナの指定管理者となっていることで、地元の漁業関係者とマリーナ利用者とのトラブルは未然に防止されてきたという事実は重視しなければならないし、指定管理者が預かっている船を大切に管理していることも事実である。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

和田港若狭和田マリーナでは前述のとおり、利用料金の徴収は窓口での現金による方法と利用料金管理専用口座への振込による方法により行われている。いずれの入金の場合にも利用料金徴収管理簿へ記載することにより管理しているが、当該帳簿は入金時での記帳であり、年度間の売上を集計して会計上の売上高と入金金額の一致を確認することは困難な状況であり、実際にそのような検証は実施されてい無かった。入金ごとの入金金額と利用料金徴収管理簿との検証は実施されているため、下記を除き利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

[外部監査人の意見]

和田港若狭和田マリーナでの利用者数は限られており、そのほとんどが長期利用者であるため、管理システム等は必要ではないであろう。しかし、そもそもの利用料金の算定が間違っていないか、未収管理が適切か、会計上の売上計上時期を誤っていないかなどの確認は必須である。これらを適切に管理するためには利用者名簿一覧による管理が必須であろう。一年間の利用者とその売上高を表計算ソフトなどによって一覧的に管理し、その売上高合計金額と会計上の年間売上高が一致していれば、より適切な管理が実施できるといえる。さらに、利用船舶の大きさをデータ化しておけば、個々の利用料金算定に誤りがな

いかも事後的に関数などを利用することによって簡単に確認できるであろう。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申込状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。外部評価委員からは「利用促進のためのホームページ」など、具体的なアドバイスを受けており、有効に機能していると見られる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

マリナ施設に関しては前述したように老朽化しているものの、使用不能というわけではない。ただ、敷地内には、撤去すべきと考えられるものが複数見られた。早期に処理すべきである。備品については、備品台帳より任意に5点抜き取り現物を確認したが、備品シールが貼付されていないものがあった。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。

[所定の備品シールが貼付されていない備品] [敷地内から撤去すべきもの]



写真左コピー機には横長のシールが貼付されており、指定管理施設の所有であることが示されているが、これは福井県所定の備品シールではない。写真右は陸揚げしたボートを置いておく装置とみられるが、明

らかに破損している。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・マリーナの利用状況 ・マリーナの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他マリーナの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・マリーナの利用状況 ・マリーナの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他マリーナの管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき関係資料を通査し、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

事業報告書は、基本協定書に記載されている必要的記載事項を網羅しているとは言い難い。分量的にも、管理業務実施状況として 1 ページとちょっと、若狭和田マリーナ収支報告書収支報告書として 1 ページであり、あまりに少ない。所管課は、他の指定管理者の報告書を参考に指定管理施設の事業報告書として適切なレベルの報告書が作成できるよう指定管理者を指導すべきである。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。所管課は現場へは行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

1 8 福井港九頭竜川ボートパーク

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	港湾空港課
施設の所在地	坂井市三国町新保 9 5 - 1 - 6
設置年月・根拠条例等	平成 17 年 4 月・福井県港湾施設管理条例
設置目的	九頭竜川および竹田川の下流域に放置または不法に係留している放置艇を収容し、良好な河川・港湾環境を実現
施設の内容	管理棟（事務室、ロビー、便所）、便所、浮棧橋 3 基、船揚場、駐車場 189 台、揚降機 1 基
利用料金	年間利用料金 53,550 円（艇長 7m 未満）
利用時間・休館日	平日 8 時～18 時、土曜・日曜・祝日 7 時～19 時（4 月～10 月） 平日 9 時～17 時、土曜・日曜・祝日 8 時～18 時（11～3 月） 休業日 毎週火曜
施設の特徴	型式：堀込式ボートパーク 最大収容総数：377 隻 （陸上保管：280 隻、水上保管：97 隻） 全体整備面積：76,000 m ²

[陸上保管の状況]



[水上保管の状況]



福井港九頭竜川ボートパークの最大収容隻数は、陸上 280 隻、水上 97 隻であるが、往査日現在、これらは 8 割方埋まっている状況である。施設内は整理されておりゴミなどは置かれていない。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	株式会社九頭竜川マリーナ
制度導入年月日	平成 17 年 4 月 1 日
指定管理期間	H17. 4. 1~H22. 3. 31、H22. 4. 1~H27. 3. 31
指定管理者が行う業務	(1)施設および設備の利用許可およびその他利用に関する業務 (2)施設および設備の維持管理業務 (3)施設の運營業務 (4)その他施設の管理運営に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 ー ②管理者 ー

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	15,395	15,269	20,410	39,166	47,879
指定管理料					
利用料収入	15,395	15,268	20,410	39,166	47,134
その他収入					734
支出(B)	19,347	17,470	14,359	42,901	40,528
人件費	8,400	8,943	6,684	17,091	19,398
法定福利費	359	428		577	783
福利厚生費			281	52	107
船台費				169	
広告宣伝費					10
荷造運賃					55
交際接待費			57	250	118
車輛費				238	123
通信費	274	244	161	394	370
水道光熱費	586	698	573	1,842	1,273
租税公課	3,108	3,901	1,696	1,760	1,271
消耗品費	568	612	1,402	585	949
事務用品費				86	131
賃借料	300	258	119	7,839	533
修繕費	364	314	1,057	2,308	1,847
保険料	248	300	285	3,823	3,812
支払手数料	222	218	340	154	132
減価償却費	911			1,319	1,788
リース料					16
燃料費	291	383	297	513	621
諸会費				17	73
業務委託料					40
食料費				12	16
備品購入費	3,417	795	205	1,809	2,212
工事費					210
委託費	297	377	745	1,903	1,469
部品購入費					63
雑費				160	320
雑損失					2,667
営業外損失					123
負担金			456		
収支差額(A-B)	-3,952	-2,202	6,051	-3,735	7,351
還付金					7,320

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

福井港九頭竜川ボートパークの最近 10 年間の実績（年末時点での収容隻数）は以下のとおりである。

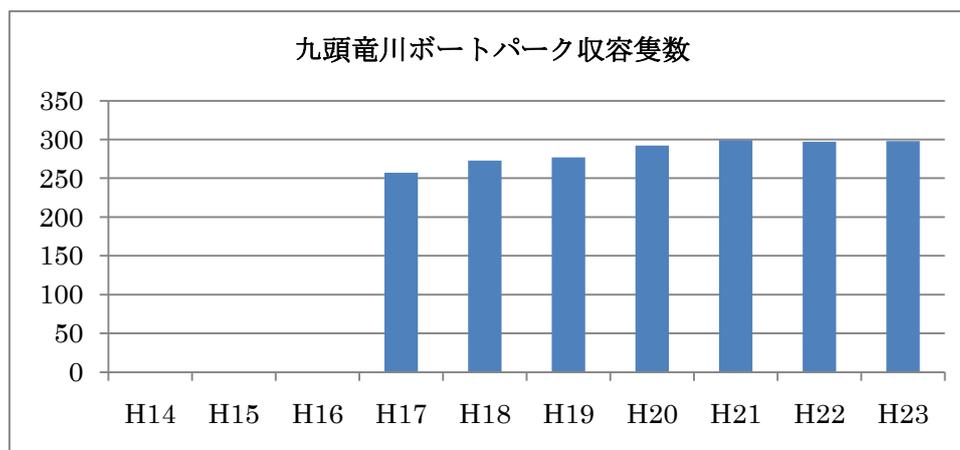
年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用隻数	—	—	—	257	273	277	292	299	297	298

※1 数値は各年度末の実績。

※2 福井港九頭竜川ボートパークの供用は平成 17 年 4 月のため、平成 16 年度以前のデータはない。

※3 福井港九頭竜川ボートパークが実績として福井県に報告しているのは、年度末時点の収容隻数である。

平成 17 年度から平成 21 年度までは、福井県の指定管理施設としていない部分があったため、福井県に対して報告されている隻数と上記表の数値とは若干異なる。外部監査としては、福井県九頭竜川ボートパークとしての実績の推移を示すべきであるので、平成 17 年から平成 23 年の年末の収容隻数をもって分析する。



福井港九頭竜川ボートパークは平成 17 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。福井港九頭竜川ボートパークの設置目的はレジャーの振興ではなく、九頭竜川、竹田川下流域の不法係留対策である。したがって、上記の実績がそのままメインの成果というわけではないが、もちろんボートパークの収容隻数は不法係留隻数と表裏の関係にあるわけであるから、ボートパーク収容隻数の増加とともに不法係留は減少したと考えて良いであろう。平成 17 年度については施設の一部が未整備であったこともあり、不法係留隻を完全に収容することはできなかったものの、平成 18 年度、平成 19 年度と指定管理者および関係者が努力を重ねた結果、現在では不法係留 0 の状況を実現している。

② 利用者数の把握方法

数値目標として設定されている年間利用隻数は、契約により把握できる。外部監査では、往査時に平成 24 年 9 月 30 日の収容隻数について、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

不法係留対策という施設の性格上、応募資料には、利用率向上策というよりも放置艇・不法係留についての対策が詳しく述べられている。指定管理者は、単なるマリーナの管理者ではなく、行政・マリーナ利用者・地域漁業者・住民といった関係者の間に立って協議できる機関としての役割を果たすことにより目的を達しようとしている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

年度目標として明確には設定されていないが、九頭竜川ボートパークの設置目的から言えば、目標数値は不法係留 0 隻でなければならず、平成 23 年度については、この目標は達成されているといえる。

[外部監査人による分析と意見]

①不法係留の状況について

九頭竜川ボートパーク設置の主たる目的は不法係留対策である。国土交通省の調査では、以前、九頭竜川に 170 隻、竹田川に 166 隻と合計 336 隻の不法係留があったとされるが、指定管理者および関係者の努力により「全ての移動が完了」している。指定管理施設の今後の課題は、この状況を維持していくこととなる。

②不法係留 0 を達成できている要因

ボートパークの設置自体も不法係留船の収容も、長い期間の準備があつて初めて可能となったことであるが、目的達成のカギとなったのはやはり料金であろう。九頭竜川ボートパークの年間使用料は年間でも 53,550 円と極めて安い。月に直せば 4,500 円程度なので車の駐車場並である。具体的には「どの程度の金額であれば不法係留をやめてボートパークに入ってくれるのか」、「駐車場ぐらいの料金ならば入れる。」といったやりとりの結果とことであるが、こういった交渉ができたのは、指定管理者が利用者団体を母体とする企業だったからであろう。ただし、こうなるとコストもかけられない。九頭竜川ボートパークについては、低料金とそれを実現できる低コスト体質が今後も必要である。

(2) コストは下がっているか

福井港九頭竜川ボートパークは県の管理施設となった当初の平成 17 年 4 月 1 日から指定

管理者制度を採用しており、制度移行前後のコスト比較は実施できないため省略する。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井港九頭竜川ボートパークは管理にかかる経費を上回る利用者収入が想定されているため還付金の額が協定書に定められている。還付額は毎年最低 7,290 千円とし、管理業務の収支差額(利益)が 7,290 千円を超える場合にはその超えた部分の 2 分の 1 を加算することとなっている。平成 17 年度当初および平成 22 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 17 年度当初の下限額設定根拠によると、コストの積上げに基づき算定されており、合理的に算定されているものと言える。また、平成 22 年度の還付金の下限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されているものと言える。

[外部監査人の意見]

還付金の設定に利益連動部分を取り入れたことは、インセティブと県の利益両方を考えた理論的には非常に合理的な方法であると言えるが、利益の 50%とはあまりに高すぎる。利益の 50%を県に負担金をして納めた後の利益からさらに法人税等を負担すると考えると実際に手元に残るのは最初の利益の 30%程度となり、インセンティブ上問題がある。以下の点から外部監査人は還付金の利益連動には反対である。

まず、利益金額が正しいことについて確認できていないし、確認することが困難である。確かに県は所管課のモニタリングや監査委員事務局の監査により指定管理者の事業報告や事業内容を確認しているが、あくまで指定管理者制度の運用上必要なチェックを実施しているものであり、利益が正しいか否かについての検証が実施できているとは言えない。これは、そのようなチェックの実施には非常に高い事務的コストが必要であり、優先順位として低くなるためである。指定管理者制度の運用において利益の妥当性についての監査（いわゆる会計監査）を追加で実施することはコストや人的資源から考えて合理的ではない。

次に、利益の妥当性を検証するためには会計基準が統一されていなければならないが、指定管理者制度において従うべき会計基準は示されていない。そのため、個々の会計処理が合理的であるかどうかについて判断することは可能であるが、指定管理者同士で比較した場合に異なる会計処理を実施していることが考えられる。上場企業など公認会計士の監査が制度化されている企業であれば「一般に公正妥当な会計処理の基準」に従うように制度化されており、さまざまな会計基準や実務指針に則って会計処理を実施しているため、企業間の公平性は保たれている。しかし、指定管理者の担い手は地元の中小企業や財団・社団法人であり、これらの団体全てに統一した会計基準を適用することは困難であり、公平な会計基準を設定することは困難であろう。

還付金額の設定においては、原則として固定金額のみとすることの方が制度として公平性・安定性が高く、指定管理者へのインセンティブも高まるというのが外部監査人の考えである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると平成 19 年度および平成 20 年度赤字となっており、平成 21 年度は利益を計上している。平成 22 年度以降は負担金込みで収支差額としているが、平成 23 年度において黒字となっている。努力目標としての還付金の設定は適切な水準であったと言える。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告の妥当性を検証するため平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、一時利用者と長期間利用者の 2 種類があるが、前者は申込時に前払により利用料金を徴収しており、後者は一年分一括払いと毎月払いがあった。利用料金は船舶の長さや利用期間に応じて決定するため、申込時に申込書とともに船舶証のコピーを入手しており、利用料金算定は受付担当者が実施していた。その他に、チケット販売による船舶の揚げ降ろし料を徴収していた。

利用料金の徴収は窓口での現金徴収による方法、自動引落としによる方法、口座への振込みによる方法の 3 種類あり、現金の場合には毎週月曜日に口座へ入金されていた。受付担当者は、利用料金について表計算ソフトにて一覧表を作成しており、請求書発行や入金確認などの管理を実施していた。年度内の収入金額は原則的に年度内に徴収することとなっており、年度末には未収入金は原則として発生しないが、例外的に発生した場合であっても当該管理シートにより未収入金が計上されており、収益計上時期について適切に処理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせ実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

全ての費用項目について、按分による計上は無かった。これは、指定管理者である株式会社九頭竜川マリーナがもともと当該指定管理施設を管理するために設立された法人であったためである。

委託費について、見積合わせが必要となるような多額の委託費は計上されてい無かった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23

年度の会計帳簿を入手した。既述のとおり、指定管理者である株式会社九頭竜川マリーナは福井港九頭竜川ボートパークの指定管理業務のみを実施している企業であり、会計帳簿は全て指定管理業務にかかるものであり、適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井港九頭竜川ボートパークでは30万円以上の修繕は県が、30万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、不法係留を無くしたいという目的のもと、地元の利用者として指定管理を受けることそのものをインセンティブとして認識していた。利益インセンティブよりもこのインセンティブが利用者および地域全体のインセンティブになっている。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井港九頭竜川ボートパークでは前述のとおり、利用料金の徴収は窓口での現金徴収による方法、自動引落としによる方法、口座への振込みによる方法の3種類により行われている。いずれの入金の場合にも表計算ソフトで作成した一覧表により管理しており、当該一覧表の利用料金合計金額と会計上の売上高が一致しており、管理者は当該一覧表により入金金額の検証を実施していた。利用料金收受業務に関して、下記を除き内部統制上の問題はない。

[外部監査人の意見]

チケット販売により船舶の揚げ降ろし料金を徴収しているが、当該チケットについて連番管理や簿冊管理が実施されてい無かった。そのため、チケット販売について網羅的に売上に計上されているか否かについて事後的に検証できない状況となっている。チケットは重要印刷物として現金と同様のレベルで管理すべきものであり、改善が必要である。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にはヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。指定管理者として施設を管理運営する上で、ハーバーマスターが重要な鍵になっており、この点から申込は当指定管理者1社のみであった。

[外部監査人の意見]

施設および事業の特殊性から公募によらない指定管理者という選択も検討してはどうか。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題はなかった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。そもそも利用者が限定されており、日頃の活動から利用者の状況を把握しているので、指定管理者の代表者であるハーバーマスターとして当制度は必要ないとのことだった。利用者目線でのコメントは様々な気づきを得る機会であるとの認識はあったが、所管課として外部評価委員の選定も含め運用自体を工夫する必要がある。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

施設については、設置後それほど年月が経っていないこともあり、大きな修繕が必要とみられる所はない。また、施設内の備品は、全て指定管理者もしくは利用者の所有物であり、福井県所有のものはない。福井県所有のものは浮棧橋、ウインチ等設備のみである。



写真左はボートを陸に上げるための設備で、稼働中の様子。写真右はボートパークの岸壁の様子であるが、ブロックとブロックの間に雑草が全く無い。手入れが行き届いている。施設内の清掃は業者への委託ではなく、指定管理者が自ら行っていることである。

②関係者の協力と今後の課題

先に述べた小浜漁港指定管理施設と同様、福井港九頭竜川ボートパークも関係者との協調・協力によって当初の目的を達成している。福井港九頭竜川ボートパークは現時点においても、関係者と良好な関係を築いているが、これにはハーバーマスターの存在が大きいというのが外部監査の見立てである。したがって、福井県が福井港九頭竜川ボートパークを今後も安定的に運営していきたいと思えば、次代のハーバーマスターのことを考えておかなければならない。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・ボートパークの利用状況 ・ボートパークの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他ボートパークの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・ボートパークの利用状況 ・ボートパークの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他ボートパークの管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、関係資料を通査し、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

事業報告書は基本協定書に記載されている必要的記載事項を網羅しているとは言い難い。

分量的にも、利用状況および管理業務の実施状況として1ページ、九頭竜川ボートパークの収支状況として1ページでありあまりに少ない。所管課は、他の指定管理者の報告書を参考に、指定管理施設の事業報告書として適切なレベルの報告書が作成できるよう指定管理者を指導すべきである。また、年度報告書の提出が規定よりやや遅れているが、外部監査としては、基本協定書の規定の方が現実的でないと考えている。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。実際には所管課が現場の視察をすることはあるが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

1 9 福井県営住宅および共同施設(町屋ほか4団地)

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	建築住宅課
施設の所在地	町屋団地（福井市松本）、幾久団地（福井市幾久町）、 上野団地（福井市上野本町新）、大安寺団地（福井市南権原町） 霞ヶ丘団地（坂井市丸岡町霞ヶ丘）
設置年月・根拠条例等	町屋団地（昭和38年度）、幾久団地（昭和46年度） 上野団地（昭和62年度）、大安寺団地（昭和53年度） 霞ヶ丘団地（平成2年度） 公営住宅法、福井県営住宅条例
設置目的	この法律は、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（公営住宅法 第1条）
施設の内容	町屋団地 16棟 529戸 幾久団地 3棟 106戸 上野団地 9棟 126戸 大安寺団地 3棟 48戸 霞ヶ丘団地 5棟 54戸
利用料金	月額 10,500円～58,800円 ※入居場所、入居者の収入によって金額に変動あり
利用時間・休館日	—
施設の特徴	低廉な家賃で入居できる賃貸住宅

[町屋団地のA棟とB棟]



[町屋団地B棟の一室]



町屋団地のA棟とB棟は県営住宅の中で最も新しい建物である。向かって左側がA棟、右側がB棟となる。写真左はB棟の一室である。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	一般社団法人 福井県不動産のれん会
制度導入年月日	平成23年4月1日
指定管理期間	H23. 4. 1~H28. 3. 31

指定管理者が行う業務	入退去関係業務、収入申告関係業務 収入申告者対策および高額所得者対策の補助に関する業務 苦情処理等に関する業務、家賃等に関する業務 家賃収納に関する業務、各種届出等に関する業務 諸修繕等に関する業務、緊急対応に関する業務 防火管理業務、保守管理業務、駐車場関係業務 財産管理に関する業務、住環境整備に関する業務 巡回点検等に関する業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理代行制度に基づく管理 ②管理者 福井県住宅供給公社

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)					71,172
指定管理料					71,172
支出 (B)					71,587
保守点検費					6,620
人件費					16,108
物件費					3,293
維持修繕費					45,566
収支差額 (A - B)					-415

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

2 監査結果および監査人の意見

① 利用者数の推移

県営住宅（町屋ほか）の年度末入居者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居住戸数	789 戸	850 戸	861 戸	845 戸	846 戸	844 戸	843 戸	843 戸	824 戸	829 戸
入居率	98.3%	96.7%	98.1%	97.5%	97.6%	97.7%	97.7%	97.7%	97.6%	97.1%

県営住宅（町屋ほか）は平成 23 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。最近 10 年間の入居者数と入居率は上記のとおりであるが、県営住宅の場合は他の公の施設と異なり、利用者が増加すれば良いという性質の施設ではないので、外部監査としては、この点の分析は重視していない。問題は、「サービスの質が良くなったどうか」である。これについては、定量的な分析ができないので、関係者の証言によるしかないわけであるが、指定管理者も所管課も「入居者からは前よりもずっとよくなったという声を聞く」という認識で一致している。平成 23 年度の入居率 97.1%については、外部監査として「非常に高い数値」という認識を持っている。

県営住宅への指定管理者制度の導入趣旨は他の施設と異なり、基本的に利用度のボリュームアップではなく、サービスの質の向上とコスト削減となるわけであるが、債権管理という面も見逃せない。収納率は住宅供給公社の時と比べて向上している。

② 利用者数の把握方法

入居者数と入居率は入居許可件数で把握される。正確な数字である。外部監査では、往査時に平成 23 年度末の入居者数につき、報告のもととなった諸資料との突合を行い、適正な数値であることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料には、指定管理者（不動産の協同組合）の持ち味を生かしたサービス向上策が記載されている。平成 23 年度の事業報告書には、実際に 1 年間管理した後の細かい改善策が具体的に数多く記載されている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

年度目標については現在定められていない。

[外部監査人による分析と意見]

①施設の目的と指定管理制者の目標設定について

県営住宅についても、基本協定書には他の施設と同様「管理運営目標を設定し、その達

成に努力しなければならない」、「管理運営目標は原則として数値」とされている。しかしながら県営住宅については、他の公の施設と性格が異なり、利用者が増加すれば良いというものではない。その結果、現在、他の施設のように数値による目標管理ができていないが、外部監査としては、当面はやむを得ぬと判断する。法律上の制約もあり、指標の設定に困難性が高いからである。所管課としては、「目標管理というよりも、まず指定管理者としてやるべきことをしっかりやってもらうよう指導する」という姿勢であり、確かにそのとおりにやっていると認識しているが、数値による目標管理は指定管理者制度の根幹をなすシステムであり、これは例外なく実施されなければならない。また、基本協定書に違反している状況であることには間違いなく、所管課は指定管理者と協力して適切な指標を早期に設定しなければならない。

(2) コストは下がっているか

福井県営住宅および共同施設(北部)は平成 23 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 23 年度以前は福井市内においては福井県住宅供給公社により管理代行制度に基づく管理が、福井市以外については各土木事務所が直接管理していた。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後も利用料金は県の歳入となっている。そのため、平成 22 年度の県の歳出額と、平成 23 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県営住宅および共同施設(北部)のコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	85,701	委託料上限額の算定より※1
歳入金額(B)	—	家賃等は現在も県の歳入
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	85,701	
指定管理料 1 年分(a)	71,172	平成 23 年度指定管理協定書 5 年間で 355,860 千円の 5 分の 1
増加人件費(b)	5,191	1,032 時間 ÷ 1,920 時間(年間労働時間) × 9,658 千円(概算人件費)※2
移行後のコスト(E)=(a)+(b)	76,363	
コスト比較結果(E)-(D)	△9,338	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

※1：福井県住宅供給公社の歳出額は把握することができたが、各土木事務所での事務的経費は把握することが困難であるため、平成 22 年度の歳出金額には土木事務所での事務的経費は含まれていない。

※2：管理代行制度から指定管理者制度に移行したことにより、県の建築住宅課にて入居許可等の業務が増加することになったため、対応する人件費を算定した。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 9,338 千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。コスト削減に成功した主な理由は人件費の削減によるものである。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県営住宅および共同施設(北部)の指定管理期間は5年間であるが、指定管理料は5年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で355,860千円となっている。うち227,830千円は修繕に充当することとなっている。平成23年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成23年度の指定管理料の上限額の設定にかかる資料では、不明であった土木事務所での事務的経費については別途算定根拠をもって算定しており、適切に算定している。また、人件費については、平成22年の実績から49.4%の大幅な削減を前提に算定している。一方、修繕費については当初の修繕費の水準を維持しており、メリハリをつけた算定となっていた。

住宅供給サービスという特殊性に応じた柔軟な上限額の設定を行っており、導入当初の指定管理料の上限額の設定は妥当であったと考えられる。ただし、まだ導入1年目であるため、人件費を大幅に削減したことによるクレームの増加など今後問題が発生してくる可能性も考えられる。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するためのデータとして平成23年度1年分しかないため、当該年度の収支状況を分析すると若干の赤字となっていた。まだ1年目であり、指定管理料が妥当であったかどうか判断することはできない。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成23年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県営住宅および共同施設北部では利用料金は全て県の歳入となっており、その徴収についても指定管理業務の対象外となっていた。しかし、実際には県の納付書を紛失したりなど、何らかの事情で指定管理者に現金で利用料金を納付する利用者もいた。その場合には、指定管理者が利用者へ領収書を発行するとともに、県の納付書にて納入することとなっていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費については、専任の人件費とサポートスタッフも人件費よる計上であった。サポートスタッフ人件費に関して、指定管理者となっている一般社団法人福井県不動産のれん

会の会員企業からの派遣による人件費計上であり、支払は会員企業に対して実施されていた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また、委託費は主として保守点検にかかるものである。委託契約は全て住宅公社が利用していた業者への特命随意契約となっていた。

その他の費用について、通信費、事務用品費、水道光熱費について、指定管理者が実施している他の事業との事業数按分となっていた。按分方法に問題は無かった。

平成 23 年度の指定管理料のうち 45,566,000 円は維持修繕費に使用することとなっているが、帳簿上 45,566,000 円ちょうどを維持修繕費に使用したこととなっている。端数なく円単位までちょうどとなることは異常であり、何らかの調整が行われている可能性が高いと判断し、現地調査にて重点的に検証した。その結果、修繕費として最終的に消防設備の修繕を実施しており、当該契約金額にて調整していた。

[外部監査人の意見]

人件費のうちサポートスタッフ人件費について、雇用関係に基づく人件費とはなっていない。実態を見れば会員企業から指定管理者への出向人件費の負担金と考えるのが妥当である。人件費に関わることであり、法令上何らかの契約を締結しておく必要がある。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県営住宅および共同施設(北部)では修繕費は指定管理料の一部として指定管理期間を通して 227,830 千円と基本協定書にて定められている。但し、実際の修繕費が当該金額を下回った場合はその下回った部分については、指定管理料を減額することとなっている。

住宅供給サービスという特殊性から、生活に直結する修繕が発生し、県との協議を実施する時間的猶予がない場合も考えられるため、原則的に修繕の実施については指定管理者に任せている。但し、住民に対する影響度が大きいもの（＝耐震補強など建物そのものの安全性確保に関する部分や住民全員の移住を伴うような大規模修繕）については県の直営工事として実施している。なお、指定管理料により管理物件の変更を行った時は、当該変更部分にかかる所有権は県に帰属するものとなっている。

[外部監査人の意見]

指定管理料を運営にかかるものと修繕にかかるものとに分割する点について、一見有効性が高いと思われる。しかし、当該修繕費にかかる指定管理料が毎年精算となっており、余ったら返還することとなっている点は問題であろう。これでは、指定管理者は毎年当該予算を使い切ろうという誤ったインセンティブが働いてしまい、逆に予算以上を修繕費に充当しようとは考えないであろう。修繕費として5年間で精算すれば良いのではないか。なお、修繕についてはやるべきものはやるべきであるというのが外部監査人の意見である。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、指定管理を受けることが指定管理者の事業との関連性が高くおよび社会貢献につながるとの認識をしていた。想定外の入居者対応により利益は厳しいことが判明したため、利益インセンティブ以外のインセンティブを考えておく必要がある。なお、他の公の施設と異なり、利用者が増加すれば良いという性質の施設ではないので、入居率に連動する指定管理料にはなっていない。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県営住宅および共同施設北部では前述のとおり利用料金の徴収業務は指定管理業務に含まれていないため、内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。選定組織と落選組織の差は明確であり選定評価は妥当であると考えられる。

[外部監査人の意見]

北部と南部で入札を分けて、同じ業者の入札が無いように工夫したことは評価できる。双方の指定管理者および所管課との定期的な連絡調整会議を設置しているが、運営面でのさらなる活性化が必要である。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリ

ングを実施した。当初選定時の計画の実施状況等を踏まえての指摘は指定管理者制度によって大変有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

前述のとおり、町屋団地は昭和 38 年度、幾久団地は昭和 46 年度、上野団地は昭和 62 年度、大安寺団地は昭和 53 年度、霞ヶ丘団地は平成 2 年度と、設置時期は古いものから、新しいものまで様々である。建物一つ一つについては老朽化しているものもある（幾久団地は全棟用途廃止予定）が、計画的に改築を行っているので、昭和 38 年設置の町屋団地にも、非常に新しい棟がいくつかある。外部監査としては、監査手続として 5 つの団地を訪れてはいるが、他の施設で行ったように施設の隅々まで見て回るといったことはできない。したがって、他の施設の項で述べているように施設内の問題となる箇所を列挙することはしない。ただし、住民への対応や修繕に関して指定管理者と所管課が密接に連動していることは、往査を通じて実感した。また、施設の修繕については所管課の方で気づかなくとも、「なにかあったら入居者の方からすぐに言ってくる」という状況であるので、必要な修繕ができていないということはないと推測する。

当該施設に関しては、福井県が所有する備品は存在しない。

②直営から指定管理への切替時の課題

指定管理者とのヒアリングの中で、「前年度までの積み残しがあって・・・」という話が出てくる。これは、ハード面（修繕等）、ソフト面（住民との関係）で、旧住宅供給公社がやり残してしまったことが指定管理者の大きな負担となったという話であるが、こういうことが実際にあると、指定管理者としてはやはり計算が狂ってくる。他の施設において、同じようなケースが今後あるかどうかは不明であるが、福井県としては指定管理者制度の導入を進めるにあたっては、これから十分に留意しておく事例といえる。

[町屋団地の A、B 棟]



[町屋団地の古い棟]



写真左は平成 17 年度に完成した町屋団地の A、B 棟、写真右は従来からある町屋団地の建物。町屋団地には 529 戸ある。

[幾久団地]



[大安寺団地]



写真左の幾久団地は老朽化が著しく全棟用途廃止予定。大安寺団地は町中からかなり離れている。幾久団地は 106 戸、大安寺団地は 48 戸である。

[上野団地]



[霞ヶ丘団地]



写真左の上野団地、写真右の霞ヶ丘団地とも県営住宅の中では新しい建物である。上野団地が 126 戸、霞ヶ丘団地が 54 戸ある。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・県営住宅の利用状況（応募状況、入退去等の状況等） ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他県営住宅の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の利用状況（入退去状況、相談申込状況、苦情処理とその対応状況） ・四半期ごとの報告書（一般修繕発生状況、退去修繕発生状況） ・その他県営住宅の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実

施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の内容

事業報告書としては、A3 で 5 ページ (A4 換算では 10 ページ) にわたる業務実績報告および自己点検・自己評価のシートが充実している。当該シートは細分化された評価項目に対し、「事業提案および平成 23 年度事業計画」、「業務実績」、「自己点検・自己評価」を並べて見せる形式で、業務としてどのようなことが行われて、どのような結果となったのかが判りやすく示されており有用である。これは、所管課、北部の指定管理者、南部の指定管理者の三者で行われている連絡調整会議の効用と考えられる。福井県が県営住宅を北部と南部にグルーピングし、それぞれ別の指定管理者を置き、それぞれの良い所を結集しようとしてことはこの点でも効果を発揮している。ただし、前述したように年度目標が定められていないので、基本協定書が要求する内容が全て記載されているわけではない。

②所管課のモニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。施設の性質上、所管課は随時、現場に赴くことになるが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

20 福井県営住宅および共同施設(社ほか5団地)

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	建築住宅課
施設の所在地	杉の木台団地（福井市三十八社町）下荒井団地（福井市下荒井町） 清水グリーンハイ団地（福井市グリーンハイ）、社団地（福井市運動公園） 御幸タウン団地（鯖江市御幸町）、北日野団地（越前市矢放町）
設置年月・根拠条例等	杉の木台団地（S48年3月）、下荒井団地（S55年6月） 清水グリーンハイ団地（S49年6月）、社団地（S44年2月） 御幸タウン団地（H5年10月）、北日野団地（S53年3月） 公営住宅法、福井県営住宅条例
設置目的	この法律は、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（公営住宅法 第1条）
施設の内容	杉の木台団地 13棟 382戸 下荒井団地 3棟 120戸 清水グリーンハイ団地 7棟 202戸 社団地 2棟 38戸 御幸タウン団地 16棟 300戸 北日野団地 2棟 80戸
利用料金	月額 8,400円～53,300円 ※入居場所、入居者の収入によって金額に変動あり
利用時間・休館日	—
施設の特徴	低廉な家賃で入居できる賃貸住宅

[杉の木台団地]



[杉の木台団地の一室]



杉の木台団地は南部地区最大の団地で382戸ある。写真右は杉の木台団地の一室であるが、従来、2戸だったものを一戸にして大家族向けに改造したタイプ。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	アイリス・辻広組グループ
制度導入年月日	平成23年4月1日

指定管理期間	H23.4.1~H28.3.31
指定管理者が行う業務	入退去関係業務、収入申告関係業務 収入申告者対策および高額所得者対策の補助に関する業務 苦情処理等に関する業務、家賃等に関する業務 家賃収納に関する業務、各種届出等に関する業務 諸修繕等に関する業務、緊急対応に関する業務 防火管理業務、保守管理業務、駐車場関係業務 財産管理に関する業務、住環境整備に関する業務 巡回点検等に関する業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理代行制度に基づく管理 ②管理者 福井県住宅供給公社

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)					85,621
指定管理料					85,621
支出(B)					84,253
保守点検費					4,038
人件費					16,023
物件費					2,482
維持修繕費					61,710
収支差額(A-B)					1,368

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

県営住宅（社ほか）の年度末入居者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居住戸数	1,029 戸	993 戸	966 戸	968 戸	962 戸	964 戸	971 戸	961 戸	1,034 戸	936 戸
入居率	90.6%	87.4%	85.0%	87.8%	84.7%	84.9%	85.5%	85.7%	92.2%	88.5%

県営住宅（社ほか）も北部地域と同様、平成 23 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。最近 10 年間の入居者数と入居率は上記のとおりとなるが、入居率の分母としているのは政策空家を除いた住宅戸数である。こちらも北部地区と同様、他の公の施設と異なり、利用者が増加すれば良いという性質の施設ではないので、外部監査としてはこの点の分析は重視していない。「サービスの質が良くなったどうか」については、定量的な分析ができないので、関係者の証言によるしかないわけであるが、この南部地区についても所管課は以前からは良くなったと認識している。平成 23 年度の入居率 88.5%については、北部ほどではないが高い数値である。

② 利用者数の把握方法

入居者数と入居率は入居許可件数で把握される。正確な数字である。外部監査では、往査時に平成 23 年度末の入居者数につき、報告のもととなった諸資料との突合を行い、適正な数値であることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

応募資料に記載されている利用率アップの方針は、こちらも指定管理者の持ち味を生かすといったものであるが、南部地域の指定管理者は福祉関連の業者であるので、北部地域の方針と方向性は若干異なる。平成 23 年度の事業報告書には、こちらも、実際に 1 年間管理した後の細かい改善策が具体的に数多く記載されている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

年度目標については、現在定められていない。

[外部監査人による分析と意見]（北部地域に対するものと同じになります）

県営住宅についても、基本協定書には、他の施設と同様「管理運営目標を設定し、その達成に努力しなければならない」、「管理運営目標は、原則として数値」とされている。しかしながら、県営住宅については他の公の施設と性格が異なり、利用者が増加すれば良い

というものではない。その結果、現在、他の施設のように数値による目標管理ができていないが、外部監査としては、当面はやむを得ぬと判断する。法律上の制約等もあり、指標の設定に困難性が高いからである。所管課としては、「目標管理というよりも、まず、指定管理者としてやるべきことをしっかりやってもらうよう指導する」という姿勢であり、確かにそのとおりにやっていると認識しているが、数値による目標管理は、指定管理者制度の根幹をなすシステムであり、これは例外なく実施されなければならない。また、基本協定書に違反している状況であることには間違いなく、所管課は指定管理者と協力して、適切な指標を早期に設定しなければならない。

(2) コストは下がっているか

福井県営住宅および共同施設(南部)は平成 23 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 23 年度以前は福井市内においては福井県住宅供給公社により管理代行制度に基づく管理が、福井市外については各土木事務所が直接管理していた。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後も利用料金は県の歳入となっている。そのため、平成 22 年度の県の歳出額と平成 23 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県営住宅および共同施設(南部)のコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	103,569	委託料上限額の算定より※1
歳入金額(B)	—	家賃等は現在も県の歳入
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	103,569	
指定管理料 1 年分(a)	85,621	平成 23 年度指定管理協定書 5 年間で 428,105 千円の 5 分の 1
増加人件費(b)	5,191	1,032 時間 ÷ 1,920 時間(年間労働時間) × 9,658 千円(概算人件費)※2
移行後のコスト(E)=(a)+(b)	90,812	
コスト比較結果(E)-(D)	△12,757	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

※1：福井県住宅供給公社の歳出額は把握することができたが、各土木事務所での事務的経費は把握することが困難であるため、平成 22 年度の歳出金額には土木事務所での事務的経費は含まれていない。

※2：管理代行制度から指定管理者制度に移行したことにより、県の建築住宅課にて入居許可等の業務が増加することになったため、対応する人件費を算定した。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 12,757 千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。コスト削減に成功した主な理由は人件費の削減によるものである。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県営住宅および共同施設(南部)の指定管理期間は5年間であるが、指定管理料は5年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で428,105千円となっている。うち311,015千円は修繕に充当することとなっている。平成23年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成23年度の指定管理料の上限額の設定にかかる資料では、不明であった土木事務所での事務的経費については別途算定根拠をもって算定しており適切に算定している。また、人件費については、平成22年の実績が49.4%の大幅な削減を前提に算定している。一方、修繕費については当初の修繕費の水準を維持しており、メリハリをつけた算定となっている。

住宅供給サービスという特殊性に応じた柔軟な上限額の設定を行っており、導入当初の指定管理料の設定は妥当であったと考えられる。ただし、導入1年目であり人件費を大幅に削減したことから、今後クレーム対応など問題が発生してくる可能性も考えられる。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するためのデータとして平成23年度1年分しかないため、当該年度の収支状況を分析すると若干の黒字となっていた。まだ1年目であり指定管理料が妥当であったかどうか判断することはできない。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成23年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、福井県営住宅および共同施設南部では利用料金は全て県の歳入となっており、その徴収についても指定管理業務の対象外となっていた。しかし、実際には県の納付書を紛失したりなど、何らかの事情で指定管理者に現金で利用料金を納付する利用者もいた。その場合には指定管理者が利用者へ領収書を発行するとともに、県の納付書にて納入することとなっていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費については、専任の人件費と按分による兼務人件費の両方が計上されていた。按分による兼務人件費の按分方法は業務実施割合による計算であり、適切に実施されていた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。また、委託費は主として保守点検にかかるものである。委託契約は全て住宅公社が利用していた

業者への特命随意契約となっていた。

その他の費用について、按分による計上などは無く問題は無かった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県営住宅および共同施設(南部)では、修繕費は指定管理料の一部として指定管理期間に 311,015 千円と基本協定書にて定められている。但し、実際の修繕費が当該金額を下回った場合はその下回った部分については、指定管理料を減額することとなっている。

住宅供給サービスという特殊性から、生活に直結する修繕が発生し、県との協議を実施する時間的猶予がない場合も考えられるため、原則的に修繕の実施については指定管理者に任せている。但し、住民に対する影響度が大きいもの（＝耐震補強など建物そのものの安全性確保に関する部分や住民全員の移住を伴うような大規模修繕）については県の直営工事として実施している。なお、指定管理料により管理物件の変更を行った時は、当該変更部分にかかる所有権は県に帰属するものとなっている。

[外部監査人の意見]（北部地域に対するものと同じになります）

指定管理料を運営にかかるものと修繕にかかるものとに分割する点について、非常に判りにくいと言わざるを得ない。さらに問題となるのは当該修繕費にかかる指定管理料が毎年精算となっており、余ったら返還することとなっている点である。これでは、指定管理者は毎年当該予算を使い切ろうという誤ったインセンティブが働いてしまうし、逆に予算以上を修繕費に充当しようとは考えないであろう。修繕についてはやるべきものはやるべきであるというのが外部監査人の意見である。

（４）インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、指定管理者の事業との相乗効果（施設修繕受託による利益および社会貢献、福祉事業拡大等）をインセンティブとして考えており、指定管理そのものの利益インセンティブは少なくとも指定管理を受けることによるそのほかの経済効果をインセンティブとして認識していた。

（５）利用料金收受業務の内部統制について

福井県営住宅および共同施設南部では前述のとおり利用料金の徴収業務は指定管理業務に含まれていないため、内部統制上の問題は無い。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。選定時の状況を理解している委員が外部評価委員になっていることから、指定管理者は成果に対して大変厳しい意見を頂いていた。指定管理者制度として大変良い傾向であり制度は有効に機能している。また、所管課の選定委員の選定が良かったものと考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

前述のとおり、杉の木台団地は昭和 47 年度、下荒井団地は昭和 55 年度、清水グリーンハイツ団地は昭和 49 年度、社団地は昭和 43 年度、御幸タウン団地は平成 5 年度、北日野団地は昭和 52 年度と、設置時期は古いものから新しいものまで様々である。建物一つ一つについては老朽化しているものもあるが、耐震化等、計画的に改築を行っているので、新しく見えるものもある。外部監査としては監査手続として、6 つの団地を訪れてはいるが、他の施設で行ったように施設の隅々まで見て回るといったことはできない。したがって他の施設の項で述べているように施設内の問題となる箇所を列挙することはしない。ただし、北部地区と同様、南部地区の指定管理者も住民への対応や修繕に関して所管課と密接に連動している。必要な修繕ができていないということはないと推測する。

当該施設に関しては、福井県が所有する備品は存在しない。

②立地自治体との連携

北部地区は 5 団地のうち霞ヶ丘団地だけが坂井市で、残りは福井市にある。住宅戸数でいえば福井市にあるものが 94%で、6%が坂井市となる。これに対し、南部地区は 6 団地の

うち、福井市が4団地、鯖江市が1団地、越前市が1団地で、住宅戸数の割合は、それぞれ66%、27%、7%となっている。南部地区の指定管理者としては、立地するそれぞれの自治体の対応の違いにも戸惑っているようである。県営住宅が立地する市や町と指定管理者との連携の充実を図っていくことも所管課の課題である。

[社団地]

[下荒井団地]



社団地は福井市営団地と隣接している。県営住宅は2棟だけであるが、福井市営住宅群をあわせると団地としての規模は大きい。下荒井団地周辺にも団地が複数あるが、県営住宅は最も山側である。

[清水グリーンハイツ団地]

[杉の木台団地]



清水グリーンハイツ団地は、旧清水町と旧福井市の境に立地している。杉の木台団地は、13棟、382戸の南地域最大の団地である。

[御幸タウン]



[北日野団地]



御幸タウンは、16棟、300戸あるが低層の建物が主体である。北日野団地は越前市の南に立地している。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・県営住宅の利用状況（応募状況、入退去等の状況等） ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他県営住宅の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の利用状況（入退去状況、相談申込状況、苦情処理とその対応状況） ・四半期ごとの報告書（一般修繕発生状況、退去修繕発生状況） ・その他県営住宅の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めた時、福井県は随時報告を求められることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は、速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の内容

事業報告書は、若干の相違はあるが北部のものとよく似ており詳細で充実している。これは、所管課、北部の指定管理者、南部の指定管理者の三者で行われている情報交換会の

効用と考えられる。福井県が県営住宅を北部と南部にグルーピングし、それぞれ別の指定管理者を置き、それらの良い所を結集しようとしたことは、この点でも効果を発揮している。ただし、前述したように年度目標が定められていないので、基本協定書が要求する内容が全て記載されているわけではない。これは、北部と同様である。

②所管課のモニタリング

モニタリングについても北部と同様である。施設の性質上、所管課は随時、現場に赴くことになるが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

2 1 福井県立馬術競技場

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	スポーツ保健課
施設の所在地	福井市海老助町 8-1
設置年月・根拠条例等	昭和 57 年 7 月 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例
設置目的	県民の体育のレクリエーションの振興を図るため、福井県立体育施設（馬術競技場）を設置。
施設の内容	【管理棟】 鉄筋コンクリート造 2 階建 【厩舎】 鉄筋造 2 階建（収容能力 馬 30 頭） 【覆馬場】 20m × 40m 【競技場面積】 敷地面積 19,040 m ² 馬場（競技用）7,905 m ² 馬場（ポニー用）1,571 m ²
利用料金	【馬場】 個人 1 時間につき 学生等 90 円、一般 160 円 団体 半日 9,300 円、1 日 18,600 円 【馬】 1 頭 1 時間につき 2,600 円 【馬房】 1 馬房 1 日につき 770 円 【合宿所】 宿泊 1 人 1 泊につき 学生等 210 円、一般 450 円 宿泊以外の利用 2 畳間 1 間 1 時間につき 学生等 160 円、一般 310 円 8 畳間 1 間 1 時間につき 学生等 80 円、一般 80 円 学生等 100~110 円、一般 300~330 円
利用時間・休館日	毎週月曜日、12/28~1/3
施設の特徴	県内唯一の馬術競技の強化拠点 保育園児や幼稚園児、障害者等を対象とした乗馬体験会の開催 開設から 30 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。

[福井県立馬術競技場の管理棟]



[福井県立馬術競技場の厩舎と覆馬場]



写真左は福井県立馬術競技場の入口である。入口を入るとすぐに管理棟がある。看板には「福井ホースパ

ーク」と記されている。写真右は右側が厩舎で左側が覆馬場。覆馬場は屋内練習場である。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	学校法人 金井学園
制度導入年月日	平成18年4月1日～
指定管理期間	H18.4.1～H23.3.31 H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・利用料金に関する業務 ・馬術競技場の維持管理に関する業務 ・馬術競技の指導および助言に関する業務 ・その他馬術競技場の管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ①管理形態：管理委託 ②管理者：福井県馬術連盟

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入(A)	22,563	21,210	17,250	19,710	19,245
指定管理料	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
利用料収入	12,302	15,316	10,960	13,899	13,453
その他収入	5,361	994	1,390	911	892
支出(B)	20,770	25,788	23,823	21,645	22,455
人件費	10,943	12,922	13,898	12,141	11,805
管理費	9,827	12,866	9,925	9,504	10,650
収支差額(A-B)	1,793	△ 4,578	△ 6,572	△ 1,935	△ 3,210

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

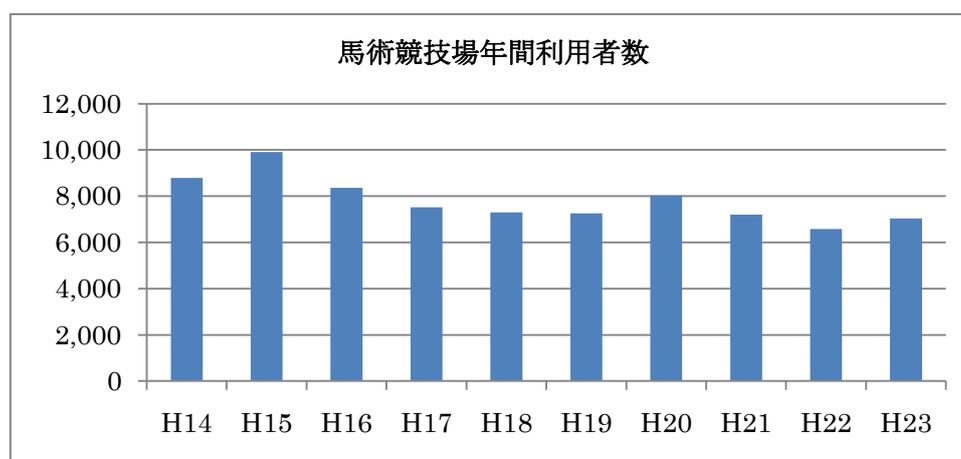
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

馬術競技場の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者数	8,788	9,912	8,364	7,513	7,298	7,254	8,036	7,196	6,577	7,030



馬術競技場は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。ここ 10 年間の利用者数は上記のとおりでありやや減少傾向が見られるが、外部監査としては、指定管理者制度の導入との関連性は薄いと認識している。利用者の中では福井工業大学馬術部、福井高等学校馬術部の占める割合が極めて大きく、馬術競技場の年間利用者数はこれらの部員数に影響されるからである。つまり、馬術部員が多い年度は利用者数が多く、馬術部員が少ない年度は利用者数が少ないということである。平成 22 年度において年間利用者数が落ち込んでいるのは、部員数が少無かったためである。

② 利用者数の把握方法

利用者には整理券を発行しており、把握される利用者数は正確といえる。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

全体としては、競技場の PR や新しい企画による利用率を目指しているが、平成 23 年度においてはホームページやメールなどを活用した広報に力を入れている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

目標管理については実績報告書に記載は無いが、馬術競技場としては、会員数の増加（前年度比 5%増）、預託馬の増加（前年度比 1 頭増加）、国体入賞者の増加を念頭に置いた業務を展開している。

[外部監査人による分析と意見]

①数値目標と利用度および競技力について

具体的な数値を掲げての目標管理は、指定管理者制度の重要な柱の一つである。どういった施設かに関わらず、これは例外なく行われるべきである。

馬術競技場については、現在、上記の 3 項目を念頭に業務を展開している。指定管理者の視点、つまり業者の視点からすれば、これらのことを念頭に置くのは当然であり、合理的であるが、公の施設である以上公の視点もほしい。福井県の視点としては、やはり「なるべく多くの県民が利用する」ということになるだろう。上記 3 項目も大事だが公の施設として年間利用者数を数値目標のトップに持っていくべきであろう。

ただし、競技によっては、一般の利用者を増加させようとするると競技力の向上に支障をきたす場合がある。福井県立馬術競技場の指定管理者である金井学園と、指定管理者ではないが福井県立馬術競技場に深い関連がある福井県馬術連盟の悩みはそこにある。過去の成績が示すように馬術は福井県にとって有力な競技である。所管課であるスポーツ保健課は、6 年後の国体のことも考慮しながら方向性を示す必要がある。

(2) コストは下がっているか

福井県立馬術競技場は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

[福井県立馬術競技場のコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	8,070	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	3,125	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	4,945	
指定管理料 1 年分(E)	4,900	平成 18 年度指定管理協定書 5 年間で 24,500 千円
コスト比較結果(E)-(D)	△45	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 45 千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県立馬術競技場の指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 24,500 千円となっている。平成 18 年度当初および平成 23 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されていた。

平成 23 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると平成 19 年度以外は経常的に赤字を計上しており、結果として指定管理料は不足していたこととなる。指定管理者によれば、馬の飼料にかなりの金額がかかるため利益を計上することは非常に難しいとのことであった。また、馬を預かることによる預託収入が利用料収入のうち 70%以上を占めているが、馬を預かるサービスの需要は非常に限られており、収入の増加は容易ではないという事業の特殊性も影響していると考えられる。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、預託金収入は全て指定管理者である金井学園からの収入であり、全額振込により入金され年度毎に適切収入計上されていた。その他の会費等については、指導員がチケットを現金販売することで収入計上されていた。売上による現金は 1 週間に一度集計され通帳に入金されていた。収益計上時期について適切に処理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、専任 2 名、非常勤 1 名の人件費の計上であり、兼務 2 名については計

上されておらず、按分による計上は無かった。

委託費は 280 千円であり重要な委託契約は無かった。協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。

その他の費用について、按分による計上などは無く問題は無かった。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県立馬術競技場では 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、指定管理者の馬術競技に対する思いがインセンティブになっているとのことであった。指定管理者の事業と密接に関連していることもあり、指定管理業務が赤字であっても指定管理を受けることそのものをインセンティブとして認識していた。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県立馬術競技場では前述のとおり、預託金等の振込もしくはその他利用料金のチケット販売に基づき入金処理がなされている。預託金等については利用者が限られており、年間の収入について適切に管理されている。その他の利用料金について、チケットは連番管理されており、重要な印刷物として管理されていた。以上より、下記を除き利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

[外部監査人の意見]

利用料金収受業務について担当者を明確に区分していない。相互牽制を基本とした内部統制を構築すべきである。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。事業の特殊性があるため、外部評価委員からのアドバイスは特に有効とは感じてい無かった。選定委員の選定および外部評価委員会の運営に工夫が必要と考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

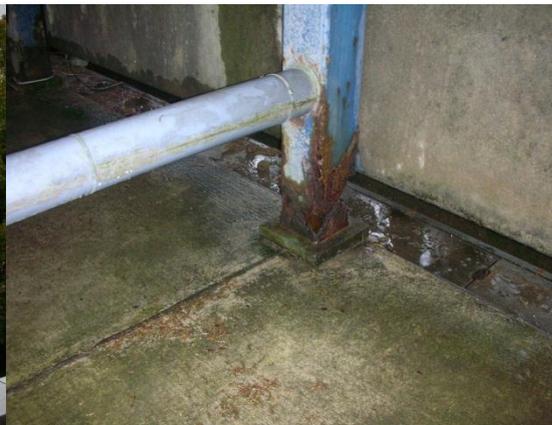
福井県立馬術競技場は、昭和 57 年 7 月の設置であり、福井県が所有する公の施設の中でも最も古いものの一つといえる。したがって、施設の老朽化が著しく、覆馬場の屋根や雨どい、外来厩舎、馬洗い場、といった修繕が必要と思われる箇所が多数見受けられた。また、修繕ということではないが、アンケートで繰り返し要望がある男女別のトイレの設置など、「学生が使う練習場」としてはともかく、「一般の人も利用する公の施設」としては、かなり施設面で問題がある状況となっている。福井国体のこともあるが、スポーツ保健課としては、これらの修繕につき検討の時期に入っている。

備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、備品シールが貼付されていないものがあった。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。

[覆馬場の屋根]



[馬洗い場の状況]



写真左は覆馬場である。写真では上手く伝えられないが、屋根の錆がひどく雨漏りがしている。また、建物の裏手の雨どいが完全にとれて無くなっている。写真右は馬洗い場の足の部分であるが、腐食している。腐食は設備全体に及んでいるので、地震などの強い揺れがあれば倒壊する危険性もある。

②従来の競技場とは異なった捉え方

馬術が県民の皆さんから敷居の高いスポーツと考えられていることは想像に難くないし、外部監査のメンバーもそのように思っていたが、現在の福井県馬術競技場の取り組みを見ると、馬術が福祉や教育と親和性の高いスポーツだということが判る。具体的には、養護学校や自立支援施設の生徒さんの利用が目につく。しかも、ポイントは利用者の評判がすごくいいということである。この施設はそもそも「心のいやし」とか、そういったことが得意なのではないか。こういったことが得意な公の施設は福井県内にありそうでない。指定管理者や所管課はここをもっと深く本格的に取り組んでみるべきではないか。福井県としても、福井県立馬術競技場のあり方としてこの点をもう少しクローズアップした方がよいのではないか。

「単なる商業施設でなく単なるスポーツ施設ではなく、福祉や教育という視点を強く持った施設」という位置づけであれば、福井県がこれを維持していることと、学校法人が指定管理者となっている状況にぴったりフィットする。それに、そういった位置づけであれば施設が少々汚くとも問題はない。むしろ、華美な施設でない方がよい。したがって、その場合外部監査としては、施設の名称も「馬術競技場」ではなくて、「ホースパーク」の方がよいと考える。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
-------	-------	-------

<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・馬術競技場の利用状況 ・馬術競技場の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他馬術競技場の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬術競技場の利用状況 ・馬術競技場の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他馬術競技場の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。
--	---	---

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

事業報告書には、サービス向上等についての指定管理者の取り組みが丁寧に記載されていて指定管理者の努力が判りやすく示されていると感じるが、当該施設の事業報告書には、数値目標とその達成率についての記載が無い。基本協定書の第 30 条の趣旨は数値目標を定めて、それに対して努力をするというものであるので、数値目標とその達成率の記載は事業報告書にはどうしても必要である。所管課は他の指定管理者の報告書を参考に、この部分につき適切な記載となるよう指導すべきである。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。競技場には月 1 回のペースで行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

2 2 福井県立ライフル射撃場

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	スポーツ保健課
施設の所在地	福井市杉谷町49-40-2
設置年月・根拠条例等	平成元年6月 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例
設置目的	県民の体育のレクリエーションの振興を図るため、福井県立体育施設（ライフル射撃場）を設置
施設の内容	敷地面積 7,550 m ² 【射撃場】 スモールボアライフル（50m ライフル）、エアライフル（10m エアライフル）併用 26 射座バツフル式 ビームライフル 4 射座 【付属施設】 事務室、便所、倉庫、湯沸室 他
利用料金	1 人につき 5 時間未満 150 円 1 人につき 5 時間以上 290 円
利用時間・休館日	不定休
施設の特徴	県内唯一のライフル射撃競技の専用競技場 北信越国体などの公式大会が開催できる競技場 ジュニアを対象としたビームライフル体験教室を開催

[福井県ライフル射撃場外観]



[福井県ライフル射撃場の内部]



福井県ライフル射撃場は福井県立足羽高等学校のすぐ近くにある。「山の中だが市街地からは大変近い」という立地である。ただし、ここにこういった施設があることは福井市内の人もほとんど知らないはずである。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	福井県ライフル射撃協会
制度導入年月日	平成18年4月1日～

指定管理期間	H18. 4. 1 ~ H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~ H28. 3. 31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・利用料金に関する業務 ・ライフル射撃場の維持管理に関する業務 ・ライフル射撃競技の指導および助言に関する業務 ・その他ライフル射撃場の管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ①管理形態：管理委託 ②管理者：福井県ライフル射撃協会

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)	541	470	492	523	614
指定管理料	430	430	430	430	430
その他収入	111	40	62	93	184
支出 (B)	541	470	492	523	614
人件費	10	0	10	0	0
物件費	531	470	482	523	614
その他支出	0	0	0	0	0
収支差額 (A - B)	0	0	0	0	0

(4) 自主事業の実施状況と収支

該当なし

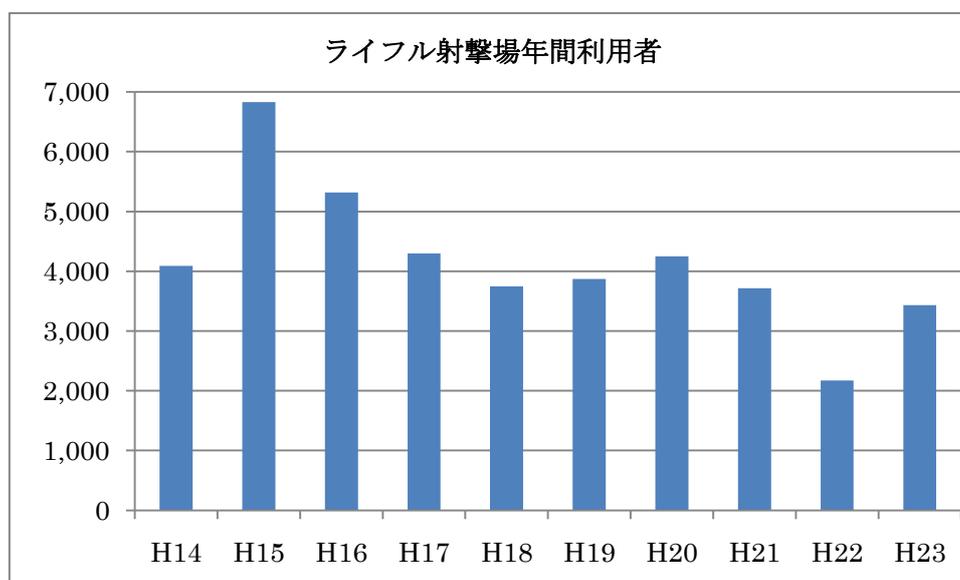
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

ライフル射撃場の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	4,089	6,830	5,319	4,296	3,749	3,872	4,250	3,717	2,174	3,435



ライフル射撃場は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。ライフルの使用については銃刀法等の規制があるので、そもそもベースとなる射撃場の利用者は限られてくる。ただし、ライフル射撃場にはビームライフル射場もあり、利用者数の変動要因は主にこちらを利用する高校生である。即ち、ライフル部の部員が多い年度には利用者数が多く、ライフル部の部員が少ない年度には利用者数は少ない。特に、平成 15 年度については年間利用者数のうち 5,600 人が高校生の部活動であり、これだけで他の年度の利用者数を超えてしまっている。逆に、平成 22 年度において年間利用者数が落ち込んでいるのは、部員数が少無かったためである。外部監査としては、当該施設についても馬術競技場と同様、制度の導入と利用者数の間の関連性が薄いと認識している。

② 利用者数の把握方法

利用者数は利用者名簿により把握される。正確な数値と言える。外部監査では、往査時に平成 23 年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

指定管理者である福井県ライフル射撃協会は、定期的なビームライフル教室やビームライフルクラブの活動による底辺の拡大を目指している。

[小学校での体験教室の様子]



平成 23 年度の体験教室は 7 回で参加者は 426 人。写真は平成 24 年度に行われた時のもの。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

目標管理については実績報告書に記載はないが、ライフル射撃場としてはビームライフルクラブの月 1 回の開催を念頭においた業務を展開している（平成 23 年度は 14 回開催）。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度と目標管理について

具体的な数値を掲げての目標管理は、指定管理者制度の重要な柱の一つである。どういった施設かに関わらず、これは例外なく行われるべきである。数値目標としては、公の施設ということを考慮すれば、本来ならば「ライフル射撃場の年間利用者数全体」が良いのかもしれないが、ライフルの使用には様々な規制もあり、外部監査人としては、「誰でも利用できる」ビームライフルに的を絞った現在の目標管理を支持する。ただし、具体的な数値を目標とすることは必要である。管理すべき数値目標としては「ビームライフルの年間利用者数」が良いのではないか。ビームライフル利用者数は指定管理者の努力により、今後、急激に増加していくと見られる。所管課は指定管理者の具体的な数値による目標管理をしっかりとフォローすべきである。

②所管課の方向性と整合性のある対応

指定管理者が努力を続ければ、大抵の施設は利用者が増加傾向となることは、今回の外部監査の結果明白となっている。ライフル協会のビームライフルクラブについても、指定管理者の的を得た活動の結果、参加希望者が増加しているが、設備が足りない結果、「希望

者が多すぎて断っている」状況となっている。現在、ビームライフルの設備は写真のように 5 組しかない。これを例えばビームライフルクラブに使用すれば、高校の部活動は制限を受けてしまうことになり、指定管理者である福井県ライフル射撃協会には、底辺拡大へのジレンマがある。ビームライフル競技の備品は1セット 100 万円程度で、決して安価なものではないが、「利用者増が恒久的なもの」と福井県が判断した場合、ビームライフル競技の備品増強を検討課題としないのは「利用者増」の方針と整合性がとれなくなる可能性がある。

[ビームライフル競技の練習場]



(2) コストは下がっているか

福井県立ライフル射撃場は平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

[福井県立ライフル射撃場のコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	431	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	0	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	431	
指定管理料 1 年分(E)	430	平成 18 年度指定管理協定書 5 年間で 2,150 千円
コスト比較結果(E)-(D)	△1	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 1 千円減少しているが、非常に少額である。指定管理者制度への移行はコストの面への影響はほとんどない。そも

そも、維持コストが既に相当低い施設であり、コスト削減には限界がある。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県立ライフル射撃場の指定管理期間は5年間であるが、指定管理料は5年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で2,150千円となっている。平成18年度当初および平成23年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成18年度当初の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されていた。

平成23年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去5年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成19年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると全て収支差額がゼロとなっていた。これは、足りない分を指定管理者である福井県ライフル射撃協会が負担金として負担しているためであり、指定管理料は毎年不足していることを示している。この点から結果として指定管理料は不足していたこととなる。これは修繕などの予定されていない支出が発生すると、どうしても収支が悪化するためである。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成23年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料収入は発生していない。これは、福井県ライフル射撃協会の会員と学生以下は利用料が免除となっているが、利用者が全てこれら免除対象者に限られているためである。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、指定管理者である福井県ライフル射撃協会からボランティアにより無償で派遣されており発生していない。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として施設清掃、維持等にかかるものである。なお、委託金額に応じた見積合わせ

などの手続きが定められてい無かったが、委託金額 100 千円以上のものについても 2 社以上の見積合わせの手続きが実施されてい無かった。

その他の費用について、按分による計上などは無く問題は無かった。

[外部監査人の意見]

委託金額に応じた手続きの定めが無ければ県と同等の取り扱いをすべきである。そのため、委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、1,000 千円以上のものは入札により相手先を選定すべきである。また、見積合わせを実施せずに契約する場合にはその理由が必要である。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。福井県立ライフル射撃場の会計上の事業規模は小さいため、帳簿としては自己作成の現金出納帳しかない。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

[外部監査人の意見]

帳簿組織を整備するために会計帳簿はシステム化すべきであるというのが外部監査人の立場であるが、小規模な組織においては簡単な帳簿体系でも十分であると考え。会計帳簿をシステム化する目的は、事後的に検証可能とすることであるため、一目で検証可能な規模であれば、あえてシステム化は必要ない。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県立ライフル射撃場では修繕は県が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、指定管理者の存在意義から指定管理を受ける必然的な強いインセンティブが認められる。特定の者が利用者となっており指定管理者の活動目的と一致している

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県立ライフル射撃場では、利用者が全て利用料金免除該当者のため、実際に利用料金が発生することはない。そのため、内部統制についても整備されていない。この点について、ライフル射撃という特殊な競技であるため今後も利用料金が発生する見込みがないことから、内部統制は必要ないと考える。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。利用者目線で様々な気づきを得る機会であり当制度は有効であるとの意見であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

施設の使用に問題があるというわけではないが施設の一部は経年劣化している。今後、計画的な修繕が必要であろう。

[塗装がはげ落ちている部分]



[割れている蛍光灯カバー]



備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、備品シールが貼付されていないものがあった。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼付することが必要である。また、備品台帳の中には案内板（案内板というよりも標識）など、備品ではなく構築物等他の区分で管理すべきものがみられた。備品の適正な管理を行っていくためには備品として管理すべきものの対象を明確にしておかなければならない。

[備品シールが貼付されていない備品]



[備品とすべきでない物品]



写真左はビームライフルの銃。福井県ライフル射撃場には危険物等の重大な注意を以って管理すべき備品はない。写真右は備品台帳では「案内板」である。備品の範疇には入らないし案内板という名称も少しちがう。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・ライフル射撃場の利用状況 ・ライフル射撃場の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他ライフル射撃場の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフル射撃場の利用状況 ・ライフル射撃場の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他ライフル射撃場の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めた時、福井県は随時報告を求められることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

基本協定書第 30 条によれば、事業報告書には、管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目的達成のために取り組む具体的内容を記載しなければならないとなっており、その管理運営目標は利用者数などの具体的な数値とされている。報告書からは指定管理者の努力の方向性が見えるが、数値目標とその達成率が具体的に記載されていない。所管課は、他の指定管理者の報告書を参考に、この部分につき適切な記載となるよう指導すべきである。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

2 3 福井県立アーチェリーセンター・クライミングセンター

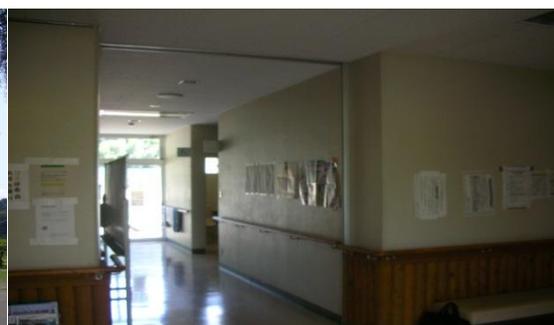
1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	スポーツ保健課
施設の所在地	福井市合谷町1字5
設置年月・根拠条例等	平成10年5月 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例
設置目的	県民の体育のレクリエーションの振興を図るため、福井県立体育施設（アーチェリーセンター・クライミングセンター）を設置。
施設の内容	<p>【アーチェリーセンター】 競技面積 9,600 m²、射程距離 90m、24的 夜間・雨天練習用 射程距離 50m、3的</p> <p>【クライミングセンター】 屋外クライミングウォール 高さ 15m 屋内クライミングウォール 高さ 8m 屋内ボルダリングウォール</p> <p>【管理棟】 鉄筋コンクリート造 延床面積 711.68 m² 会議室、更衣室、倉庫、シャワー室、事務室 他</p>
利用料金	<p>【アーチェリーセンター】 専用する場合 1面につき 学生等 500～700円、一般 1,500～2,100円 専用しない場合 1人1回につき 学生等 100～110円、一般 300～330円</p> <p>【クライミングセンター】 学生等 100～140円、一般 300～420円</p> <p>【会議室】 学生等 160～210円、一般 460～620円</p>
利用時間・休館日	毎週月曜日（祝日に当たる時は、その直後の休日でない日）
施設の特徴	<p>【共通事項】 北信越国体などの公式大会が開催できる競技場 競技普及のための利用者講習会を開催 バリアフリーへの対応も充実（障害者用シャワーなど）</p> <p>【アーチェリーセンター】 県内唯一のアーチェリー競技の専用競技場</p> <p>【クライミングセンター】 近隣県でもまれに見るクライミング競技の専用競技場</p>

[アーチェリークライミングセンター外観]

[アーチェリークライミングセンター内部]



アーチェリー・クライミングセンターは、アーチェリーの競技場とクライミングの競技場が併設された施設である。写真左は、両競技共通の管理棟（左側の背が低い施設）とクライミングの練習場（右側の背の高い施設）であり、この建物の裏側が、アーチェリーの競技場となっている。

（２） 指定管理者の状況

指定管理者名	福井県アーチェリー・クライミング振興協議会
制度導入年月日	平成18年4月1日～
指定管理期間	H18.4.1～H23.3.31 H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・利用料金に関する業務 ・アーチェリークライミングセンターの維持管理に関する業務 ・アーチェリー競技・クライミング競技の指導および助言に関する業務 ・その他アーチェリークライミングセンターの管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ①管理形態：管理委託 ②管理者：福井県アーチェリー・クライミング振興協議会

（３） 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入（A）	8,239	8,537	8,463	9,124	9,074
指定管理料	6,185	6,185	6,185	6,185	5,680
利用料収入	1,654	2,085	2,014	2,659	3,105
その他収入	400	267	264	280	289
支出（B）	8,080	8,356	8,265	8,918	8,806
人件費	2,738	2,742	2,732	2,742	2,747
物件費	5,342	5,611	5,523	6,167	6,047
その他支出	0	3	10	9	12
収支差額（A－B）	159	181	198	206	268

（４） 自主事業の実施状況と収支

該当なし

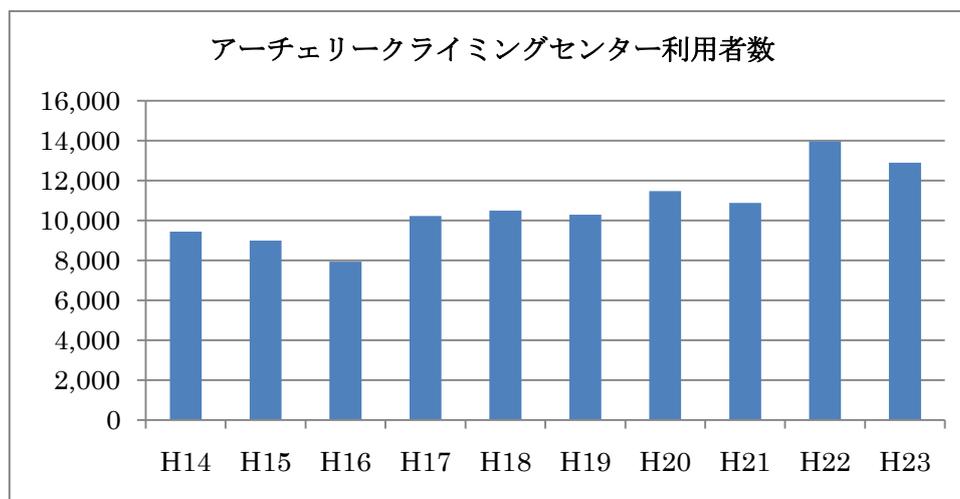
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

アーチェリークライミングセンターの最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	9,441	8,989	7,937	10,212	10,492	10,277	11,462	10,872	13,961	12,895



アーチェリークライミングセンターは平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。当該施設はアーチェリーセンターとクライミングセンターが一体となったものであるが、利用者数の内訳はアーチェリーセンターが約 2 割でクライミングセンターが 8 割である。最近における利用者数の増加は、一般利用が多いクライミングセンター利用者数の増加が寄与している。一方、アーチェリーセンターは学生（部活動）が利用の中心であるが、大きな大会等があれば、全体の利用者数を押し上げ、そうでなければ全体の利用者数を減少させる。平成 23 年度の利用者数の減少はアーチェリーセンター利用者の減少が要因である。

② 利用者数の把握方法

利用者数は利用者名簿により把握される。正確といえる。往査時に過年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

福井県山岳連盟や福井県アーチェリー協会による競技普及のための利用者講習会に力を

いれるとともに、積極的な広報活動行っている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は利用金額 2,737 千円であり、平成 23 年度の実績は 3,104 千円であったので達成率は 113%である。年度目標は平成 22 年度比で 3%アップの数値を設定している。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

指定管理者制度を導入しているスポーツ施設である馬術競技場、ライフル射撃場、アーチェリークライミングセンター、ホッケー場のうち、利用者数が明らかな増加傾向を示しているのは、このアーチェリークライミングセンターである。この結果には、競技の性質が少なからず影響していると考えられる。馬術、ライフル、ホッケー、アーチェリー、特に馬術とライフルについては競技者がかなり限られてくるので、利用者を増やすのは容易なことではない。一方、クライミングについては、一般の人たちが利用者の主体であり、そういった意味では指定管理者の努力が反映しやすい施設といえる。クライミングセンターの実績は、一般の人が主に利用するスポーツ施設に対しての指定管理者制度の有効性を示しているといつて良い。

②所管課としての方向性の明示

競技によっては、競技人口の拡大＝競技力の向上とならないケースがある。近年のクライミングセンターの実績は上記のとおりであり利用者増の傾向となっているが、指定管理者である福井県アーチェリー・クライミング振興協議会には、「これでは、競技力は上がらなくなってしまう」という悩みもある。一般の人の利用が多い結果、ルート of 難易度を調整しにくいからである。所管課であるスポーツ保健課は指定管理者と協議し、方向性を明示すると良いが外部監査としての立場は明白である。公の施設というのは広く一般の人が利用することを前提としている。一部の人のためのものではない。「普通の人が、休日や仕事終わりに楽しく利用する。しかも、それによって健康増進が図られ、医療費の削減にも繋がる」、これこそが体育レクリエーション施設であるアーチェリー・クライミングセンターの設置目的であって、現在の指定管理者の方向性は正しい。競技力の向上には別の方策を以ってすべきである。

(2) コストは下がっているか

福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターは平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約

では利用料収入は県の歳入として計上されていた。指定管理者制度導入後は利用料金を指定管理者が収入としている。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

〔福井県立アーチェリークライミングセンターのコスト比較〕

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	7,869	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	1,583	平成 17 年度実績
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない
比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	6,286	
指定管理料 1 年分(E)	6,185	平成 18 年度指定管理協定書 5 年間で 30,925 千円
コスト比較結果(E)-(D)	△101	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは 101 千円減少しており、コストの面では指定管理者制度への移行は成功であったと言って良い。コストの削減は主として利用料収入が増加したことにより図られている。利用料収入は指定管理者制度への移行後大幅に増加しており、平成 23 年度での利用料収入は 3,104 千円と平成 17 年度に比べ 96.0%増加している。これは、主としてクライミングセンターでの利用者が増加しているためである。この点について、外部監査人の評価は人件費を削減してのコスト削減よりも良いである。しかし、施設を管理する協会としては利用者の増加が県の競技力向上に繋がっていないとの悩みもあるようである。この点について、確かに競技人口の増加が必ずしも競技力向上とはならない場合がある。クライミングセンターはその好例かもしれない。

〔外部監査人の意見〕

指定管理者制度移行の目的は、利用度の向上と県が負担するコストの削減である。福井県立アーチェリークライミングセンターは両方を両立した成功事例と言える。利用度の向上により利用料収入が増加し、県の負担すべきコストが減少している。

(3) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの指定管理期間は 5 年間であるが、指定管理料は 5 年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で 28,400 千円となっている。平成 18 年度当初および平成 23 年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成 18 年度当初の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績に基づき算定されており、合理的に算定されていた。

平成 23 年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去 5 年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成 19 年以降の指定管理業務の収支の状況を見ると毎期若干の利益が計上されており、結果として、指定管理料は妥当であったといえる。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、全て窓口で現金収入により計上されている。毎日の利用者と収入額をまとめ、1 週間に一度現金を銀行へ入金している。基本的には当該銀行への入金額をもって利用料収入の計上としているが、明確な計上基準はない。なお、未収などは発生しておらず利用料金は適切に計上されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について全て専属の施設管理人（アルバイト）への支払による計上であった。その他の人員はボランティアにて協会から無償で派遣されており、按分による計上は無かった。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として施設清掃、維持等にかかるものであり委託金額 100 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより契約されており問題無かった。なお、委託金額 1,000 千円以上のものは無かった。

その他の費用について、100 千円以上のものであっても、見積合わせをせずに購入していた。

[外部監査人の意見]

独自の会計にかかる規程が無いのであれば県の財務規則に従い 100 千円以上の物品購入は、原則として見積合わせをすべきである。また、見積合わせを実施せずに購入する場合にはその理由が必要である。県は適切な取引が行われているかについて、事後的に検証で

きる体制をとる必要がある。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。福井県立アーチェリークライミングセンターの会計上の事業規模は小さいため、帳簿としては自己作成の支出と収入の一覧表しかない。また、現金出納帳も作成されていないが、現金払いのものも全て通帳で同額引き出すことにより、通帳を現金出納帳代わりとしていた。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

[外部監査人の意見]

帳簿組織を整備するために会計帳簿はシステム化すべきであるというのが外部監査人の立場であるが、小規模な組織においては簡単な帳簿体系でも十分であると考え。会計帳簿をシステム化する目的は事後的に検証可能とすることであるため、一目で検証可能な規模であれば、あえてシステム化は必要ない。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターでは 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(8) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(4) インセンティブについて

現場で指定管理者に確認したところ、指定管理者の存在意義から指定管理を受ける必然的な強いインセンティブが認められる。ボランティアで運営しているようなものであり、利益インセンティブは働いていない。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県立アーチェリーセンターおよびクライミングセンターでは、前述のとおり利用料

金は全て窓口で現金収入により計上されている。現在、窓口での利用料金の徴収は 1 名で行っている。1 名で利用料金收受業務を全て実施することは内部統制上問題である。

[外部監査人の意見]

組織で実施される業務については、不正リスクを認識し、不正防止手続の一環として内部統制を構築する必要がある。現金を扱う利用料金收受業務など不正が発生しやすい業務であればなおさらである。組織の規模や扱う金額によっては簡易な内部統制でも良いので、1 人に完全に任せると言うことが無いようにすべきであるというのが外部監査人の考えである。なお、民間でも担当者 1 名に業務を任せてしまうこともあるが、その場合は「何らかのシステムを利用する」、「事後的に検証可能な体制をとる」など適切な対応がとられている。

(6) 指定管理者の選定手続きについて

選定手続きの妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、所管課の担当者にヒアリングを実施した。説明会参加状況、申し込み状況、選定委員会の運営状況等を確認し、指定管理者は所定の諸手続きに基づき選定されていることを確認した。

(7) 外部評価委員制度について

外部評価委員は選定委員会構成メンバーから選定されている。外部評価委員会の議事録や評価報告書等の一連の書類を確認した結果、手続上の問題は無かった。また、制度の有効性を確認するため、現地にて指定管理者に対し外部評価委員制度の評価についてヒアリングを実施した。利用者目線で様々な気づきを得る機会であり当制度は有効であるとの意見であり、有効に機能していると考えられる。

(8) 施設の状況

①施設・備品について

アーチェリー・クライミングセンターは平成 10 年度の設置であり、平成 25 年度には設置後 15 年目を迎える。会計上、給排水設備、空調設備といったいわゆる建物附属設備の耐用年数は 15 年であり、現実的にもこれらの設備の大規模修繕は 15 年周期で行われることが多い。現在、施設の使用に問題が生じるような状況にはないが、建物附属設備については、今後、綿密な修繕計画が必要となる。

備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認したが、備品シールが添付されていないものがあった。備品シールは福井県のものであることを証するため必ず貼

付することが必要である。また、アーチェリーの的畳については、備品台帳と現物との数が相違しているが、これは、アーチェリーの的畳は使用によりどんどん劣化するため、次々と取り換えていくためである。こういったものは、その性質上消耗品として取り扱うべきであり備品として管理すべきでない。

[備品シールが貼付されていない備品]



[備品とすべきでない物品]



②施設の利用時間と特殊な形態について

成果が上がっている施設であるアーチェリー・クライミングセンターに関して、外部監査が注目しているのは、まず、利用時間である。アーチェリー・クライミングセンターは指定管理者制度導入後、夜 10 時までの開館となった。指定管理者によれば、「お客さんがやって来るのは 7 時から 9 時ごろで、10 時まで開館しているのは、お客さんにとっては当たり前のこと」との認識である。利用者のライフスタイルに施設の運営方針をぴったり一致させている。外部監査としては、指定管理者制度の良い面、「利用者目線」と「柔軟な対応」端的に発揮された代表例であると考えられる。

次に、外部監査が注目するのがアーチェリーとクライミングが一つの施設に同居するという特殊な形態である。「施設をつくったタイミング」の問題で、これらは一体の施設となったが、もともと「系統の違う 2 つの競技を同じ施設で」という発想のものではない。しかし、他に例を見ない形態の施設であるアーチェリー・クライミングセンターの運営から、福井県が参考になることは少なくないはずである。結果的には便利な面もあるし、そうでない面もあると思うが、所管課としては良い面を引き出していくような管理を心掛けるべきである。

[クライミングウォール]

[アーチェリー場]



アーチェリー・クライミングセンターの主要設備。クライミングウォールは屋内の設備、アーチェリー場は屋外の設備となる。

(9) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・アーチェリークライミングセンターの利用状況 ・アーチェリークライミングセンターの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他アーチェリークライミングセンターの管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーチェリークライミングセンターの利用状況 ・アーチェリークライミングセンターの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他アーチェリークライミングセンターの管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認められた時、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅しているが、管理運営目標の評価の結果や目標達成のために取り組む具体的内容の充実度が、他の指定管理者の事業報告書に比べてやや分量的に不足している。所管課は他の指定管理者の報告書を参考に、この部分を充実させるような指導を行うと良い。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。